

盛岡市  
高齢者保健福祉計画・  
第6期介護保険事業計画

平成27年3月  
盛岡市

## は じ め に

我が国の65歳以上の高齢者人口は、昭和45年（1970年）に総人口の7%を、平成6年（1994年）には14%を、さらに平成25年（2013年）には25.1%を超えて、「超高齢社会」となり、高齢化が急速に進行しています。

内閣府発行の平成26年版高齢社会白書によれば、高齢者人口は「団塊の世代」が65歳以上となる平成27年には3,395万人を超え、「団塊の世代」が75歳以上となる平成37年には3,657万人に達すると見込まれ、その後も高齢者人口は増加を続け、平成54年に3,878万人でピークを迎えた後、減少に転じると推計されております。

本市の人口は、東日本大震災の発生に伴い一時的な変動はあるものの、少子高齢化の進展により高齢化率の上昇や人口の減少に対する傾向は変わらないものと推測されます。

このような状況を踏まえ、これまでの計画を見直し、いわゆる団塊の世代が75歳を迎える平成37年（2025年）を見据え、平成27年度（2015年度）から平成29年度（2017年度）までを計画期間とする「盛岡市高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画」を策定したところです。

今回の計画においては、「高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らすことができる長寿社会の実現」を基本理念に掲げ、高齢者が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療や介護、住まい、予防、生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築の推進を強く意識したものとしております。

また、第5期計画において重点事項とした認知症対策に加えて、地域包括支援センターの充実や医療・介護の連携の充実、生活支援サービス提供体制の整備、介護予防事業の強化の5項目を重点事項に掲げております。

今回の第6期計画は、地域包括ケアシステムの構築に向けたスタートの計画となるとともに、基盤整備の計画となるものであり、基本理念の実現に向けて高齢者保健福祉政策の一層の推進に努めてまいります。

結びに、貴重な御意見や御提言をいただきました社会福祉審議会・高齢者福祉専門分科会委員、介護保険運営協議会委員をはじめ、意向調査やパブリックコメントに御協力いただきました市民の皆様、御指導をいただきました関係機関、団体の皆様に厚くお礼を申し上げます。

平成27年3月

盛岡市長 谷 藤 裕 明

# 目 次

<b>第1章 総論</b> .....	<b>1</b>
1 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について.....	1
(1) 法的位置付け.....	1
(2) 「高齢者保健福祉計画」と「介護保険事業計画」の内容.....	1
2 計画の期間.....	3
3 策定の方法.....	4
(1) 計画策定の基本姿勢.....	4
(2) 盛岡市社会福祉審議会・高齢者福祉専門分科会及び盛岡市介護保険運営協議会による 計画づくり.....	4
4 日常生活圏域.....	5
(1) 日常生活圏域の設定.....	5
(2) 日常生活圏域ニーズ調査.....	7
5 地域包括支援センター.....	8
<b>第2章 盛岡市の高齢者等の現状及びこれまでの振り返り</b> .....	<b>9</b>
1 人口推移.....	9
(1) 総人口の推移と推計.....	9
(2) 人口構成.....	10
(3) 自然動態.....	11
(4) 社会動態.....	12
2 高齢者の推移、高齢者等世帯及び就労状況.....	13
(1) 前期高齢者数及び後期高齢者数の推移.....	13
(2) 高齢者世帯構成.....	14
(3) 要介護（要支援）認定者の状況.....	15
(4) 産業別就業状況.....	16
3 高齢者の健康状況.....	17
(1) 高齢者の主要疾病分類.....	17
(2) 病院、診療所に入院中の高齢者.....	17
(3) 男女別平均寿命.....	18
(4) 主な死因.....	19
4 高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画の振り返りについて.....	20
(1) 計画期間等について.....	20
(2) 基本理念.....	20
(3) 基本方針、重点事項.....	20
(4) 具体的な取組状況.....	20
(5) 第5期計画に対する評価について.....	21

<b>第3章 基本理念・基本方針・重点事項</b>	<b>23</b>
1 基本理念（将来像）	23
2 基本方針	24
3 重点事項	25
(1) 地域包括支援センターの充実	29
(2) 医療・介護の連携の充実	29
(3) 認知症対策の充実	30
ア 認知症地域支援推進員及び認知症初期集中支援チームの設置	30
イ 認知症支援ネットワーク会議の充実や広域市町との連携の強化	31
ウ 認知症ケアパスの普及	31
(4) 生活支援サービス提供体制の整備	32
(5) 介護予防の強化	33
ア 介護予防事業の実施	33
イ 老人福祉センター等における介護予防機能の強化	33
<b>第4章 施策・事業の推進</b>	<b>35</b>
1 地域包括ケアシステムの構築	35
(1) 地域包括支援センターの充実	36
ア 包括的支援事業の推進	36
(ア) 地域包括支援センター運営事業	36
イ 地域ケア会議の充実	37
(ア) 地域ケア会議の開催	37
(2) 医療・介護の連携の充実	37
ア 在宅医療・介護の連携の推進	37
(ア) 在宅医療・介護コーディネート事業	37
(イ) 在宅医療体制整備事業	37
(3) 認知症対策の充実	38
ア 認知症高齢者の支援体制の整備	38
(ア) 認知症地域支援推進員の設置	38
(イ) 認知症初期集中支援チームの設置	38
(ウ) 認知症ケアパスの普及	38
(エ) 認知症支援ネットワーク会議の拡充	38
(オ) 認知症周知啓発推進事業	38
(カ) 認知症家族への支援	38
(キ) 認知症サポーター養成事業	39
イ 認知症高齢者の徘徊対策	40
(ア) SOSネットワーク事業	40
(イ) 徘徊模擬訓練の実施	40
(4) 生活支援サービス提供体制の整備	40

ア	地域の实情に合致したシステム構築.....	40
(ア)	地域包括ケアシステム体制構築推進事業（モデル事業）.....	40
(イ)	高齢者向け住まい確保対策の実施.....	40
イ	生活支援サービス提供体制の構築.....	40
(ア)	地域資源の発掘・育成.....	40
2	高齢者の健康・生きがいのづくりの促進.....	41
(1)	介護予防の強化.....	43
ア	介護予防事業の実施.....	43
(ア)	介護予防事業対象者把握・評価事業.....	43
(イ)	二次予防事業対象者等通所型介護予防事業.....	44
(ウ)	二次予防事業対象者等訪問型介護予防事業.....	45
(エ)	老人福祉センターにおける介護予防事業の実施.....	46
(オ)	介護予防普及啓発事業.....	46
(カ)	高齢者訪問指導事業.....	47
(キ)	介護教室・医療保健講座事業.....	48
イ	要支援者に対する生活支援サービスの提供.....	49
(ア)	要支援者に対する生活支援サービスの提供.....	49
(2)	健康づくりの推進.....	49
ア	健康の増進.....	49
(ア)	健康教育事業.....	49
(イ)	健康相談事業.....	50
(ウ)	健康診査事業.....	51
(エ)	訪問指導事業（生活習慣病予防等）.....	52
(オ)	健康増進教室等運営事業.....	53
(3)	生きがいのづくりの推進.....	54
ア	社会参加活動団体への支援.....	54
(ア)	老人クラブ.....	54
(イ)	敬老バス運行事業.....	55
イ	学習機会の充実.....	56
(ア)	もりおか老人大学.....	56
ウ	文化・趣味・スポーツ活動の推進.....	57
(ア)	老人芸能大会.....	57
(イ)	老人作品展.....	57
(ウ)	老人スポーツ祭典.....	57
(エ)	ニュースポーツ講習会.....	57
(オ)	地区老人スポーツ大会.....	57
エ	生きがいのづくりの環境整備.....	58
(ア)	生きがいのづくりの関連施設の整備.....	58

(イ) 世代間交流事業 .....	58
オ 敬老事業等の実施.....	59
(ア) 敬老金品支給事業 .....	59
(イ) 金婚慶祝会 .....	59
(ウ) 高齢者無料入浴事業 .....	59
(エ) 在日外国人高齢者福祉給付金支給事業 .....	59
(4) 社会参加の推進.....	60
ア 高齢者の就労推進.....	60
(ア) 盛岡市シルバー人材センター .....	60
(イ) 高齢者就労相談事業 .....	60
イ 高齢者の社会参加と地域における支え合いの体制づくり.....	60
(ア) 高齢者の社会参加の促進 .....	60
(イ) 避難行動要支援者避難支援事業の推進 .....	61
(ウ) 高齢者世帯調査 .....	62
(エ) シルバーメイト事業 .....	62
(オ) ふれあいシルバーサロン事業 .....	63
(カ) 友愛訪問推進事業 .....	64
3 高齢者福祉サービスの充実.....	65
(1) 地域支援事業の推進.....	68
ア 地域支援事業の実施.....	68
(ア) 介護給付等費用適正化事業 .....	68
(イ) 家族介護者リフレッシュ事業 .....	68
(ウ) 家族介護慰労金支給事業 .....	69
(エ) 成年後見制度利用支援事業 .....	70
(オ) 在宅ねたきり高齢者等紙おむつ支給事業 .....	70
(カ) 高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）事業 .....	71
(キ) 住宅改修理由書作成費助成事業 .....	72
(ク) 「食」の自立支援事業 .....	72
(ケ) ひとり暮らし高齢者等地域生活サポート事業 .....	73
(コ) 生活管理指導員派遣事業 .....	74
(サ) 高齢者虐待防止事業 .....	74
(2) 在宅福祉事業等の推進.....	75
ア 在宅福祉事業の推進.....	75
(ア) 生きがい活動支援通所事業 .....	75
(イ) 寝具類洗濯乾燥消毒サービス事業 .....	75
(ウ) 福祉電話設置事業 .....	76
(エ) 火災警報器等給付事業 .....	77
(オ) 要援護高齢者等住宅改造費補助事業 .....	77

(カ) 高齢者住宅整備資金の貸付事業	78
イ 高齢者住まい対策事業の推進	79
(ア) 養護老人ホーム	79
(イ) 軽費老人ホーム	79
(ウ) 有料老人ホーム	80
(エ) サービス付き高齢者向け住宅	81
(3) 介護（予防）サービス事業の推進	82
ア 要介護（要支援）認定者数の状況	82
イ 介護人材の確保と育成に関する支援	83
ウ 介護（予防）サービス計画値の算出方法等	84
エ 居宅（予防）サービスの実績及び見込み	84
(ア) 訪問介護・介護予防訪問介護	84
(イ) 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護	85
(ウ) 訪問看護・介護予防訪問看護	86
(エ) 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション	87
(オ) 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	87
(カ) 通所介護・介護予防通所介護	88
(キ) 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション	89
(ク) 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護	90
(ケ) 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護	91
(コ) 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護	92
(サ) 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与	93
(シ) 特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売	93
(ス) 住宅改修・介護予防住宅改修	94
(セ) 居宅介護支援・介護予防支援	95
オ 地域密着型（介護予防）サービスの実績及び見込み	96
(ア) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	96
(イ) 夜間対応型訪問介護	96
(ウ) 地域密着型通所介護	97
(エ) 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護	97
(オ) 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護	98
(カ) 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護	99
(キ) 地域密着型特定施設入居者生活介護	99
(ク) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	100
(ケ) 看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）	100
カ 施設サービスの実績及び見込み	101
(ア) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	101
(イ) 介護老人保健施設（老人保健施設）	102

(ウ) 介護療養型医療施設（療養病床等）	102
(エ) 特定入所者介護（予防）サービス費	103
キ 介護保険施設及び地域密着型サービス等の整備目標	104
(ア) 介護保険施設	104
(イ) 地域密着型サービス	104
(ウ) 混合型特定施設入居者生活介護	104
<b>第5章 介護保険サービスの事業費及び介護保険料</b>	<b>105</b>
1 介護保険サービスの事業費用	105
(1) 介護保険サービス事業費の負担区分	105
(2) 地域支援事業費の負担区分	106
(3) 介護（予防）サービスの給付費	107
2 第1号被保険者の介護保険料	108
<b>第6章 計画の推進と評価</b>	<b>111</b>
1 計画の点検・評価体制	111
(1) 盛岡市行政評価システム	111
(2) 盛岡市社会福祉審議会・高齢者福祉専門分科会	111
(3) 盛岡市介護保険運営協議会	112
(4) 盛岡市地域包括支援センター運営協議会	112
(5) 盛岡市地域密着型サービス運営委員会	112
<b>資料編</b>	<b>113</b>
1 第1号被保険者保険料の算出方法	113
① 標準給付費見込額	114
② 地域支援事業費見込額	120
③ 給付費等合計	120
④ 第1号被保険者負担分	120
⑤, ⑥, ⑦ 調整交付金相当額等	121
⑧ 財政安定化基金拠出金	122
⑨ 介護給付費準備基金取崩額	122
⑩ 保険料収納必要額	122
⑪ 予定保険料収納率	122
⑫ 第1号被保険者保険料賦課総額	123
⑬ 所得段階別加入割合補正後被保険者数	123
⑭ 第1号被保険者の保険料基準額月額	124
2 高齢者保健福祉に関する 意向調査の結果（抜粋）	126
(1) 調査の概要	126
(2) リスク分析について	127
(3) 介護保険制度全般について	135
(4) 将来の生活について	135



(5) 介護を担当されている家族の状況について.....	136
3 盛岡市社会福祉審議会・高齢者福祉専門分科会.....	139
(1) 盛岡市社会福祉審議会条例.....	139
(2) 審議経過.....	140
4 盛岡市介護保険運営協議会.....	141
(1) 盛岡市介護保険条例（抜粋）.....	141
(2) 審議経過.....	142



# 第1章 総論



# 第1章 総論

## 1 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について

### (1) 法的位置付け

老人福祉計画は、老人福祉法（昭和38年法律第 133号）第20条の8の規定に基づき、市町村に作成が義務付けられた計画で、地域における福祉サービスや高齢者に関する政策全般を策定するものです。本市では、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、保健・福祉分野の連携が必要と考えていることから、保健分野も踏まえ「高齢者保健福祉計画」として策定しています。また、介護保険事業計画は、介護保険法（平成9年法律第 123号）第 117条の規定に基づき、市町村に作成が義務付けられた計画で、高齢社会に対応した施策に関する目標、介護サービス基盤の整備及び第1号被保険者の保険料の基礎となるものです。高齢者福祉計画と介護保険事業計画は、整合性をもって、調和がとれたものとして作成すべきものであることから、両計画を一体的に策定するものです。

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は、盛岡市総合計画の基本構想の高齢者施策の分野別計画であり、この基本構想の実現に向けて、具体的な取組を定めるものです。また、老人福祉法第20条の8の規定により、社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める地域福祉計画等と調和が保たれたものとする必要があります。

### (2) 「高齢者保健福祉計画」と「介護保険事業計画」の内容

「高齢者保健福祉計画」は、「地域福祉計画」の個別計画として策定され、長寿社会にふさわしい高齢者保健福祉をいかに構築するかという重要な課題に対して、本市が目指すべき基本理念を掲げ、その実現に向って取り組む施策の方向性を定めるものです。

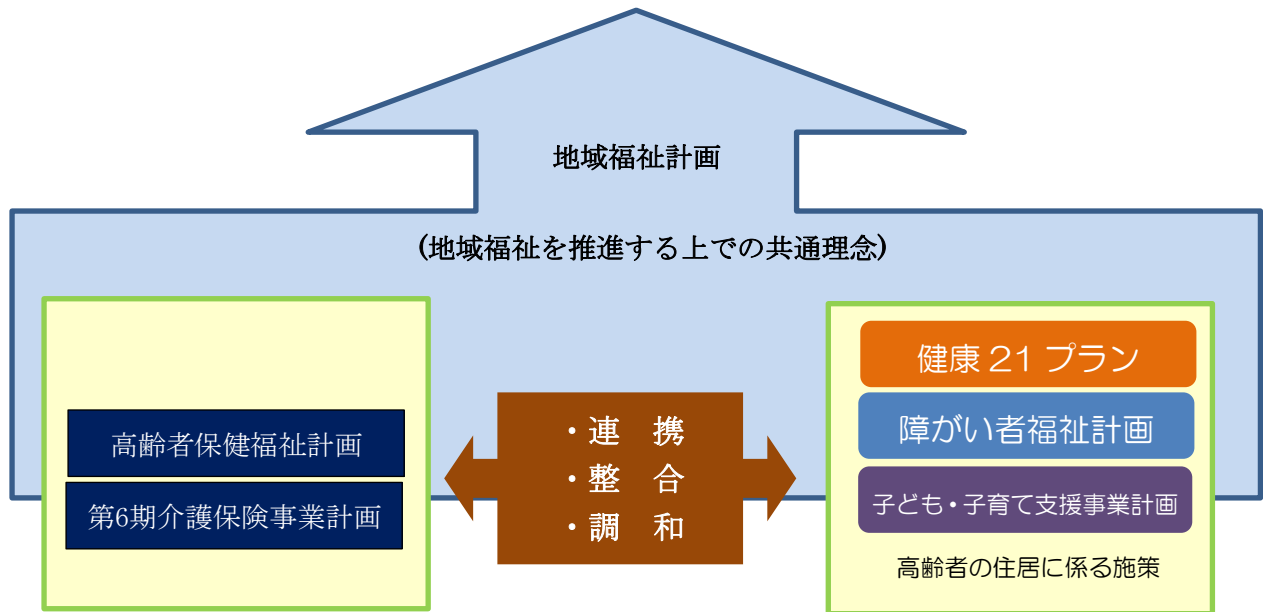
一方、介護保険事業計画は、介護や支援を必要とする高齢者等に関する計画を策定するものです。

このため、「高齢者保健福祉計画」は、全ての高齢者を視野に入れており、「疾病の予防及び早期発見」・「健康づくり及び生活の安定」など、介護保険の給付対象とならない高齢者保健福祉サービスや健康相談、生きがい対策などの関連施策も計画の対象としています。

したがって、「高齢者保健福祉計画」は、「介護保険事業計画」を包含し、両計画を一体的に策定するものです。

# — 盛岡市総合計画 —

ひと・まち・未来が輝き 世界につながるまち盛岡



## 2 計画の期間

第2期計画までは、5年を1期として3年ごとに計画を策定していましたが、第3期計画からは、社会情勢の変化、整備目標の達成状況及び保険料の財政的均衡を考慮し、平成26年度（2014年度）の高齢者介護の姿を念頭に置いて、3年を1期とした計画を策定しています。

第6期計画は、団塊の世代が75歳以上となる平成37年（2025年）において目指したい姿を示すとともに、平成27年度（2015年度）から平成29年度（2017年度）までの3年間を計画期間とし、計画期間内の取組内容を定めるものです。

平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
盛岡市総合計画基本構想 (平成17年度～平成26年度)			盛岡市総合計画基本構想 (平成27年度～平成36年度)											
地域福祉計画 (平成17年度～平成26年度)			第2期地域福祉計画 (平成27年度～平成36年度) 中間年度:平成31年度											
第5期計画 (平成24年度～平成26年度)														
			第6期計画 (平成27年度～平成29年度)			第7期計画 (平成30年度～平成32年度)			第8期計画 (平成33年度～平成35年度)			第9期計画 (平成36年度～平成38年度)		

平成37年(2025年)を  
見据えた計画策定

## 3 策定の方法

---

### (1) 計画策定の基本姿勢

この計画の策定に当たり、高齢者の実態を十分に把握するため、「意向調査」を実施し、併せて、介護サービス事業者の実態等についても把握に努め、計画に反映させました。

また、市民の意見を広く計画策定に反映させるため、パブリックコメントや住民説明会を行い、意見・要望の把握に努めました。

### (2) 盛岡市社会福祉審議会・高齢者福祉専門分科会及び盛岡市介護保険運営協議会による計画づくり

この計画の策定に当たっては、公募委員や学識経験者、医療関係者、福祉関係者、地域団体関係者で構成する「盛岡市社会福祉審議会・高齢者福祉専門分科会」及び「盛岡市介護保険運営協議会」において計画への意見・提言を聴きました。

## 4 日常生活圏域

### (1) 日常生活圏域の設定

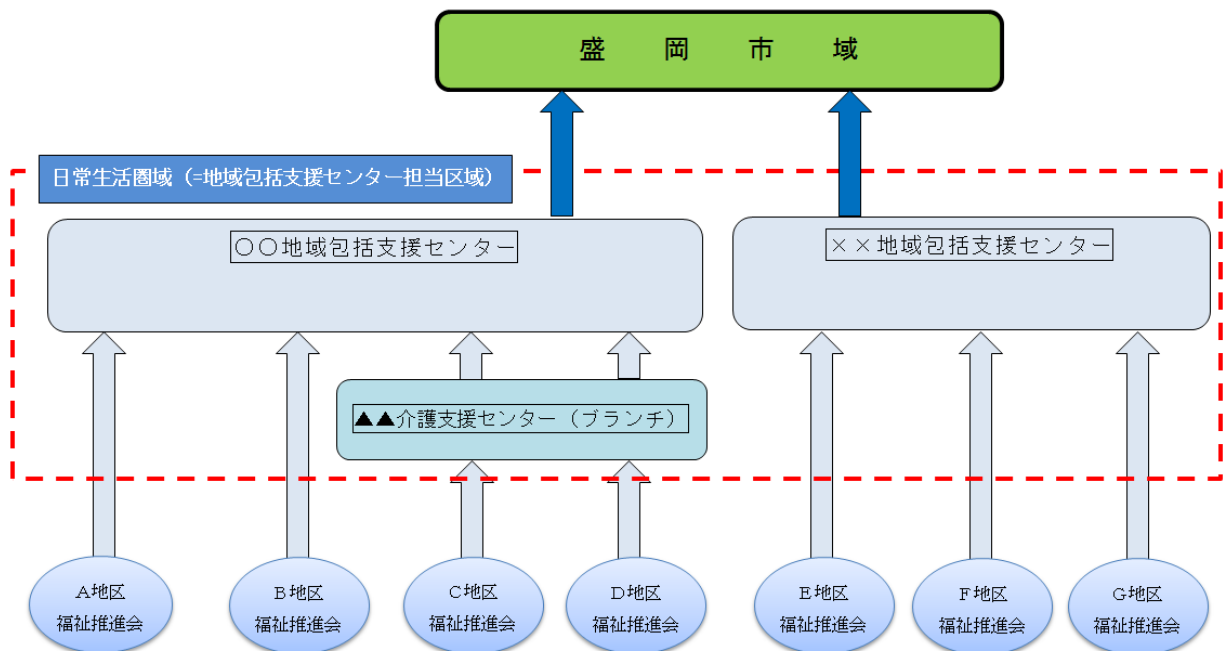
高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することができるようにするため、平成18年（1996年）4月から、市内に日常生活圏域を設定しています。

圏域の設定に当たっては、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件（旧行政区、住民の生活形態、地域づくり活動の単位）、介護給付サービス施設の整備状況などを総合的に勘案して定めています。

本市では、日常生活圏域の高齢者人口を1圏域おおむね12,000人未満とし、圏域ごとに複数の地区福祉推進会の活動エリアを包含しながら、地域包括支援センターや介護給付等対象サービス施設の活動範囲も一致させ、これまでの7圏域を見直し、9圏域として設定しました。

なお、今後の高齢者人口の増加に併せて、日常生活圏域の見直しを随時行い、適切な圏域設定や地域包括支援センター体制の充実に努めます。

#### ●盛岡市の日常生活圏域のイメージ



## 日常生活圏域

圏域名	地区福祉推進会	主  な  町  名
河北Ⅰ	仁王, 桜城, 上田, 西厨川	内丸・中央通・大通・菜園・大沢川原・開運橋通・本町通・長田町・材木町・梨木町・名須川町・北山・上田・西下台町・館向町・高松1～3・上田堤・三ツ割・三ツ割字・盛岡駅前通・盛岡駅前北通・盛岡駅西通・中川町・新田町・城西町・境田町・天昌寺町・中屋敷町・大新町・北天昌寺町・稲荷町・大館町
河北Ⅱ	山岸, 米内	愛宕町・山岸・山岸字・紅葉が丘・岩清水・下米内・下米内字・上米内字・桜台・浅岸・浅岸字・加賀野字
河北Ⅲ	緑が丘, 松園	高松4・箱清水・上田字・緑が丘・東緑が丘・岩脇町・黒石野・東黒石野・松園・東松園・西松園・北松園・小鳥沢
河 南	加賀野, 城南, 杜陵, 大慈寺, 中野, 築川	中ノ橋通・紺屋町・神明町・志家町・若園町・住吉町・上ノ橋町・天神町・加賀野・肴町・下ノ橋町・馬場町・清水町・南大通・八幡町・松尾町・大慈寺町・鉦屋町・神子田町・茶畑・中野・新庄町・高崩・東中野下道・山王町・東中野町・東中野字・小杉山・東新庄・東桜山・つつじが丘・東山・川目町・川目・東安庭・東安庭字・門・門字・新庄字・砂子沢・根田茂・築川
厨川Ⅰ	青山, 東厨川, 土淵	夕顔瀬町・北夕顔瀬町・前九年・安倍館町・青山・上堂・月が丘・西青山・南青山町・長橋町・中堤町・前潟・上厨川字・土淵字
厨川Ⅱ	みたけ, 北厨川	厨川・みたけ・下厨川字
盛 南	仙北, 本宮, 太田つなぎ	仙北・東仙北・南仙北・西仙北・仙北町字・本宮・本宮字・向中野・向中野字・下鹿妻字・上太田・中太田・下太田・猪去・上鹿妻・繫字・北飯岡
都 南	見前, 津志田, 永井, 飯岡, 乙部	三本柳・津志田・津志田町・津志田西・津志田中央・津志田南・東見前・西見前・永井・下飯岡・上飯岡・飯岡新田・羽場・湯沢・湯沢東・湯沢西・湯沢南・流通センター北・乙部・大ヶ生・黒川・手代森
玉 山	渋民, 好摩, 巻堀姫神, 玉山藪川	【玉山区】芋田・上田・川崎・川又・好摩・渋民・下田・玉山・寺林・永井・馬場・日戸・巻堀・松内・門前寺・藪川



# 日常生活圏域図

## ■ 日常生活圏域



## (2) 日常生活圏域ニーズ調査

「盛岡市高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画（平成27年度(2015年度)～平成29年度(2017年度)）」を策定するに当たり、市民の日常生活の状況、健康状態、福祉・介護保険事業に関する意見などを聴き、計画策定の基礎資料として生かすべくアンケート調査を実施しました。

日常生活圏域ニーズ調査は、日常生活圏域単位で高齢者の要介護リスク等の指標を把握・集計することにより、日常生活圏域ごとの高齢者の生活状況からみた課題、サービスに対するニーズを把握し、これを計画に反映させることを目的としています。

## 5 地域包括支援センター

本市は、地域の高齢者の心身の健康の維持、生活の安心、保健、福祉の向上と増進のために必要な援助、支援を行う機関として、地域包括支援センターを設置しています。

地域包括支援センターは、地域支援事業として、介護予防事業、総合相談支援・権利擁護事業、包括的・継続的マネジメント及び任意事業を担う地域の中核的機関です。

本市では、人口規模、人材確保の状況及び業務量を考慮し、日常生活圏域ごとに1箇所（計9箇所）設置しています。

このほか、ランチ型介護支援センターを10箇所設置し、地域包括支援センターへの相談をつなぐための初期相談窓口業務を行います。

また、各地域包括支援センターが円滑にその役割を果たしていくため、「盛岡市地域包括支援センター運営協議会」を併せて設置しています。

圏域名	地域包括支援センター (本体型)	介護支援センター (ランチ型)
河北Ⅰ	盛岡駅西口地域包括支援センター	上田介護支援センター
河北Ⅱ	浅岸和敬荘地域包括支援センター	—
河北Ⅲ	松園・緑が丘地域包括支援センター	ケアガーデン高松公園介護支援センター
河 南	五月園地域包括支援センター	ヴィラ加賀野介護支援センター 城南介護支援センター
厨川Ⅰ	青山和敬荘地域包括支援センター	おでんせ介護支援センター
厨川Ⅱ	みたけ・北厨川地域包括支援センター	—
盛 南	イーハトーブ地域包括支援センター	千年苑介護支援センター
都 南	地域包括支援センター川久保	飯岡介護支援センター 希望の里介護支援センター 都南あけぼの荘介護支援センター
玉 山	玉山地域包括支援センター	秀峰苑介護支援センター



## 第2章 盛岡市の高齢者等の現状及び これまでの振り返り



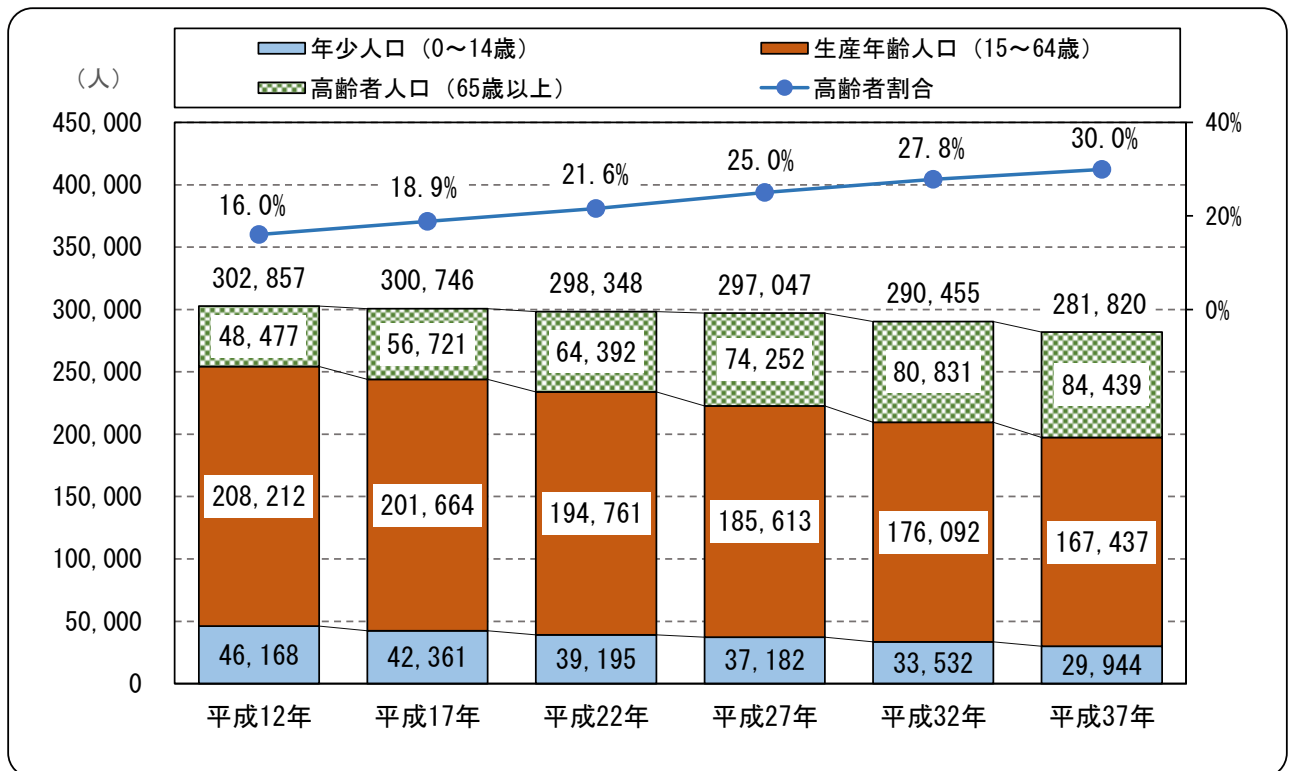
# 第2章 盛岡市の高齢者等の現状及びこれ までの振り返り

## 1 人口推移

### (1) 総人口の推移と推計

人口の推移を国勢調査結果及び推計人口でみると、総人口は減少傾向で推移しており、平成37年（2025年）の総人口は、介護保険制度が開始した平成12年（2000年）と比べて21,037人減少し、281,820人になると推計されています。

#### ■年齢三区分別人口推移及び推計



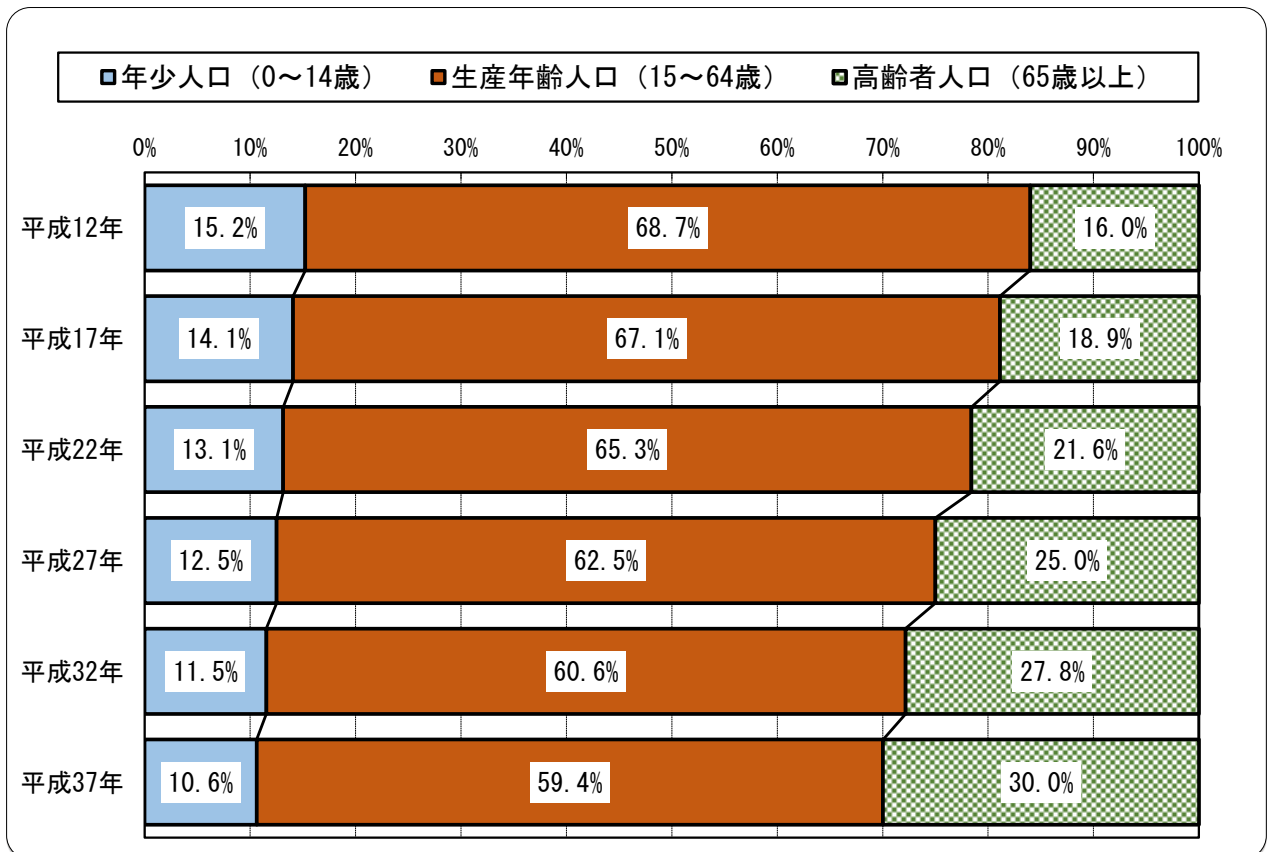
資料：平成12年～平成22年は国勢調査

平成27年～平成37年の推計人口は盛岡市総合計画

## (2) 人口構成

総人口を年齢三区分別の割合で見ると、平成12年（2000年）では年少人口が15.2%、高齢者人口が16.0%、平成22年（2010年）では、年少人口が13.1%、高齢者人口が21.6%となっています。また、平成37年（2025年）の推計人口では、年少人口が10.6%、高齢者人口が30.0%に到達します。今後もこの傾向は続き、総人口は減少する一方で、高齢化率は高くなることが予想されます。

### ■年齢三区分別人口割合推移計



資料：平成12年～平成22年は国勢調査

平成27年～平成37年の推計人口は盛岡市総合計画

### (3) 自然動態

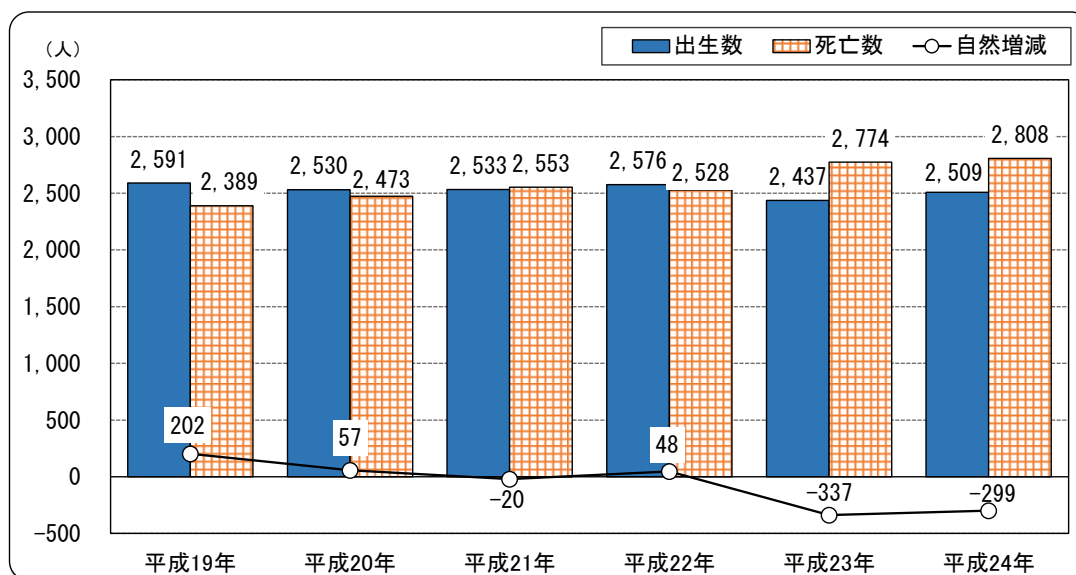
出生数と死亡者数をみると、平成22年（2010年）までは、出生数、死亡数共に2,500人程度で推移していますが、平成23年（2011年）以降死亡数が増加し、平成24年（2012年）では、自然増減数がマイナス299人となっています。

本市の合計特殊出生率（※）は、岩手県の平均を下回って推移していますが、年々増加傾向で推移し、平成24年（2012年）には、1.35となっています。

※合計特殊出生率とは

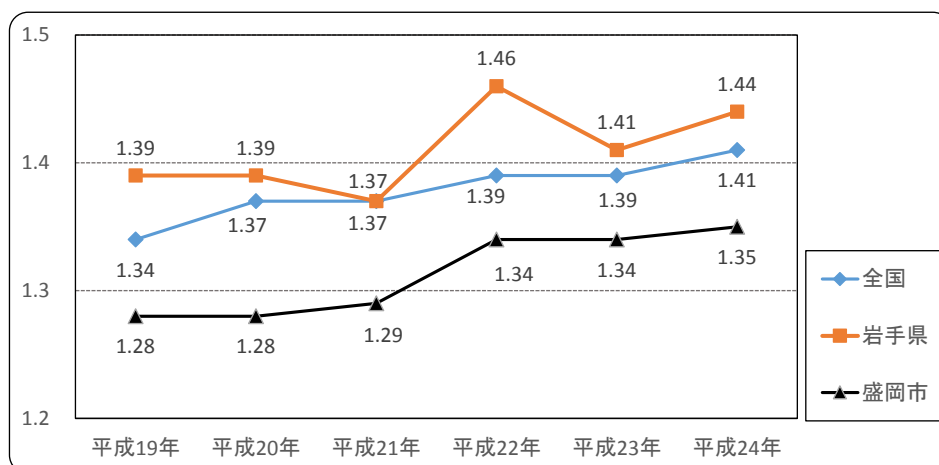
15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの子どもの数に相当する数値です。

#### ■自然動態



資料：盛岡市統計書（平成24年版）

#### ■合計特殊出生率

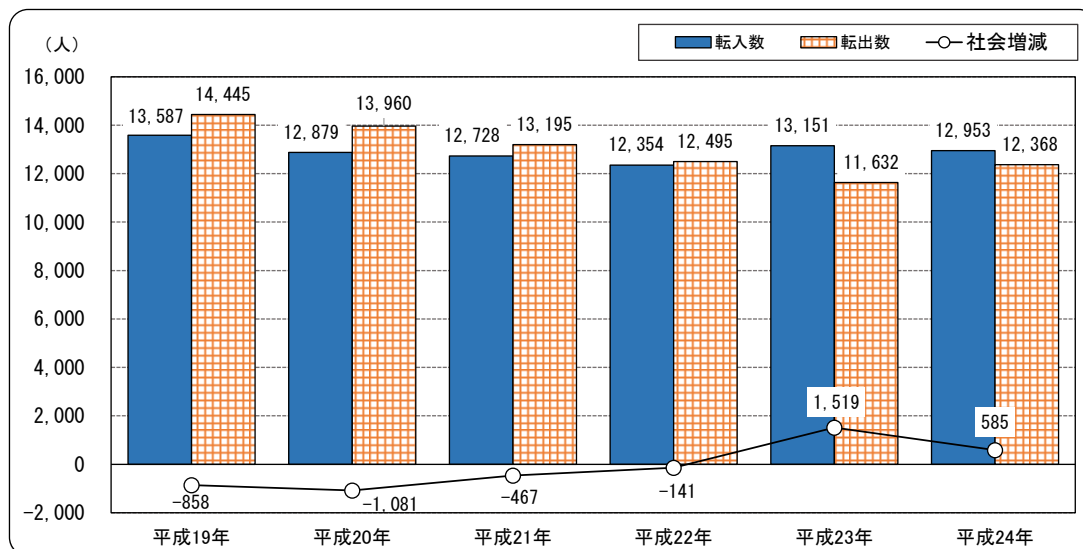


資料：全国、岩手県の値は厚生労働省、盛岡市の値は岩手県保健衛生年報

## (4) 社会動態

転出、転入による社会動態をみると、平成22年（2010年）までは、転出者数が転入者数を上回り、社会増減は、マイナスで推移していましたが、平成23年（2011年）、平成24年（2012年）は、東日本大震災により被災地からの転入が増えたこともあり、社会増減はプラスで推移し、平成23年（2011年）は1,519人、平成24年（2012年）は585人増加しています。

### ■社会動態



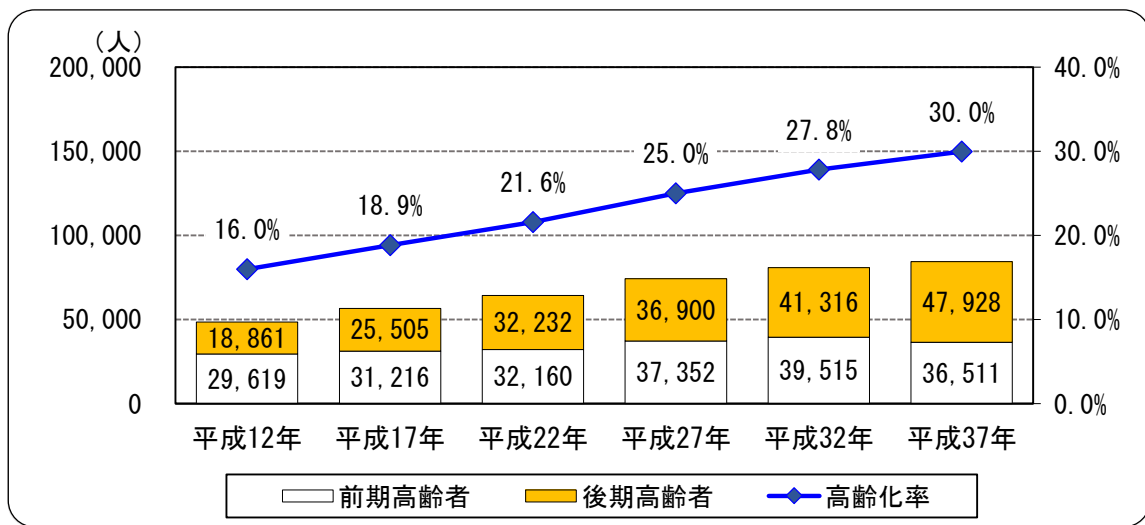
資料：盛岡市統計書（平成24年版）

## 2 高齢者の推移，高齢者等世帯及び就労状況

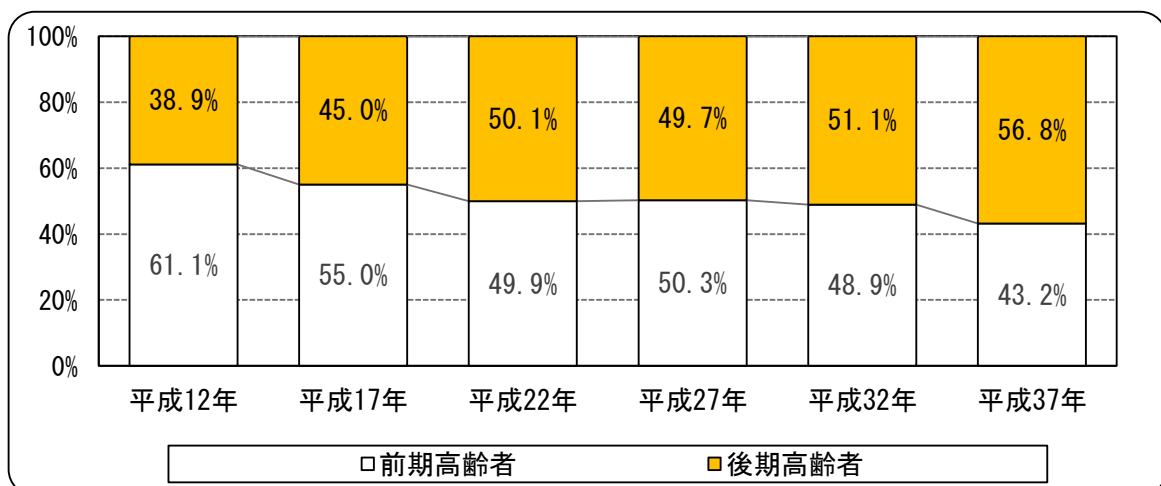
### (1) 前期高齢者数及び後期高齢者数の推移

本市における65歳以上の高齢者を，前期高齢者（65～74歳）と後期高齢者（75歳以上）に分けてみると，平成12年（2000年）では前期高齢者が61.1%，後期高齢者が38.9%，平成22年（2010年）にはそれぞれ49.9%，50.1%となります。その後，平成27年（2015年），平成32年（2020年）とその割合は横ばい傾向で推移しますが，平成37年（2025年）は「団塊の世代」が後期高齢者となることもあり，大幅に後期高齢者割合が増加します。

#### ■前期高齢者，後期高齢者人口の推移と推計



#### ■前期高齢者，後期高齢者人口の推移と推計の構成割合



資料：平成12年～平成22年は国勢調査

平成27年～平成37年の推計人口は盛岡市総合計画



## (2) 高齢者世帯構成

国勢調査によると、平成22年（2010年）10月現在、本市における65歳以上の高齢者がいる世帯数は41,220世帯となっており、一般世帯数の30%以上を占めています。

また、高齢者がいる世帯数は平成17年（2005年）から平成22年（2010年）までの5年間で4,289世帯増加しています。それに伴い、高齢者ひとり暮らしの世帯数・構成比も増加しています。

### ■高齢者の世帯構成

	平成12年		平成17年		平成22年	
	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比
一般世帯	119,040世帯		118,989世帯		124,839世帯	
高齢者のいる世帯	32,472世帯	27.3%	36,931世帯	31.0%	41,220世帯	33.0%
高齢者ひとり暮らし世帯	6,109世帯	18.8%	7,609世帯	20.6%	9,479世帯	23.0%
高齢者夫婦世帯	7,929世帯	24.4%	9,292世帯	25.2%	10,484世帯	25.4%
その他の高齢者世帯	18,434世帯	56.8%	20,030世帯	54.2%	21,257世帯	51.6%

資料：国勢調査、構成比は「高齢者のいる世帯」については「全世帯数」との比較、その他は「高齢者のいる世帯数」との比較である。

一般世帯：国勢調査の一般世帯区分。具体的には、次のとおり。

1 住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者。ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含めている。

2 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者

3 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舎、独身寮などに居住している単身者

※高齢者のいる世帯とは、一般世帯中、65歳以上の高齢者がいる世帯のこと。

※高齢者ひとり暮らし世帯とは、65歳以上の単身者の世帯のこと。

※高齢者夫婦世帯とは、高齢者とその配偶者のみで構成される世帯のこと。

※その他の高齢者世帯とは、高齢者単独世帯、高齢者夫婦世帯のいずれにも該当しない世帯のこと。

### (3) 要介護（要支援）認定者の状況

市内の要介護（要支援）認定を受けている人は、14,002人（平成26年（2014年）9月30日現在）です。このうち、前期高齢者は1,677人（12.0%）、後期高齢者は11,969人（85.5%）となっています。また、第2号被保険者で要介護（要支援）認定を受けている人は、356人（2.5%）となっています。

#### ■要介護（要支援）認定者数

区 分	第1号被保険者			第2号 被保険者	総数
	全 体	65歳～74歳	75歳以上		
要支援1	1,509人	213人	1,296人	32人	1,541人
要支援2	1,579人	242人	1,337人	39人	1,618人
要介護1	2,827人	364人	2,463人	74人	2,901人
要介護2	2,718人	344人	2,374人	83人	2,801人
要介護3	1,791人	183人	1,608人	42人	1,833人
要介護4	1,630人	156人	1,474人	37人	1,667人
要介護5	1,592人	175人	1,417人	49人	1,641人
計	13,646人	1,677人	11,969人	356人	14,002人

資料：介護保険事業状況報告（平成26年（2014年）9月30日現在）

#### (4) 産業別就業状況

平成 22 年（2010 年）の状況をみると、就労者全体に占める高齢者の割合は 8.4%となっています。

産業別にみると、第一次産業に従事している高齢者が非常に多くなっています。

##### ■産業別就業状況（平成 22 年（2010 年））

区分		全体	うち 65歳以上	高齢者の 占める割合
第 1 次産業	農業	4,799人	2,182人	45.5%
	林業	191人	35人	18.3%
	漁業	26人	9人	34.6%
第 2 次産業	鉱業	53人	13人	24.5%
	建設業	9,825人	773人	7.9%
	製造業	8,364人	462人	5.5%
第 3 次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	932人	9人	1.0%
	情報通信業	3,759人	69人	1.8%
	運輸業, 郵便業	7,724人	347人	4.5%
	卸売業, 小売業	28,697人	1,828人	6.4%
	金融業, 保険業	4,681人	131人	2.8%
	不動産業, 物品賃貸業	2,957人	704人	23.8%
	学術研究, 専門・技術サービス業	4,529人	377人	8.3%
	宿泊業, 飲食サービス業	9,305人	696人	7.5%
	生活関連サービス業, 娯楽業	5,789人	602人	10.4%
	教育, 学習支援業	8,671人	440人	5.1%
	医療, 福祉	18,825人	878人	4.7%
	複合サービス事業	869人	16人	1.8%
	サービス業(他に分類されないもの)	8,528人	886人	10.4%
	公務(他に分類されるものを除く)	7,011人	505人	7.2%
	分類不能の産業	3,565人	727人	20.4%
計		139,100人	11,689人	8.4%

資料：国勢調査

### 3 高齢者の健康状況

#### (1) 高齢者の主要疾病分類

75 歳以上の後期高齢者の疾病の状況は、入院、外来とも循環器系の疾患が多くなっています。また、65 歳から 74 歳までの前期高齢者の疾病の状況は、入院では精神及び行動の障害が多く、外来では筋骨格系及び結合組織の疾患が多くなっています。

##### ■高齢者の主要疾病分類 1 【入院】

	65～74歳
精神及び行動の障害	24.8%
循環器系の疾患	17.4%
新生物	16.6%
損傷、中毒及びその他の外因の影響	7.5%
神経系の疾患	6.7%
その他	27.0%

	75歳以上
循環器系の疾患	25.8%
損傷、中毒及びその他の外因の影響	11.4%
精神及び行動の障害	11.2%
呼吸器系の疾患	9.5%
新生物	8.8%
その他	33.3%

##### ■高齢者の主要疾病分類 2 【外来】

	65～74歳
筋骨格系及び結合組織の疾患	18.5%
循環器系の疾患	17.6%
消化器系の疾患	17.0%
健康状態の影響を及ぼす要因等	9.0%
内分泌、栄養及び代謝疾患	8.2%
その他	29.7%

	75歳以上
循環器系の疾患	23.7%
筋骨格系及び結合組織の疾患	21.7%
消化器系の疾患	10.7%
健康状態の影響を及ぼす要因等	7.6%
内分泌、栄養及び代謝疾患	6.3%
その他	30.1%

資料：平成 25 年我が国の保健統計（厚生労働省）

#### (2) 病院、診療所に入院中の高齢者

高齢者の入院の状況は、加齢とともに入院者が増加する傾向となっています。平成 20 年（2008 年）の調査と比較すると、平成 23 年（2011 年）では前期高齢者の入院者数が減少する一方、後期高齢者の入院者数が増加するという現象をみせていますが、平成 26 年（2014 年）の調査では、後期高齢者のうち 75～84 歳の層の入院者数は減少傾向になっています。

■病院及び診療所に入院中の高齢者数

(単位：人)

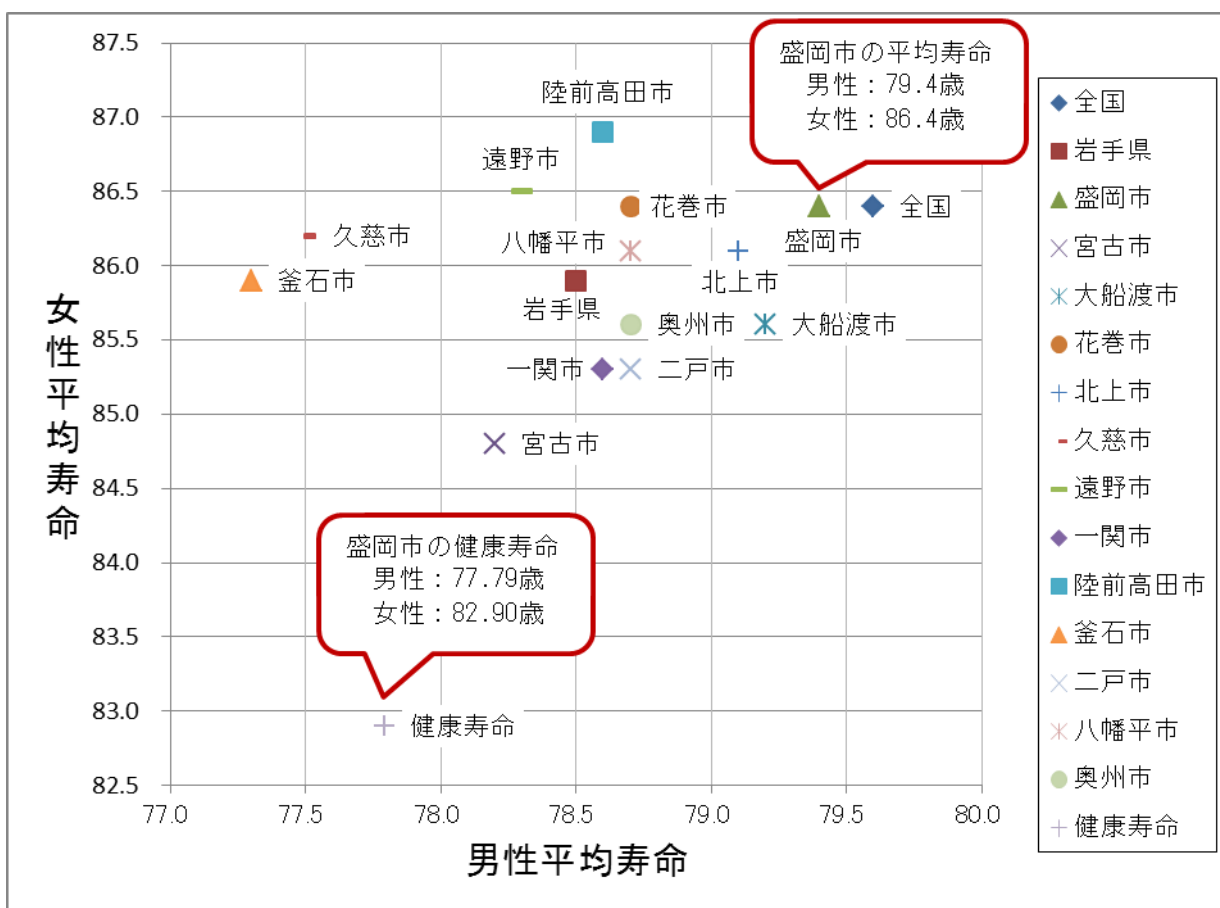
	平成 20 年度			平成 23 年度			平成 26 年度		
	総数	男性	女性	総数	男性	女性	総数	男性	女性
65～69 歳	155	78	77	137	64	73	152	92	60
70～74 歳	260	100	160	238	106	132	235	105	130
75～79 歳	403	149	254	450	150	300	416	159	257
80～84 歳	613	193	420	722	221	501	699	193	506
85 歳以上	1, 122	208	918	1, 429	269	1, 160	1, 806	357	1, 449
計	2, 553	728	1, 825	2, 976	810	2, 166	3, 308	906	2, 402

資料：高齢者名簿集計表（地域福祉課）

(3) 男女別平均寿命

本市における男性の平均寿命は 79.4 歳，女性は 86.4 歳となっており，男性・女性共に県平均を上回っています（岩手県の平均寿命 男性 78.5 歳，女性 85.9 歳）。

■男女別平均寿命



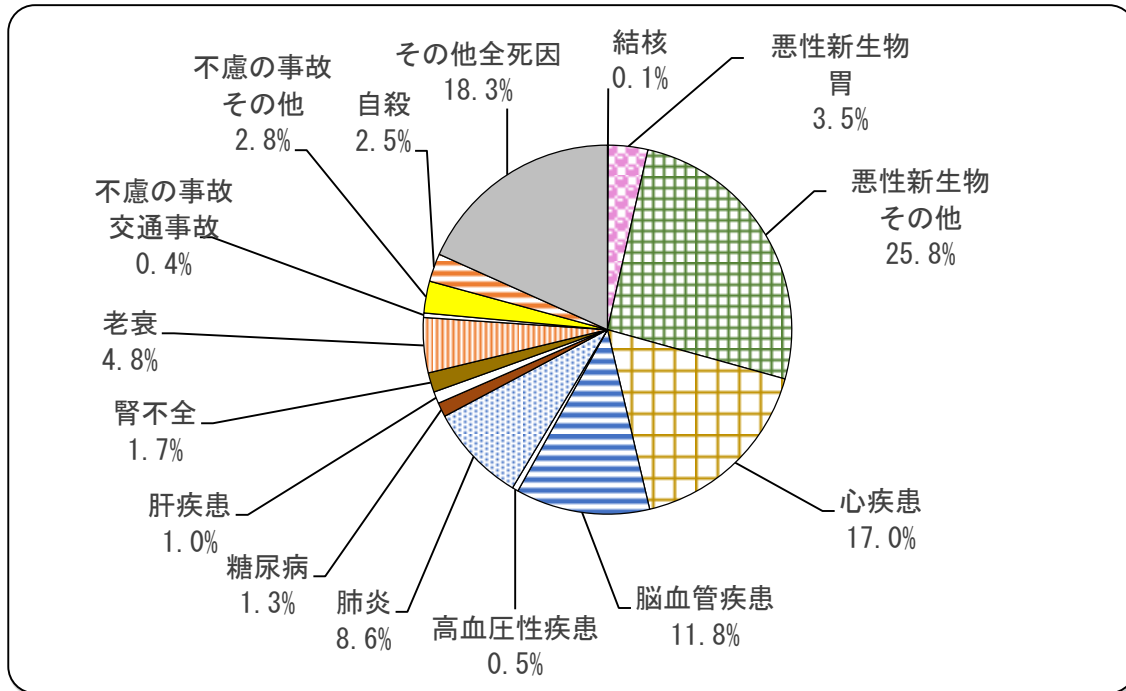
資料：平均寿命は平成 22 年簡易生命表

健康寿命は第 2 次もりおか健康 21 プラン

#### (4) 主な死因

本市における死亡原因の第1位は、「悪性新生物」であり、全体の30%を占めています。次いで「心疾患」、「脳血管疾患」の順番となっており、これらの三大疾病による死亡は、全体の約60%を占めています。

##### ■主な死因



資料：盛岡市統計書（平成24年（2012年）版）

## 4 高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画の振り返りについて

### (1) 計画期間等について

「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」は、老人福祉法及び介護保険法の規定により、一体的に策定するとともに、3年を1期とした計画期間とされており、第5期計画の計画期間は、平成24年度（2012年度）から平成26年度（2014年度）までとなっています。

### (2) 基本理念

第5期計画は、「地域の人々がお互いに協力しあいながら高齢者がいつまでも健康で生きがいをもって過ごすことのできる心のかよいう高齢社会を目指して」を基本理念とし、高齢者が地域社会の一員として尊重された暮らしを営むことができるよう、市民、民間団体、行政機関が一体となった福祉の取組と、保健・医療と福祉の連携による健康づくりを基盤に、高齢者の豊富な経験と知識などを生かした社会参加によって、全ての人が生涯を通じ、健やかで生きがいをもって安心して暮らすことのできる心の通い合う高齢社会の実現を目指してきました。

### (3) 基本方針，重点事項

「健康で安心な生活の実現」、「生きがいをもって過ごせる生活の実現」、「安心で心のかよいう生活の実現」の3つの基本方針の下に、さまざまな施策を進めてきましたが、認知症高齢者が尊厳を保ちながら日常生活を営むことができる地域包括ケアを実現するために、認知症高齢者に対する支援の充実を重点事項として掲げました。

### (4) 具体的な取組状況

第5期計画の計画期間においては、地域包括ケアシステムの構築のために、市内7箇所に地域包括支援センターを設置し、平成25年度(2013年度)においては年間延べ約2万件にわたる高齢者福祉に関する相談等に対応してきたほか、特別養護老人ホームなど介護保険施設の整備を進めてきました。

また、配食サービスの提供や緊急通報装置の設置等の在宅生活を支援する制度の構築を進めているほか、盛岡市医師会と連携して「もの忘れ検診」の実施や、介護予防健診、二次予防事業対象者に対する介護予防教室の実施など、介護予防事業の充実に取り組んできました。

さらに、今後増加が見込まれる認知症高齢者を支援するためのネットワーク会議の設置や、認知症に対する市民の理解を深めるため、年間1,000人以上が受講している認知症サポーター養成講座の開催など、認知症対策を推進してきました。

加えて、市内27地区に設置している老人福祉センターにおいては、高齢者の生きがいづくりに向けた講座やサークル活動を実施するとともに、地域に住む児童と高齢者等との世代間交流に取り組んでおり、これらの活動への参加を通じて高齢者が生きがいをもって生活できる環境の整備を推進してきました。

## (5) 第5期計画に対する評価について

第5期計画においては、前述のような取組を行ってきたところですが、これに対する評価は、次のとおりです。

### ア 地域包括ケアシステムの構築

市内7箇所に地域包括支援センターを設置し、相談・支援体制を整備したほか、配食サービスや緊急通報装置の設置など在宅生活を支援する仕組みを構築してきました。高齢者が更に増加する中で、医療・介護連携や在宅支援サービスの充実など、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を一層充実していく必要があります。

### イ 介護予防の推進

盛岡市医師会等と連携し、二次予防事業対象者把握・評価事業、二次予防事業、介護予防普及啓発事業、高齢者訪問指導などを実施してきましたが、事業成果の把握を通じて、より効果的な介護予防プログラムを検討していく必要があります。

### ウ 認知症支援の充実

認知症支援ネットワーク会議を通じて、関係機関と認知症対策に関する協議を行っているほか、認知症サポーター養成講座を開催し、認知症に対する市民理解の増進に努めてきましたが、認知症高齢者の増加に対応した相談窓口の整備や、徘徊高齢者に対する初期対応など支援体制を充実していく必要があります。

### エ 介護保険事業計画の実績

人口及び給付費については、おおむね計画どおりの実績となっている一方で、認定率が計画値より高めの数値となっており、これは介護保険制度が広く一般に認知されてきたことに起因しているものと考えられます。





## 第3章 基本理念・基本方針・重点事項



# 第3章 基本理念・基本方針・重点事項

## 1 基本理念（将来像）

盛岡市のまちづくりにおける目指す将来像  
「ひと・まち・未来が輝き 世界につながるまち盛岡」

（盛岡市総合計画基本構想）



高齢者が住み慣れた地域で  
自分らしく暮らすことができる長寿社会の実現

本市は、盛岡市総合計画の基本構想において、目指す将来像を「ひと・まち・未来が輝き 世界につながるまち盛岡」と定め、その中で「人がいきいきと暮らすまちづくり」を基本目標の一つとし、この基本目標を達成するための施策として「高齢者福祉の充実」を掲げています。

高齢者が、尊厳を保ちながら、住み慣れた地域社会の中でその人らしさを生かしつつ、幸福感をもって日常生活を送ることができるよう、社会全体で支え合い、心豊かに安心して暮らし続けられる、長寿社会の実現を目指します。

この基本理念の実現に向けて、次に掲げる基本方針に基づき諸施策を推進していきます。

## 2 基本方針

### 盛岡市高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画における基本方針

基本方針1 : 地域包括ケアシステムの構築

基本方針2 : 高齢者の健康・生きがいづくりの促進

基本方針3 : 高齢者福祉サービスの充実

本市においては、少子高齢化の進行により高齢化率は上昇を続けており、平成26年(2014年)10月には、23%を超え、団塊の世代が75歳以上となる平成37年(2025年)には、30%を超える見込みとなっています。

また、高齢化の進行に伴い、認知症高齢者が増加し続けていることから、高齢者を地域全体で支える仕組みの構築が急務となっています。

このような状況の中で、高齢者が地域社会の一員として、いきいきと健康で生活できるよう、これまでの施策の実施状況や課題等を踏まえ、福祉の視点だけではなく、まちづくりの視点からも高齢者施策を充実していくことが求められています。

盛岡市高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画(平成27年度(2015年度)～平成29年度(2017年度))においては、平成37年(2025年)を見据え、基本理念である「高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らすことができる長寿社会」を実現できるような仕組みづくりを今後10年間で達成していくための取組の方向性について明らかにするとともに、この実現のために、「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組をより強化していくものとします。

また、高齢者が健康で生きがいをもち、安心して暮らすことができるように、高齢者の社会参加を促進するとともに、介護予防や認知症対策などを充実するほか、地域支援事業の実施や介護サービス提供体制の強化に取り組みます。

さらに、別途策定される「第2期盛岡市地域福祉計画」や「第2次もりおか健康21プラン」と整合を図りながら、効果的な高齢者の保健福祉・介護施策を推進するものとします。

## 3 重点事項

- (1) 地域包括支援センターの充実
- (2) 医療・介護の連携の充実
- (3) 認知症対策の充実
- (4) 生活支援サービス提供体制の整備
- (5) 介護予防の強化

### ◆地域包括ケアシステムの構築に向けて

基本理念を実現するためには、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を営めるよう、医療や介護、介護予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」を構築することが重要です。

地域包括ケアシステムの構築を進める上で、本市における特長として、地区福祉推進会の存在が挙げられます。地区福祉推進会は、昭和52年（1977年）から市内の各地区で順次発足し、現在市内32地区に組織されており、町内会・自治会、民生・児童委員、老人クラブ、小中学校PTAなど福祉に関係する多様な団体により構成され、地域における支え合いの基盤として、また、地域に根ざした市民団体として、地域福祉活動を積極的に展開しています。

さらに、本市では、地区福祉推進会ごとに、高齢者福祉の拠点となる老人福祉センターの整備を進めており、現在市内27箇所に設置しています。老人福祉センターは、センターの主催事業や自主的なサークル活動を通じて多くの高齢者が利用しています。

加えて、本市には、医療機関や介護サービスを提供する事業所が多数あり、医療・介護の面でサービスが十分提供される状況にあります。特に、盛岡市医師会からは、もの忘れ検診や介護予防健診に全面的な協力を得ており、地域の医療機関との連携体制の充実は、盛岡市が誇るべき特長といえます。また、サービス業を中心とした企業が多数立地しているほか、本市を活動の本拠とする特定非営利活動法人が多数あります。

このような本市の特長や強みを生かして、多様な主体が地域での支え合いに参加し、地域包括ケアシステムを構築していくことが期待されます。

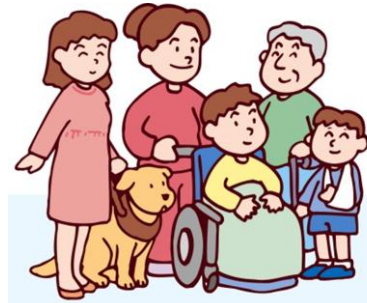
また、高齢者が地域福祉や介護の担い手として活動するなど社会参加を促進し、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるまちづくりを進めていきます。



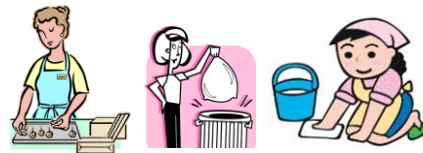
# 盛岡市における「地域包括ケアシステム」のイメージ

## 基本理念

高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らすことができる長寿社会の実現



目標達成の前提となる、「高齢者が安心して居住できる空間」の確保対策の実施



多様な主体による生活支援



★今日までの市民参加でのまちづくりの成果という「盛岡らしさ」を生かす

各地区の老人福祉センター等での介護予防事業の提供や、介護施設への通所等による予防事業の実施

介護予防の充実



★全国有数の施設数を誇る老人福祉センターという「盛岡の強み」を生かす



介護予防事業の実施

生きがいの充実

老人福祉センター等におけるサークル活動等を通じた生きがいの推進



認知症対策の充実



認知症サポーター養成講座の開催(子ども対象)

地域における見守りや、認知症に対する市民理解の増進、早期発見・専門医療機関への紹介を通じた対策の実施



医療機関・介護施設等との連携による入退院の調整や在宅生活の支援など包括的かつ継続的な支援の実施

医療・介護の連携



地域包括支援センターでのさまざまな相談

地域包括支援センター及び介護支援センターによる総合的な支援

市内9箇所に設置した地域包括支援センターにおける相談や関係機関との連携

地区福祉推進会や民生委員、NPO、企業など多様な主体による買い物や食事の提供等の生活支援や地域での見守り



盛岡市高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画においては、第5期計画に掲げた「認知症支援の充実」に加えて、「地域包括支援センターの拡充等」、「医療・介護の連携の充実」、「介護予防の強化」、「生活支援サービス提供体制の整備」の4つの事項を新たに重点事項とし、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を推進します。


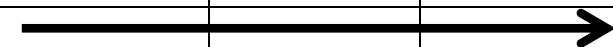
## (1) 地域包括支援センターの充実

地域包括ケアシステムの構築に当たっては、高齢者やその家族が、介護や認知症等についての悩みなどを身近な場所で相談できる体制づくりが重要です。

地域包括支援センターは、上記のような相談への対応や介護予防などの支援事業を担っていますが、高齢者人口の増加に対応して、日常生活圏域を見直し、第5期計画においては7圏域だったものを9圏域に再編するとともに、地域包括支援センターが担う役割の増加等により業務量が増加しているため、地域包括支援センターの人員体制の充実を図ります。

また、今後の高齢者人口の増加に併せて、計画期間内においても日常生活圏域の見直しを行い、適切な圏域設定や地域包括支援センター体制の充実に努めていくこととします。

### 【工程表】

主な項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度
地域包括支援センターの拡充	 (9箇所)	随時見直し	随時見直し
地域包括支援センターの人員体制の充実	 体制充実	随時見直し	随時見直し

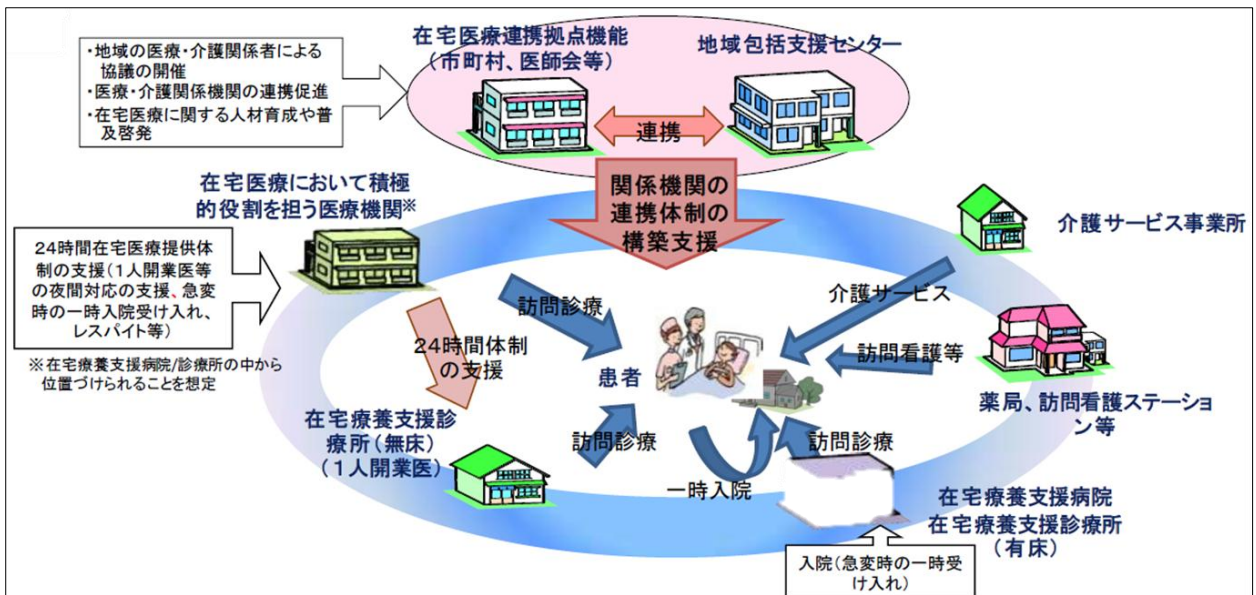
## (2) 医療・介護の連携の充実

医療を必要とする高齢者が増加していくものと予想されますが、医療と介護との連携を充実させることで、できる限り住み慣れた地域で生活することができるよう、コーディネート事業の実施や、円滑な退院に資する連携体制の強化、在宅医療を担う人材の確保・育成を行うなど、高齢者が安定的・一体的に必要な医療・介護が提供され、安心して生活できる仕組みについて、盛岡市医師会及び盛岡市歯科医師会との連携を図りながら検討を進めます。

なお、医療・介護連携については、平成28年度(2016年度)以降は、地域支援事業に位置付けて実施するものとします。



●在宅医療・介護連携のイメージ図



(出典)厚生労働省ホームページ「在宅医療・介護の連携について」

【工程表】

主な項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度
在宅医療・介護コーディネート事業の実施	実施 (県基金事業)	実施(地域支援事業に移行予定)	→
在宅医療体制整備事業の実施	実施 (県基金事業)	実施(地域支援事業に移行予定)	→

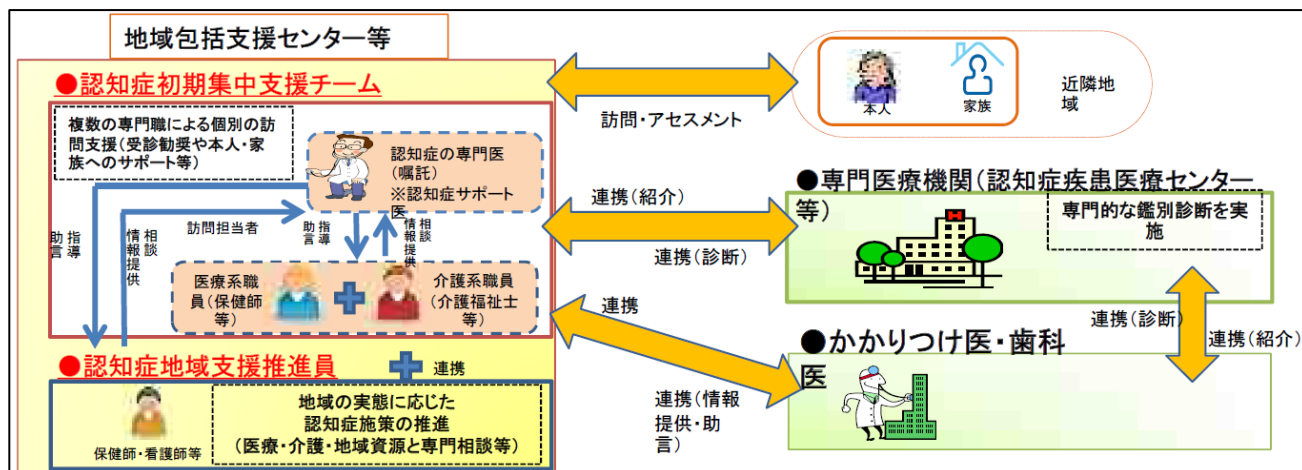
(3) 認知症対策の充実

ア 認知症地域支援推進員及び認知症初期集中支援チームの設置

認知症は、早期発見・早期対応が有効とされていることから、保健師や看護師、作業療法士といった複数の専門職が、認知症が疑われる高齢者やその家族を訪問し、相談・評価（アセスメント）や認知症専門医への紹介、家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活をサポートする「認知症初期集中支援チーム」を設置します。

また、認知症高齢者ができる限り住み慣れた良い環境で暮らし続けることができるよう、地域の実情に応じて医療機関、介護サービス事業所や地域包括支援センター等の支援機関をつなぐ連携支援や認知症対策に対する認知症高齢者自身やその家族を支援する相談業務等を行うため、「認知症地域支援推進員」を設置します。

●認知症初期集中支援チームと認知症地域支援推進員のイメージ図



(出典)厚生労働省ホームページ「認知症施策・生活支援の充実」

イ 認知症支援ネットワーク会議の充実や広域市町との連携の強化

認知症高齢者の支援を行うため、地区福祉推進会や町内会・自治会などの市民団体との連携を強化します。

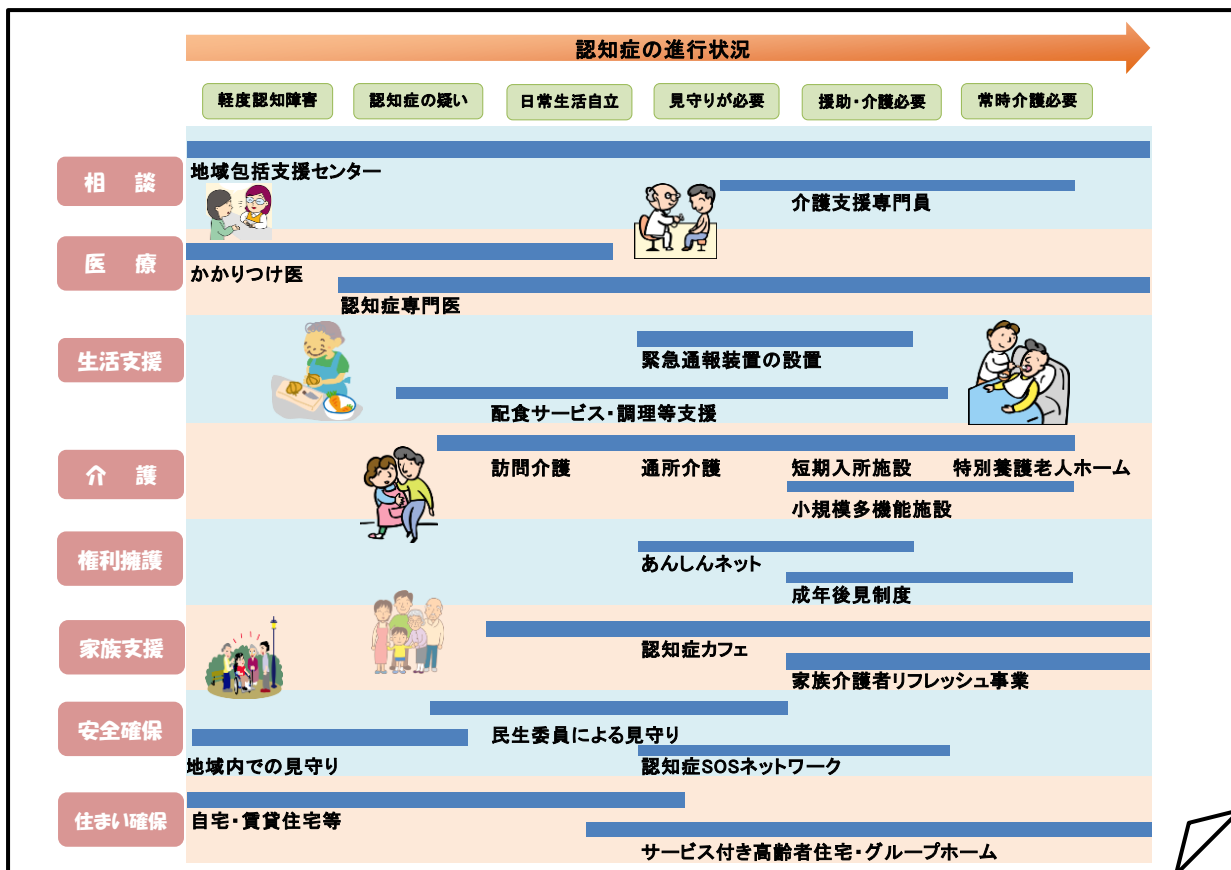
また、地域内での見守り体制の充実など具体的な取組を検討する認知症支援ネットワーク会議の充実を図るほか、盛岡広域市町の関係機関が協力・連携する盛岡広域シルバーケアSOSネットワークシステムの充実強化を図り、徘徊する認知症高齢者の安全の確保に取り組みます。

ウ 認知症ケアパスの普及

認知症になっても引き続きその人らしい生活を営んでいくため、認知症高齢者や家族等に対して、認知症の状況に応じてそれぞれの支援の内容を体系的に示した「認知症ケアパス」の普及を図り、認知症高齢者を支援します。

また、認知症高齢者及び家族の交流や情報交換の場を設け、認知症高齢者及び家族の不安の解消に努めるとともに、地域の課題や資源を把握し、これらの情報を認知症ケアパスに反映させ、充実を図ります。

●認知症ケアパスのイメージ図



【工程表】

主な項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度
認知症地域支援推進員の設置	設置		
認知症初期集中支援チームの設置		設置	
認知症支援ネットワーク会議の拡充	会議実施		
認知症施策に係る広域市町との連携強化	連携強化		
認知症ケアパスの普及	普及・改良		

(4) 生活支援サービス提供体制の整備

高齢者が日常的な生活を営んでいく上で、買い物や掃除、食事の準備など、介護以外にも必要とする支援が想定されます。このような生活支援に関するサービスが、これまでの介護事業所等に加えて、地縁組織やNPO、市民団体などの多様な主体により提供されるよう、担い手の発掘や育成等に取り組み、生活支援サービス提供体制の整備を順次進めます。

【工程表】

主な項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度
生活支援サービスの担い手の発掘・育成等	調査・育成		
生活支援サービス体制の整備			順次実施

(5) 介護予防の強化

ア 介護予防事業の実施

要介護状態にならないよう、介護予防事業を充実させ、健康寿命の延伸を図るとともに、事業効果の適切な把握に努め、効果的な介護予防プログラムの検討を進めます。

イ 老人福祉センター等における介護予防機能の強化

市内 27 箇所の老人福祉センターを本市における強みと捉え、センターにおける介護予防機能を充実させ、高齢者にとって身近な場所での介護予防プログラムを提供します。

【工程表】

主な項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護予防・日常生活支援総合事業への移行	移行準備		移行
老人福祉センター等における介護予防機能の強化	移行準備	移行	

◆モデル事業の実施

地域包括ケアシステムの構築は、地域がもつ課題や社会資源を十分に把握・共有し、活用するとともに、多様な主体が高齢者の生活支援に携わる仕組みを構築していくことが必要です。このため、市内においてモデル地区を設定し、認知症対策や地域での見守り、介護予防事業の実施など地域包括ケアシステムを構築する上での社会資源や課題を把握するための事業を実施し、今後の取組に反映させるものとします。

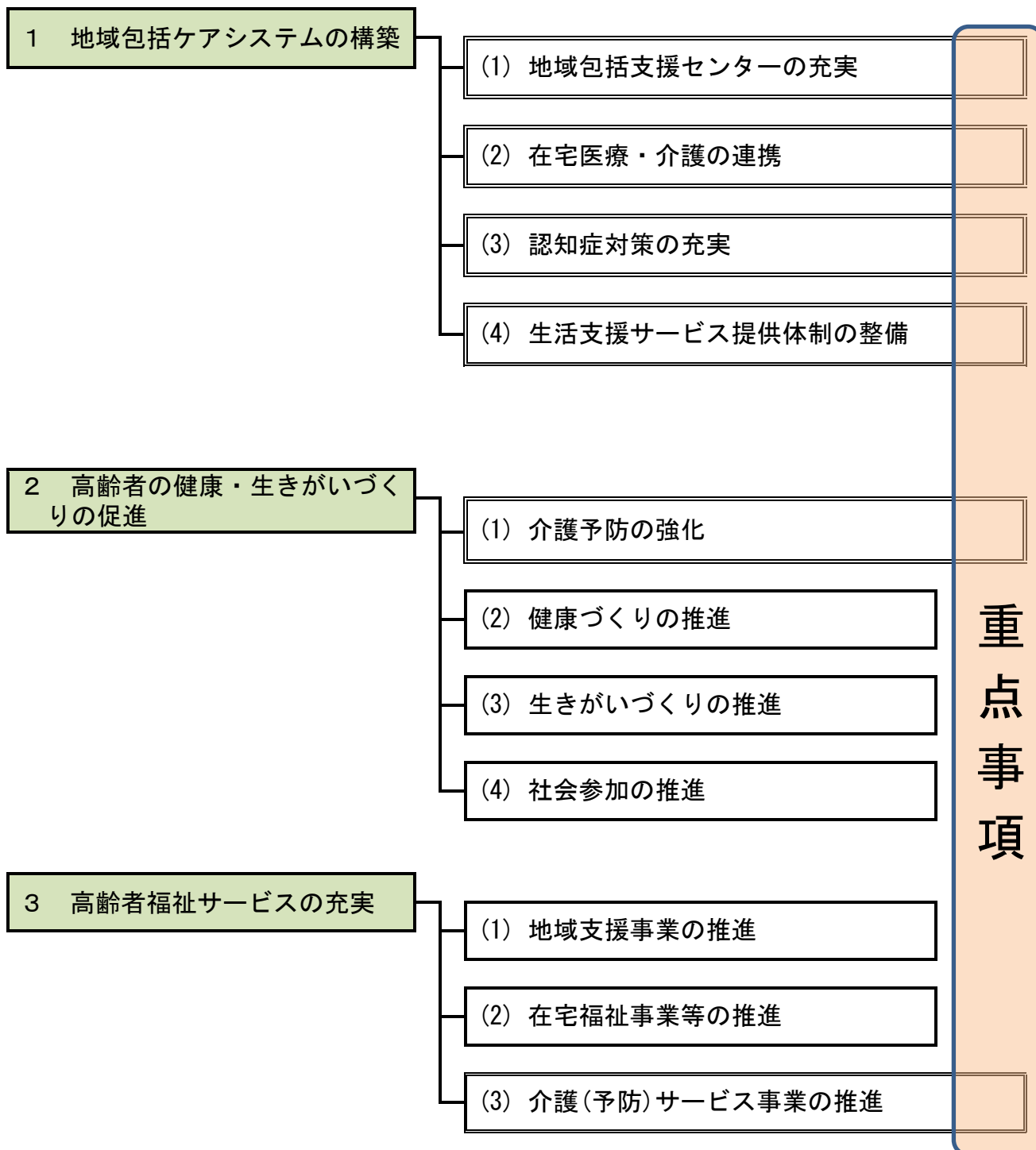
【工程表】

主な項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度
地域包括ケアシステムのモデル事業実施	モデル実施	成果検討	全市拡大

# 施策の体系図

## 基本方針

## 施策の方向性





## 第4章 施策・事業の推進



# 第4章 施策・事業の推進

## 1 地域包括ケアシステムの構築

施策の方向性	施策の内容	事業名
(1) 地域包括支援センターの充実【重点事項】	ア 包括的支援事業の推進	(ア) 地域包括支援センター運営事業
	イ 地域ケア会議の充実	(ア) 地域ケア会議の開催
(2) 医療・介護の連携の充実【重点事項】	ア 在宅医療・介護の連携の推進	(ア) 在宅医療・介護コーディネート事業 (イ) 在宅医療体制整備事業
(3) 認知症対策の充実【重点事項】	ア 認知症高齢者の支援体制の整備	(ア) 認知症地域支援推進員の設置 (イ) 認知症初期集中支援チームの設置 (ウ) 認知症ケアパスの普及 (エ) 認知症支援ネットワーク会議の拡充 (オ) 認知症周知啓発推進事業 (カ) 認知症家族への支援 (キ) 認知症サポーター養成事業
	イ 認知症高齢者の徘徊対策	(ア) SOSネットワーク事業 (イ) 徘徊模擬訓練の実施
(4) 生活支援サービス提供体制の整備【重点事項】	ア 地域の実情に合致したシステム構築	(ア) 地域包括ケアシステム体制構築推進事業（モデル事業） (イ) 高齢者向け住まい確保対策の実施
	イ 生活支援サービス提供体制の構築	(ア) 地域資源の発掘・育成

## (1) 地域包括支援センターの充実

### ア 包括的支援事業の推進

#### (7) 地域包括支援センター運営事業

##### 【現状と評価】

本市では、盛岡市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例の規定に基づき、地域包括支援センター（9箇所）及び介護支援センター（10箇所）を設置し、社会福祉法人等に運営を委託しています。各地域包括支援センターには、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員を配置し、介護予防支援事業、総合相談・支援事業、高齢者虐待防止・権利擁護事業、包括的・継続的マネジメント事業を実施することにより、地域の高齢者の総合的な支援を行っています。また、介護支援センターは、地域包括支援センターと連携しながら地域の高齢者の相談窓口として活動しています。

高齢者人口の増加により業務が多忙となっていることから、人員体制の充実を図っていく必要があります。

##### ・地域包括支援センターとは

地域包括支援センターは、介護予防支援事業、総合相談支援事業、高齢者虐待防止・権利擁護事業、包括的継続的支援事業の4つの事業を一体的に実施する施設であり、高齢者の総合相談窓口となります。これらの事業を通じて、在宅の高齢者を支援するとともに、支援するための地域の社会資源のネットワークを構築しています。

##### ・介護支援センターとは

介護支援センターは、地域包括支援センターの機能のうち、高齢者の相談窓口を担うセンターとして設置しています。介護支援センターは、地域の高齢者のさまざまな相談を受けて、地域包括支援センターへつなぐ役割を果たしています。身近な地域に設置されていることで、相談しやすいセンターとして機能しています。

##### 【今後の方策】

地域包括支援センターの人員体制の充実を図るとともに、担当圏域を見直すほか、資質向上や地域との連携強化を図ります。



## イ 地域ケア会議の充実

### (7) 地域ケア会議の開催

#### 【現状と評価】

地域包括支援センターにおいて、高齢者の生活を地域で支える「地域ケア会議」を開催しており、地区福祉推進会や民生委員等の地域の関係団体や介護サービス事業所との情報交換に取り組んでいます。

「地域ネットワーク会議」、「地域ケアマネジメント会議」、「地域ケア会議」の3種の会議を実施し、地域ネットワークの充実・強化を図っていますが、今後、地域包括ケアシステムの構築を進める中で、より効果的な支援体制の整備を検討する必要があります。

#### 【今後の方策】

高齢者が住みなれた地域で、いきいきとした生活を送ることができるようにするためには、活動的状態にある高齢者から要介護状態にある高齢者に至るまで、連続的かつ総合的な事業展開を地域と一体となって実施していくことが重要です。

介護予防を推進するためには、地域の実情にあった自主的な介護予防活動が実施され、高齢者が積極的に活動に参加していくこと、また、要介護状態の方に対しても、医療・保健・福祉や介護サービス事業者などが本人・家族・地域と連携しながら支援していく体制が必要です。

また、認知症高齢者を地域で支える仕組みづくりを進めていくことが求められています。

このようなことから、地域包括支援センターを中核とし、地域住民との話し合いにより、地域の特性を生かした介護予防に取り組むとともに、さまざまな支援が必要な高齢者を地域全体で支えていくために、関係機関とのネットワークの推進を図ります。

## (2) 医療・介護の連携の充実

### ア 在宅医療・介護の連携の推進

#### (7) 在宅医療・介護コーディネート事業

在宅で医療的ケアを必要とする高齢者に対して、在宅医療に関する相談業務を行うとともに、医療と介護の連携体制を構築するため、在宅医療及び介護のコーディネート事業を行います。

特に、認知症高齢者に対する適切な医療が提供されるよう、盛岡市医師会、盛岡市歯科医師会等と連携して取り組みます。

#### (4) 在宅医療体制整備事業

在宅療養を必要とする高齢者に対する医療的ケアを行うための訪問診療の充実のため、人材確保・育成に資する研修等を行います。

また、在宅医療の推進を図るため、医療機器の整備などに取り組みます。

### (3) 認知症対策の充実

#### ア 認知症高齢者の支援体制の整備

##### (7) 認知症地域支援推進員の設置

認知症高齢者が、可能な限り住み慣れた環境で暮らし続けることができるよう、地域の実情に応じて、医療機関や介護サービス事業所、地域の支援機関等をつなぐ役割を担う「認知症地域支援推進員」を設置します。

##### (4) 認知症初期集中支援チームの設置

認知症が疑われる高齢者や、認知症高齢者とその家族を訪問し、認知症専門医による診断を踏まえて、在宅における自立した生活を営むことができるよう、認知症高齢者本人や家族に対して初期の支援を包括的・集中的に行うため、「認知症初期集中支援チーム」を設置します。

##### (ウ) 認知症ケアパスの普及

認知症高齢者とその家族が、認知症になっても引き続きその人らしい生活を営んでいくために、認知症高齢者や家族等に対して、認知症の状況に応じてそれぞれの支援の内容を体系的に説明した資料である「認知症ケアパス」の普及を進めます。

##### (エ) 認知症支援ネットワーク会議の拡充

認知症高齢者やその家族の支援のため、市民への広報・啓発活動、認知症予防活動、認知症高齢者やその家族への支援、徘徊等の対応について検討するため、盛岡市医師会、盛岡市歯科医師会、民生・児童委員連絡協議会、警察署等の関係機関で構成する「認知症支援ネットワーク会議」を拡充します。

##### (オ) 認知症周知啓発推進事業

認知症に対する市民の関心は徐々に高まっており、認知症に対する理解を深めるための講演会の開催や、広報紙やホームページ等での情報発信など関係機関と連携して、認知症を学ぶ機会を積極的に提供します。

##### (カ) 認知症家族への支援

認知症高齢者を支えていくためには、認知症という病気を受け入れ、専門的な地域に基づいたケアを長期間にわたって継続していく必要があり、認知症高齢者を家族だけで支えるのではなく、地域社会で支えていく必要があります。

認知症高齢者の家族介護者への支援として認知症カフェなど、同じような思いをもつ家族同士が励まし合い、認知症や介護について学び合うとともに、楽しみの場等を提供します。

## (キ) 認知症サポーター養成事業

### 【現状と評価】

地域で認知症の方とその家族を支える仕組みづくりとして開催する認知症サポーター養成講座に関わる事業を行っています。講師役となるキャラバン・メイトがいる地域包括支援センター及び介護支援センターが中心となり、認知症サポーター養成講座を開催しています。

#### ■認知症サポーター養成事業の実施状況

(単位：回，人)

	第5期計画値			第5期実績値（26年度は見込値）		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
年間講座回数	20	20	20	44	50	55
年間サポーター（受講者）数	500	500	500	1,248	1,505	1,650
総サポーター数	5,275	5,775	6,275	6,782	8,287	9,928

### 【今後の方策】

今後も、認知症サポーター養成講座の周知を積極的に行うとともに、養成講座を受講した認知症サポーターがさまざまな形で自主的に活動できるような取組を進めます。また、サポーターとして受講した方が、より理解を深めることができるよう、継続的な学習の場の検討を進めます。

さらに、講師役となるキャラバン・メイトが地域で活動しやすい環境を整えていくために、キャラバン・メイト同士の連携を深めていきます。地域包括支援センター、介護支援センターが行う認知症サポーター養成講座を支援するとともに、地域住民をはじめ、企業や団体、児童・生徒等の学校関係者に対する認知症サポーター養成講座を積極的に開催し、地域において今後の認知症高齢者を支援できる体制づくりに取り組みます。

#### ■認知症サポーター養成事業の目標

(単位：回，人)

	第6期計画値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
年間講座回数	50	50	50
年間サポーター（受講者）数	1,600	1,600	1,600
総サポーター数	11,528	13,128	14,728

## イ 認知症高齢者の徘徊対策

### (7) SOSネットワーク事業

認知症高齢者等の家族等からの申出に応じて、当該認知症高齢者等の所在不明時における保護・捜索を行うとともに、認知症高齢者等の家族等に対する保護システムの周知や、認知症に対する啓発を行うため、盛岡広域8市町の関係機関で構成される盛岡広域シルバーケアSOSネットワークシステムを活用し、認知症により徘徊している高齢者の保護に努めます。

### (4) 徘徊模擬訓練の実施

認知症高齢者の徘徊等に対する対応方法を学ぶ一環として、徘徊模擬訓練を実施し、行動特性の把握や効果的な保護のノウハウの蓄積を図ります。

## (4) 生活支援サービス提供体制の整備

### ア 地域の実情に合致したシステム構築

#### (7) 地域包括ケアシステム体制構築推進事業（モデル事業）

地域包括ケアシステムの体制構築に向けて、高齢者を地域で支えるために必要な資源や課題等を把握し、必要な地域の支援やサービスの創出などに関する実証的な取組を行います。

#### (4) 高齢者向け住まい確保対策の実施

地域包括ケアシステムの構築を実現するためには、高齢者が安心して生活できる居住環境の確保が前提となることから、住まいの確保に不安を抱える高齢者の安定した生活の確保に向けて、住まいの確保の方策について調査研究します。

### イ 生活支援サービス提供体制の構築

#### (7) 地域資源の発掘・育成

生活支援サービスを提供するに当たり、地域にある社会資源を発掘するとともに、生活支援サービスの内容を体系化するなど可視化し、新たな生活支援サービスの担い手の育成を進めます。

また、日常生活圏域ごとに、社会資源の確保に向けた検討・調整を行います。

## 2 高齢者の健康・生きがいづくりの促進

施策の方向性	施策内容	事業名等
(1) 介護予防の強化 【重点事項】	ア 介護予防事業の実施	(ア) 介護予防事業対象者把握・評価事業 (イ) 二次予防事業対象者等通所型介護予防事業 (ウ) 二次予防事業対象者等訪問型介護予防事業 (エ) 老人福祉センターにおける介護予防事業の実施 (オ) 介護予防普及啓発事業 (カ) 高齢者訪問指導事業 (キ) 介護教室・医療保健講座事業
	イ 要支援者に対する生活支援サービスの提供	(ア) 要支援者に対する生活支援サービスの提供
(2) 健康づくりの推進	ア 健康の増進	(ア) 健康教育事業 (イ) 健康相談事業 (ウ) 健康診査事業 (エ) 訪問指導事業(生活習慣病予防等) (オ) 健康増進教室等運営事業
(3) 生きがいづくりの推進	ア 社会参加活動団体への支援	(ア) 老人クラブ (イ) 敬老バス運行事業
	イ 学習機会の充実	(ア) もりおか老人大学
	ウ 文化・趣味・スポーツ活動の推進	(ア) 老人芸能大会 (イ) 老人作品展 (ウ) 老人スポーツ祭典 (エ) ニュースポーツ講習会 (オ) 地区老人スポーツ大会
	エ 生きがいづくりの環境整備	(ア) 生きがいづくり関連施設の整備 (イ) 世代間交流事業
	オ 敬老事業等の実施	(ア) 敬老金品支給事業 (イ) 金婚慶祝会 (ウ) 高齢者無料入浴事業 (エ) 在日外国人高齢者福祉給付金支給事業

(4)社会参加の推進	ア 高齢者の就労推進	(ア) 盛岡市シルバー人材センター (イ) 高齢者就労相談事業
	イ 高齢者の社会参加と地域における支え合いの体制づくり	(ア) 高齢者の社会参加の促進 (イ) 避難行動要支援者避難支援事業の推進 (ウ) 高齢者世帯調査 (エ) シルバーメイト事業 (オ) ふれあいシルバーサロン事業 (カ) 友愛訪問推進事業

## (1) 介護予防の強化

### ア 介護予防事業の実施

#### (7) 介護予防事業対象者把握・評価事業

##### 【現状と評価】

今後、要支援、要介護状態となる可能性が高いと考えられる高齢者（以下「二次予防事業対象者」という。なお、介護予防・生活支援サービス事業移行後は、当該サービス対象者と読み替えます。）を把握するため、65歳以上の方を対象に、介護予防健診を実施しています。

二次予防事業対象者に対しては、要介護状態等となることを予防し、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、介護予防健診結果の医学的な見地を踏まえたプログラム及び個別サービス計画書を作成し、介護予防事業（もっと元気教室）への参加につなげています。

介護予防事業の実施結果については、実施前及び実施後アセスメント等により、参加状況、目標達成度、身体機能、関連QOL、主観的健康観等を基に評価しています。

#### ■二次予防事業対象者把握事業の状況

（単位：人）

	第5期計画値			第5期実績値（26年度は見込値）		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第1号被保険者数 A	66,222	68,657	71,140	66,177	68,583	70,967
介護予防健診受診者数	19,000	20,000	20,000	14,128	13,204	15,000
二次予防事業対象者 決定数 B	1,721	1,853	1,991	1,629	1,464	1,610
二次予防事業対象者 出現率 B/A	2.6%	2.7%	2.8%	2.5%	2.1%	2.3%

※高齢者人口：各年度10月1日現在

##### 【今後の方策】

現在、介護予防健診により、二次予防事業対象者を把握していますが、介護予防・日常生活支援総合事業への移行に併せて、介護予防・生活支援サービス事業の対象者の把握について、効果的な方策を検討します。

■二次予防事業（介護予防・生活支援サービス事業）対象者把握事業の目標

（単位：人）

	第6期計画値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
第1号被保険者数 A	72,954	74,509	75,750
介護予防健診受診者数	20,000	20,000	20,000
二次予防事業対象者見込人数 B	1,677	1,713	1,742
二次予防事業対象者出現率 B/A	2.3%	2.3%	2.3%

(1) 二次予防事業対象者等通所型介護予防事業

（介護予防・生活支援サービス事業通所型サービス）

【現状と評価】

二次予防は、対象者等に対し、個々の対象者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、個別の介護予防プランを作成し、実施しており、平成22年（2010年）の地域支援事業の見直しに伴い、親しみやすい事業となるよう愛称を「もっと元気教室」としています。

通所型では、集団的なプログラムにより、「運動器の機能向上」「栄養改善指導」「口腔機能の向上」を実施しています。

事業参加期間を3箇月に限定していますが、多くの参加者は、本事業への参加の結果、主観的健康感は改善したと感じているとの声が聞かれます。この効果を持続させるためにも、事業終了後も参加者自身が自宅等において、改善状態を維持するための継続的な介護予防の実践やそのための動機付けが必要です。

■二次予防対象者等通所型介護予防事業の実施状況

（単位：人）

	第5期計画値			第5期実績値（26年度は見込値）		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
年間利用実人数	290	300	310	334	358	388
年間利用延べ人数	2,436	2,520	2,604	2,233	2,328	2,898

【今後の方策】

参加者が利用しやすく効果的な事業とするため、内容の見直しや充実を図っていきます。また、平成28年度（2016年度）以降に「介護予防・生活支援サービス事業」に移行し、対象者が円滑に介護予防事業に参加できるよう、事業所等と地域包括支援センター間の連携・調整を図り、実施します。



■二次予防対象者等（介護予防・生活支援サービス事業）通所型介護予防事業の目標

（単位：人）

	第6期計画値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
年間利用実人数	400	410	420
年間利用延べ人数	2,978	3,058	3,138

(ウ) 二次予防事業対象者等訪問型介護予防事業

（介護予防・生活支援サービス事業訪問型サービス）

【現状と評価】

二次予防事業対象者等で通所型の利用が困難な方を対象として、運動・栄養・口腔・認知機能の低下予防・うつ予防・閉じこもり予防等のプログラムに沿った訪問指導を実施しています。

個別のプログラムにより、要介護状態となることを予防し、健康寿命の延伸につながるよう実施しています。

■二次予防事業対象者等訪問型介護予防事業の実施状況

（単位：人）

	第5期計画値			第5期実績値（26年度は見込値）		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
年間利用実人数	40	50	60	20	16	30
年間利用延べ人数	240	300	360	55	59	80

【今後の方策】

二次予防事業対象者等への参加を促すため、事業所と地域包括支援センター間の連携がスムーズに行くように、調整等を図りながら事業を実施します。また、通所が困難な二次予防事業対象者等の介護予防のため、個の状況に応じたきめ細かい支援をします。

平成28年度（2016年度）以降は、「介護予防・生活支援サービス事業」に移行し、介護予防事業として実施します。

運動・栄養・口腔・認知機能の低下予防・うつ予防・閉じこもり予防等要介護リスクが高い二次予防対象者等に対し、早期に専門的指導が受けられるよう支援します。

■二次予防事業対象者等（介護予防・生活支援サービス事業）訪問型介護予防事業の目標

（単位：人）

	第6期計画値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
年間利用実人数	45	45	45
年間利用延べ人数	270	270	270

## (イ) 老人福祉センターにおける介護予防事業の実施

高齢者にとって身近な施設である老人福祉センターが市内に27箇所あり、全国と比較しても多い施設数を誇っています。この強みを生かして、老人福祉センター等を中心とした市民にとって身近な公共施設で定期的に介護予防プログラムを提供し、高齢者が住み慣れた地域で気軽に介護予防に参加できるような機会を提供します。

## (オ) 介護予防普及啓発事業

- ・介護予防普及啓発パンフレット作成・配布

### 【現状と評価】

高齢者がいつまでも元気に自立して暮らせるように、介護が必要にならないための健康づくりや、介護が必要な場合でも自分らしく生活できるようサポートするための在宅福祉サービス、生きがい活動事業、介護予防事業のパンフレットを作成・配布しています。さらに、地域包括支援センターと連携を図りながら、地域の高齢者やその家族等へ広く周知を図り、各種事業に関する普及啓発を行っています。

### 【今後の方策】

地域の高齢者やその家族及び関係機関に対し、各種事業の周知に努め、在宅福祉サービス、生きがい活動事業、介護予防事業の一層の推進及び普及啓発を図ります。

- ・介護予防教室運営事業

### 【現状と評価】

高齢者が要支援・要介護状態となることを予防するため、地域包括支援センター、介護支援センターが中心となって、「運動器の機能向上」「栄養改善指導」「口腔機能の向上」「認知症予防」「うつ予防」「閉じこもり予防」を目的に、介護予防教室を実施しています。

## ■介護予防教室運営事業の目標

(単位：回、人)

	第5期計画値			第5期実績値(26年度は見込値)		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
開催回数	128	128	128	281	334	299
参加者数	2,560	2,560	2,560	5,583	6,595	6,020

### 【今後の方策】

地域包括支援センター・介護支援センター主催の介護予防教室は、地域の関係団体の連携を強化する機会にもなっており、地域の高齢者にとっては、身近な場所で気軽に参加できる介護予防の取組として有効なことから、今後も介護予防の普及啓発を図ります。

■介護予防教室運営事業の状況 (単位：回，人)

	第6期計画値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
開催回数	128	128	128
参加者数	2,560	2,560	2,560

・元気はなまる教室

【現状と評価】

65歳以上で介護保険の認定を受けていない高齢者を対象とした、介護予防を目的とした健康教育事業です。

町内会や自治会，地区福祉推進会，老人クラブ等と連携し，地域のニーズに対応した介護予防教室を開催しています。

■元気はなまる教室の状況

(単位：人)

	第5期計画値			第5期実績値 (26年度は見込値)		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
開催回数	62	64	66	88	89	90
参加者数	3,100	3,200	3,300	4,678	4,764	4,800

【今後の方策】

一般介護予防事業の趣旨を踏まえ，老人福祉センター等を活用し，幅広い高齢者を対象とした効果的な健康教育・介護予防事業に再編します。

・介護予防ボランティア養成事業

平成20年度(2008年度)から介護予防ボランティア養成講座を実施し，講座の修了生を介護予防ボランティアとして登録し，介護予防事業での見守りや，受付など活動に参加しています。

今後も，介護予防事業でのボランティア活動への協力を得るとともに，ボランティアのスキルアップのための研修を行うなど，事業の充実に向けた方策を検討します。

(カ) 高齢者訪問指導事業

【現状と評価】

高齢者訪問指導は，介護予防等の観点からひとり暮らし高齢者や高齢夫婦世帯，虚弱高齢者等を対象とし，保健師等が訪問し，助言や相談等を行っています。また，必要に応じて，介護や医療・保健・福祉等，他のサービスとの調整を行っています。

## ■高齢者訪問指導の実施状況

(単位：人)

	第5期計画値			第5期実績値（26年度は見込値）		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
訪問実人数	3,300	3,400	3,500	3,498	3,469	3,500
訪問延べ人数	—	—	—	3,698	3,658	3,678

※訪問指導の実績においては、介護をしている家族等の実績を含む。

### 【今後の方策】

住み慣れた地域で安心して生活が送れるように、今後も地域や関係機関との連携を密にし  
ながら、相談・支援体制を整えます。

## ■高齢者訪問指導の目標

(単位：人)

	第6期計画値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
訪問実人数	3,300	3,300	3,300
訪問延べ人数	—	—	—

### (キ) 介護教室・医療保健講座事業

#### 【現状と評価】

この事業は、高齢者の健康を保持するため、自らの健康管理及び在宅介護に関する技術の習得を図ることを目的として、地区福祉推進会単位で実施しています。

「介護教室」は、在宅介護を希望する高齢者が多いことから、家族が介護することを想定し、在宅介護の知識習得の機会として設けています。

「医療・保健講座」は、内科、外科、歯科、眼科など広い医療知識や、介護予防のための口腔機能向上や栄養改善、認知症予防などの情報を習得し、自らの健康管理を促す機会として設けています。

## ■介護教室・医療保健講座の開催状況

(単位：人，回)

	第5期計画値			第5期実績値（26年度は見込値）		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
参加者数	3,100	3,200	3,300	2,678	2,791	2,900
開催回数	56	58	60	57	63	67

## 【今後の方策】

認知症高齢者の増加が見込まれることから、講座内容の充実を図り、認知症に対する理解の促進や本人・家族への支援を進めます。

### ■介護教室・医療保健講座の開催目標 (単位：人，回)

	第6期計画値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
参加者数	2,900	2,900	2,900
開催回数	64	64	64

## イ 要支援者に対する生活支援サービスの提供

### (7) 要支援者に対する生活支援サービスの提供

要介護認定において、要支援に認定された方に対して、日常的な生活支援サービスの提供を行い、在宅における自立した生活を支援します。

なお、本事業は、平成29年度（2017年度）までに開始する新しい総合事業の一環として実施することとし、平成27年度（2015年度）は社会資源の発掘等や制度設計を行うなど、事業の実施に向けた準備を行います。

## (2) 健康づくりの推進

### ア 健康の増進

#### (7) 健康教育事業

##### 【現状と評価】

生活習慣病等を予防し、健康増進を図るために、健康教育事業を実施しています。

個別健康教育では、「禁煙チャレンジ事業」を実施し、禁煙を希望する人への支援を行い、事業参加者の約40%が禁煙を達成することができました。

また、集団健康教育では、地域の要望に応じて、公民館や活動センター等を会場にして、栄養教室やウォーキング教室、軽体操や筋力アップのための体操等を行っており、参加者数は増加傾向にあります。

■健康教育事業の実績値

(単位：人，回)

		第5期計画値			第5期実績値（26年度は見込値）		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
個別健康教育	実人数	50	50	50	31	46	45
集団健康教育	開催回数	400	400	400	441	424	430
	延べ人数	8,000	8,000	8,000	7,135	7,996	8,050
	健康増進事業目標値	3,000	3,000	3,000	2,513	3,181	3,100

【今後の方策】

死亡原因の第1位である悪性新生物や、全国に比較して死亡率の高い脳血管疾患、近年増加傾向にある糖尿病等の生活習慣病の予防のための情報提供を行い、保健推進員や食生活改善推進員等の「健康づくりサポーター」と連携しながら、啓発活動を行います。

■健康教育事業の目標

(単位：人，回)

		第6期計画値		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
健康教育事業	開催回数	430	430	430
	延べ人数	8,000	8,000	8,000

(1) 健康相談事業

【現状と評価】

重点健康相談として、高血圧・脂質異常症・糖尿病・歯周疾患・骨粗しょう症等に関する相談を行っています。

また、総合健康相談として、地域の公民館や地区活動センターを拠点として行う定例健康相談と、各町内会・自治会の公民館等で行う地区健康相談を実施しています。定例健康相談は、相談者の継続した健康管理の場として活用されています。

■健康相談事業の実施状況

(単位：人，回)

		第5期計画値			第5期実績値（26年度は見込値）		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
重点健康相談	開催回数	90	90	90	143	146	140
	延べ人数	3,200	3,200	3,200	5,378	5,290	5,300
総合健康相談	開催回数	350	350	350	335	309	310
	延べ人数	4,000	4,000	4,000	4,167	4,124	4,100

## 【今後の方策】

関係機関と連携しながら，町内会・自治会で開催される行事と併せて実施するなど，相談者が利用しやすく，地域に密着した健康相談を実施します。

また，健康講話や運動の実技などを盛り込みながら，内容を充実させて取り組みます。

## ■健康相談事業の目標

(単位：人，回)

		第6期計画値		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
健康相談事業	開催回数	320	320	320
	延人数	4,500	4,500	4,500

(40歳以上の相談者)

## (ウ) 健康診査事業

### 【現状と評価】

各種がん検診，骨粗しょう症予防検診，成人歯科健診，もの忘れ検診等を行っています。がん検診の受診率の向上を図るため，子宮頸がん検診，乳がん検診，大腸がん検診においては，節目年齢の方や未受診者を対象に無料クーポン券を交付し，市民が受診しやすい検診を目指し検診体制を整備しています。

また，地区での健康相談・健康教室の際に，健診結果についての相談や受診勧奨，精密検査の受診勧奨を行っています。

これらの検診のほか，後期高齢者を対象とした後期高齢者健康診査も行っています。

## ■健康診査事業の実施状況 (受診率)

(単位：%)

	第5期計画値			第5期実績値 (26年度は見込値)		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
胃がん検診	16.0	17.0	18.0	13.9	13.9	13.7
子宮頸がん検診	21.0	22.0	23.0	17.5	16.5	18.0
肺がん検診	34.0	35.0	36.0	32.9	33.0	33.0
乳がん検診	18.0	19.0	20.0	27.8	25.7	28.0
大腸がん検診	17.0	18.0	19.0	19.5	19.8	19.5
前立腺がん検診	28.0	29.0	30.0	27.8	28.2	29.0
骨粗しょう症予防検診	0.4	0.5	0.6	0.3	0.3	0.3
成人歯科健診	3.0	3.1	3.2	2.9	2.9	3.0

※受診率は，平成21年5月25日付けで岩手県より示された「がん検診受診対象者の把握方法について」の算定方法による。

■もの忘れ検診実施状況（受診数）

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
受診数		2,547	3,542	3,286
有所見数	認知機能	20	31	24
	うつ症状	2	0	1

【今後の方策】

検診の有効性を周知し、初期の段階で病気を発見できるよう、成人検診に関する情報提供を行い、がん検診の受診率向上及び要精密検診受診率向上に取り組みます。そのため、市民が受診しやすい検診を目指して、検診体制の整備を進めます。

■健康診査事業の目標（受診率）

（単位：％）

	第 6 期計画値		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
胃がん検診	16.0	17.0	18.0
子宮頸がん検診	19.0	20.0	21.0
肺がん検診	35.0	36.0	37.0
乳がん検診	29.0	30.0	31.0
大腸がん検診	21.0	22.0	23.0
前立腺がん検診	30.0	31.0	32.0
骨粗しょう症予防検診	0.3	0.3	0.3
肝炎ウイルス検診	6.0	6.0	6.0
成人歯科健診	3.0	3.1	3.2

(I) 訪問指導事業（生活習慣病予防等）

【現状と評価】

訪問指導事業は、主に健診の要指導者や介護予防の観点から支援が必要な方等を対象として実施しています。

メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)該当者及びその予備群の方に対し、訪問により、教室への参加を促し、生活習慣改善を勧めています。

また、65歳以上の高齢者の介護予防を目的とした、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯、虚弱高齢者等の訪問も行っています（P47 高齢者訪問指導事業参照）。



■ 訪問指導事業の実施状況

(単位：回、人)

		第5期計画値			第5期実績値 (26年度は見込値)		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
健診の要指導者	訪問実人数	1,200	1,250	1,300	1,166	1,073	1,130
	訪問延べ人数	-	-	-	1,197	1,093	1,130
介護予防の観点から訪問指導を要する者	訪問実人数	100	100	100	176	72	70
	訪問延べ人数	-	-	-	186	95	70
計	訪問実人数	1,300	1,350	1,400	1,342	1,145	1,200
	訪問延べ人数	-	-	-	1,383	1,188	1,200

「介護予防の観点から訪問指導を要する者」の実績は64歳以下の者を計上

【今後の方策】

健診の要指導者への生活習慣改善に向けての支援が、効果的・効率的に行われるように、医療機関等との連携を図りながら指導を進めます。

■ 訪問指導事業の目標

(単位：人)

		第6期計画値		
		平成27年度	平成28年	平成29年度
健診の要指導者	訪問実人数	1,200	1,200	1,200
	訪問延べ人数	-	-	-
その他 (64歳以下)	訪問実人数	70	70	70
	訪問延べ人数	-	-	-
年間訪問実人数 (計)		1,270	1,270	1,270

(オ) 健康増進教室等運営事業

【現状と評価】

高齢者がいきいきとして暮らせるように、継続的な健康づくりの機会を提供するため、気軽に参加できる内容を取り入れた運動教室を通年で実施しており、太極拳教室と介護予防ヨガ教室を、身近で通いやすい老人福祉センター等で実施しています。

教室終了後は、参加者が自主的なサークル活動として実施するなど、継続した取組が行われ、市民自らが健康づくりに努める機会となっています。

また、高齢者が家庭において、自身や家族で継続的な健康づくりができるよう、老人福祉センター4箇所で、気軽に取り組めるマッサージ治療やあん摩治療、指圧治療について、基礎的な技術や知識等を指導しています。

■健康増進教室事業の実施状況

(単位：人)

	第5期計画値			第5期実績値(26年度は見込値)		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
年間参加実人数	90	95	100	95	103	100
年間参加延べ人数	1,305	1,377	1,450	847	1,150	1,200

【今後の方策】

健康づくりとしての運動習慣を身に付ける必要があることから、平成28年度(2016年度)以降に一般介護予防事業に移行し、高齢者にとって効果的な健康増進を進めます。

■健康増進教室事業の目標

(単位：人)

	第6期計画値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
年間参加実人数	100	100	100
年間参加延べ人数	1,200	1,200	1,200

(3) 生きがいづくりの推進

ア 社会参加活動団体への支援

本市においては、地域を基盤とした老人クラブ活動が活発に行われていますが、社会参加には、団体・サークルの存在が重要であり、それらを活性化することは社会参加の促進につながります。

団塊の世代の高齢者は、価値観の多様化が進み、行動範囲も広いこと等から、地域を基盤としない自主団体、サークル活動への参加や、実践する人の割合が増えていくと見込まれます。

本市では、新たに高齢者となる方の生きがい探いをサポートする受け皿づくりなど、高齢者のニーズに応じた団体活動の活性化を推進します。

(ア) 老人クラブ

老人クラブは、60歳以上の高齢者の約5分の1が加入している全国的な組織で(平成25年(2013年)3月末：約649万人)、市内各地域においても組織されています。

老人クラブでは、生きがいを充実させるための活動や健康づくりのための活動、社会奉仕活動、高齢者相互支援活動等を行っています。

また、各老人クラブの連合組織である盛岡市老人クラブ連合会は、老人クラブ活動への助言や指導、会員の研修、催事の企画、統一活動の連絡調整、新規加入者の促進や新規クラブ立ち上げのためのサポートなどを行っています。

## 【現状と評価】

近年、加入促進に伴い、新規クラブの結成や新規に加入される方もある一方で、会員の高齢化や価値観の多様化による新規率の減少、クラブの後継者不足などにより、全体的にみると老人クラブは会員数、クラブ数ともに減少しています。

しかし、老人クラブは、市内のどの地域にもある近隣単位の組織であり、本市では、身近な社会参加の場と位置付け、高齢者の知識や経験は地域福祉の推進に欠かすことのできないものであることから、助成金等によりクラブ活動の活性化を支援しています。

また、盛岡市老人クラブ連合会と連携して、リーダー育成事業や魅力的なクラブづくりに向けた運営指導事業を行うなど、今後もクラブ数の減少に歯止めを掛けるための取組を進めています。

### ■老人クラブの状況

(単位：人、クラブ)

	第5期計画値			第5期実績値（26年度は見込値）		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
会員数	15,200	15,300	15,400	14,702	14,493	14,235
クラブ数	255	255	255	255	252	246

## 【今後の方策】

本市では、老人クラブに対して、健康づくりや介護予防、高齢者の社会的孤立の防止や防災など広い範囲において、社会貢献の担い手としての活動を期待しており、引き続き、活動を支援します。

また、老人クラブに多くの高齢者が参加できるよう、盛岡市老人クラブ連合会と連携しながら、団体の周知や活動内容の充実を図るだけでなく、クラブ紹介の地域回覧の充実、魅力ある活動メニューの研究や開発を行うとともに、若手会員の加入に向けた取組を強化するほか、会員ニーズの把握などを通じてクラブ活動の活性化を促進します。

### ■老人クラブの目標

(単位：人、クラブ)

	第6期計画値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
会員数	14,325	14,415	14,505
クラブ数	249	252	255

#### (1) 敬老バス運行事業

地域の老人クラブ等の高齢者団体に対して、バスを貸し出し、一層の社会参加活動を促進することを目的として実施しています。

## イ 学習機会の充実

### (7) もりおか老人大学

#### 【現状と評価】

もりおか老人大学は、高齢者個人の趣味や教養を高めるための教養講座にとどまるだけではなく、高齢者がそれぞれの知識経験を生かしながら、それぞれの地域において社会参加活動を行うことで生きがいのある生活を送れるように、広範に学習できる場として設置しています。

毎年5～6月に開校し、学習期間は約8箇月で、本校23分校、特別講座で構成しています。全員が集まる本校講座は、さまざまな分野の第一線で活躍している方を講師に招き、講演会中心の講座としています。また、地区ごとの分校講座は、老人福祉センター等を会場とし、学習テーマを指導者と受講者が自主的に決めて運営しています。

参加者からのアンケート調査によれば、「入学してよかった」「また参加したい」といった意見が寄せられ、高い評価を得ています。

平成22年度に、みんなが親しみを持てるようにと「ゆうゆう学舎」という愛称を付け、老人クラブや市の施設を通じて募集するとともに、町内会の回覧等で大学の周知を図った結果、毎年、延べ1,000人を超える高齢者の参加があり、市民の関心が高い事業となっています。

#### ■もりおか老人大学入学者数の状況

(単位:人)

	第5期計画値			第5期実績		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
入学者数	1,100	1,150	1,200	1,095	1,109	1,022

#### 【今後の方策】

今後も高齢者の地域貢献や学生同士の交流、学習内容の広がりが期待されることから、一層の充実を図りながら運営します。

また、民間と連携・協働して、地域活動等へのきっかけづくりを目指す講座を設けるなど、新しい内容を盛り込みながら、地域で活動するための学習の場としての充実に取り組みます。

#### ■もりおか老人大学入学者数の見込み

(単位:人)

	第6期計画値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
入学者数	1,200	1,200	1,200

## ウ 文化・趣味・スポーツ活動の推進

### (ア) 老人芸能大会

日常の趣味や文化活動の発表の場として、年1回開催しています。高齢者が一堂に会し、民謡や合唱などを披露することで、団体の交流促進や意欲向上が図られるため、生きがいづくりの一層の推進を図ります。今後も、団塊世代や一般のサークル団体も参加しやすい大会運営を行います。

### (イ) 老人作品展

日常の創作活動の発表の場として、書道や絵画、写真、木工等の作品を一堂に集め、年1回開催しています。今後も、多種多様な作品の募集を一般の高齢者のみならず各種施設等にも広く働きかけるとともに、より多くの人に来場していただくよう、周知方法の改善を図ります。

### (ウ) 老人スポーツ祭典

高齢者の生活を健康的で生きがいのあるものにするため、盛岡市社会福祉協議会、盛岡市老人クラブ連合会との共催により開催しています。県大会の予選も兼ね、徒競走やリレーの個人で参加できる種目のほか、ボール送りやゲートボールリレーといった仲間とのチームプレーによる楽しさを体感できる大会となっています。今後も、より多くの方が楽しみながら参加でき、広く交流を図ることができる場となるよう、大会の運営に努めます。

### (エ) ニュースポーツ講習会

高齢者が気軽に取り組めるスポーツとして、ニュースポーツの普及に努めています。年1回、シャフルボードやインドアローンボウルズなどのルールや技術向上の指導を行っています。今後も、ニュースポーツに対するニーズを把握しながら、より多くの方が身近に楽しめるよう内容の充実を図ります。

### (オ) 地区老人スポーツ大会

26地区ある老人クラブ地区協議会が各地域で開催するスポーツ大会は、健康増進のほか、地域によっては世代間交流等ふれあいの機会としての役割を担っています。今後も、盛岡市老人クラブ連合会や各地区協議会と連携しながら、より多くの参加者が集い、多種多様なスポーツ種目の大会になるよう、同スポーツ大会の支援や助成を行います。

## エ 生きがいつくりの環境整備

### (7) 生きがいつくりの関連施設の整備

高齢者の生きがい活動等の中核となる施設として、老人福祉センター27館、老人憩いの家4館、世代交流センター1館を整備し、高齢者に趣味やスポーツ、レクリエーション等の場として提供しています。今後も、介護予防機能を高めた（仮称）みたけ老人福祉センターの整備を進めるとともに、他の老人福祉センター未整備地区の解消に努めます。

また、建物等の老朽化が進んでいる老人福祉センターでは、高齢者等の利用に支障を来さないよう、計画的に施設の修繕等を行うとともに、サービス向上など、利用しやすい施設運営を図ります。

#### ■老人福祉センター等の利用者数の状況

(単位：人)

	第5期計画値			第5期実績値（26年度は見込値）		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
老人福祉センターA型（4箇所）	112,440	112,440	112,440	102,481	98,802	97,000
老人福祉センターB型（23箇所）	193,000	193,000	193,000	213,538	205,664	200,000
老人憩いの家（4箇所）	34,500	34,500	34,500	29,639	29,581	29,000
世代交流センター（1箇所）	10,145	10,145	10,145	20,370	19,766	20,000

#### ■老人福祉センター等の利用者数の見込み

(単位：人)

	第6期計画値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
老人福祉センターA型（4箇所）	97,000	97,000	97,000
老人福祉センターB型（23箇所）	200,000	200,000	200,000
老人憩いの家（4箇所）	29,000	29,000	29,000
世代交流センター（1箇所）	20,000	20,000	20,000

### (イ) 世代間交流事業

児童館・児童センターは、老人福祉センターと併設された複合施設が多く、日常活動の中で交流できることから、今後も伝統行事の伝承活動やスポーツ交流など、地域の特性を生かしながら、世代間交流事業の拡充を図ります。

## オ 敬老事業等の実施

### (7) 敬老金品支給事業

高齢者の健康と長寿を祝い、敬老金品支給事業を行っています。敬老金の支給は、100歳になられた方を対象に今後も継続します。

#### ■敬老金品支給事業の状況

(単位：人)

	第5期計画値			第5期実績値（26年度は見込値）		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
100歳を迎えた高齢者	45	70	80	38	55	58

#### ■敬老金品支給事業の見込み

(単位：人)

	第6期計画値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
100歳を迎えた高齢者	75	97	118

### (4) 金婚慶祝会

盛岡市老人クラブ連合会との共催で、結婚50周年を迎える夫婦の健康と長寿を祝うため、金婚慶祝会を実施します。

### (7) 高齢者無料入浴事業

65歳以上の高齢者を対象に毎月1回、市内の公衆浴場を無料で開放し、心身の健康の保持や、世代間交流を図ります。

### (I) 在日外国人高齢者福祉給付金支給事業

国籍要件により、国民年金に加入できなかった市内在住外国人高齢者の支援するため、大正15年（1926年）4月1日以前に生まれた方に福祉給付金を支給します。

## (4) 社会参加の推進

### ア 高齢者の就労推進

少子高齢化の進展により、今後、生産年齢人口の減少が見込まれることから、働き続けたいという高齢者の希望を満たすとともに、高齢者の経験と能力を活用することが、社会の活力を維持するためにも不可欠となっています。

高齢者の就労については、経済的な理由だけではなく、健康や生きがい作りのために希望する方が増えています。

就労形態も、フルタイムだけではなく、生きがいづくりや、健康、趣味、社会貢献を兼ねて、臨時的、短期的な働き方を希望する人が多くなってきています。

このような多様な就業ニーズと就労の場を結びつけるため、シルバー人材センターや高齢者就労相談事業の活用などにより、高齢者の就労促進を支援します。

### (7) 盛岡市シルバー人材センター

おおむね60歳以上で長年培ってきた知識や技術、経験を生かして社会に役立ちたいと望む方が集まり、希望、経験、能力に応じて、日常生活に密着した臨時的、短期的な仕事に従事する会員制の団体です。

盛岡市シルバー人材センターの登録者数は、平成26年（2014年）3月31日現在で770人であり、臨時的かつ短期的な雇用による就労を希望する高齢者のために、無料の職業紹介事業も行っています。

### (4) 高齢者就労相談事業

働く能力と希望のある高齢の方に職業を紹介し、社会参加を促進するとともに、高齢者の生きがいの場の確保のために、盛岡市社会福祉協議会が実施している高齢者就労相談事業を支援しています。高齢者の社会参加の促進を図るとともに、この事業を通じて、収入を得ることよりも、生きがいを目的とした高齢者にふさわしい就労システムの研究に取り組みます。

### イ 高齢者の社会参加と地域における支え合いの体制づくり

#### (7) 高齢者の社会参加の促進

一般的に高齢者は、支援される対象として捉えられていますが、高齢者の中には、意欲や能力のある方が相当数います。これらの方々が、これまでの経験や知識を生かし、地域社会に参加していくことは、生きがいをもって生活することにつながるとともに、高齢者の閉じこもり防止など介護予防にも寄与するものです。

特に、高齢者人口の増加に伴い、買い物やごみ出しなど、日常の生活における支援を必要とする方も増加することが見込まれており、地域における互助・共助が、これまで以上に必要となってきています。



このため、元気な高齢者が地域において介護が必要な家庭の生活支援を行うなど、互助などの担い手として活動していただくため、社会参加を促進するための方法について検討し、高齢者の社会参加を一層進めます。

#### (イ) 避難行動要支援者避難支援事業の推進

##### 【現状と評価】

現在、避難支援事業については、盛岡市地域防災計画に基づき、地域住民の協力の下、進めています。

平成 26 年度（2014 年度）までは、災害時要援護者の名簿登録を推進し、作成した要援護者名簿は民生委員、町内会・自治会長、自主防災隊長、消防団分団長等に提供し、災害時には地域との協働による避難支援が行われるよう取り組みを行っています。

また、名簿登録者には、避難支援個別計画等を保管する「あんしん連絡パック」を配布しています。

なお、ライフライン事業者等との協定を締結し、地域で支援が必要な人を把握し、必要な支援を行う取組を行っています。

※災害時要援護者：必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなど災害時の一連の行動をとるために支援を要する人々をいいます。

##### 【今後の方策】

災害対策基本法の一部が改正されたことに伴い、市では「避難行動要支援者避難支援計画」を策定し、実効性のある避難支援に努めることとしています。市が作成することとなる「避難行動要支援者名簿」を活用するほか、市において災害時に優先的な避難支援が必要と認められる者については、登録申込みの勧奨や災害時における避難支援対象者とするなど、実効性のある避難支援に努めます。

また、要支援者の避難場所や移送手段を確保するため、引き続き、介護のノウハウをもつ社会福祉施設や介護サービス事業者、障がい者施設等との福祉避難所に関する協定の締結を進めるよう取り組みます。

## (ウ) 高齢者世帯調査

### 【現状と評価】

高齢者世帯調査（毎年6月1日を基準日）によれば、平成21年（2009年）にはじめて高齢化率が20%を超え、平成26年（2014年）には23.3%となっています。また、65歳以上のひとり暮らし高齢者世帯、老人夫婦や老人のみの世帯は、高齢者世帯の約46%を占めています。なお、ひとり暮らし高齢者の割合は15.7%で、年々増加の一途となっています。

※高齢化率：人口に占める65歳以上の者の割合をいいます。

### 【今後の方策】

高齢者世帯調査を継続することで、高齢者の生活実態の把握に努めます。また、高齢者が孤立しないように、地域で取り組む「サロンづくり」や「福祉マップ作成等」の支援を積極的に行います。また、協定に基づき、ライフライン事業者等から情報提供を受けるなど、住み慣れた地域で安心して生活できる地域社会の形成に努めます。

## (エ) シルバーメイト事業

### 【現状と評価】

地域のひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯等が安心して生活できるよう、地域の方々が訪問するなどして、安否確認や緊急通報などを行っています。この活動は、地域のつながりが希薄になっている中で、従来、地域に根付いていた相互の見守りを再び活性化させ、地域全体で高齢者を支え合う暮らしの実現を目指しています。

見守りを行う地域住民（メイト）でチームを組織し、適宜交代で見守りが必要な高齢者（シルバー）の住まいを訪問し、声かけを行う等の方法で行っています。

市内32地区の福祉推進会で、急病人の緊急通報などによる救助や声かけによる高齢者の不安や孤独感の解消等の成果を上げています。

一方、閉じこもりや、対人関係に不安を感じるなどの理由から見守られることを拒んだり、見守りを行うメイトが高齢化し、新たな担い手が必要としている現状もあり、見守り体制を継続的に維持していくことの難しさも指摘されています。

## ■シルバーメイト事業の実施状況

（単位：人）

	第5期計画値			第5期実績値（26年度は見込値）		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
シルバー数（見守られる人）	700	710	720	737	720	710
メイト数（見守る人）	1,100	1,150	1,200	991	986	921

## 【今後の方策】

ひとり暮らし高齢者の支援の一つとして、対象者の安否確認や状況把握（認知症等）などを通じた、人と人との支え合いによる地域での見守り体制の構築を目指していくため、盛岡市社会福祉協議会と連携して取り組みます。

また、認知症の高齢者やその家族を支援する認知症支援施策の推進と並行して地域包括支援センターや地区福祉推進会などの関係団体と連携しながら、支え合いによるまちづくりに向けた地域住民の意識を醸成するため、事業内容を説明したカードを作成して配布し、さまざまな機会を捉えて、事業の周知を図ります。

### ■シルバーメイト事業の実施目標 （単位：人）

	第6期計画値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
シルバー数（見守られる人）	720	750	780
メイト数（見守る人）	930	950	980

## （オ）ふれあいシルバーサロン事業

### 【現状と評価】

この事業は、高齢者が地域住民とのふれあい活動を通じて、健康保持や生きがいを高めることを目的として、盛岡市社会福祉協議会が実施しており、市ではこの事業に補助金を交付するなどの支援を行っています。

事業の実施主体は各地区福祉推進会で、内容は、ひとり暮らし高齢者を対象にした給食会や座談会を行う「高齢者ふれあい事業」、地域ボランティアの組織化や高齢者の日常生活の支援を行う「ボランティア活動事業」、伝承遊びやスポーツ交流会を行う「世代間交流事業」などがあります。

これらの事業は、高齢者の暮らしを地域全体で支えていくという意識の醸成を図ることに効果を上げており、世代間交流や地域住民とふれあう貴重な機会として、各地区福祉推進会では毎年定例的に実施しています。

### 【今後の方策】

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯等を、ふれあい活動やボランティア活動を通じて地域住民で支え合う取組については、今後もそれらの世帯が増加することが見込まれることから、引き続き支援します。

また、サロン事業は、高齢者の不安や孤独の解消、地域の見守り活動などに効果を上げていることから、地域でのサロン活動への取組を、関係団体等と連携してさらに推進します。

**(カ) 友愛訪問推進事業**

民生委員・児童委員が、町内会・自治会、婦人会、青年会、子ども会等の協力を得て、ひとり暮らし高齢者、在宅要介護高齢者や心身障がい児（者）の家庭を訪問し、孤独感をいやし、精神的援助に努め、その他緊急時の関係機関への通報等援助を行う、友愛訪問を実施しています。この活動は、高齢者の閉じこもりに対応できるものであり、本市は今後、この活動を支援します。

### 3 高齢者福祉サービスの充実

施策の方向性	施策内容	事業名等
(1) 地域支援事業の推進	ア 地域支援事業の実施	(ア) 介護給付等費用適正化事業 (イ) 家族介護者リフレッシュ事業 (ウ) 家族介護慰労金支給事業 (エ) 成年後見制度利用支援事業 (オ) 在宅ねたきり高齢者等紙おむつ支給事業 (カ) 高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）事業 (キ) 住宅改修理由書作成費助成事業 (ク) 「食」の自立支援事業 (ケ) ひとり暮らし高齢者等地域生活サポート事業 (コ) 生活管理指導員派遣事業 (ク) 高齢者虐待防止事業
(2) 在宅福祉事業等の推進	ア 在宅福祉事業の推進	(ア) 生きがい活動支援通所事業 (イ) 寝具類洗濯乾燥消毒サービス事業 (ウ) 福祉電話設置事業 (エ) 火災警報器等給付事業 (オ) 要援護高齢者等住宅改造費補助事業 (カ) 高齢者住宅整備資金の貸付事業
	イ 高齢者住まい対策事業の推進	(ア) 養護老人ホーム (イ) 軽費老人ホーム (ウ) 有料老人ホーム (エ) サービス付き高齢者向け住宅

(3) 介護（予防）サービス事業の推進	ア 要介護（要支援）認定者数の状況	
	イ 介護人材の確保と育成に関する支援	
	ウ 介護（予防）サービス計画値の算出方法等	
	エ 居宅（予防）サービスの実績及び見込み	<p>(ア) 訪問介護・介護予防訪問介護</p> <p>(イ) 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護</p> <p>(ウ) 訪問看護・介護予防訪問看護</p> <p>(エ) 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション</p> <p>(カ) 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導</p> <p>(キ) 通所介護・介護予防通所介護</p> <p>(ク) 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション</p> <p>(ケ) 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護</p> <p>(コ) 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護</p> <p>(サ) 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護</p> <p>(シ) 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与</p> <p>(ス) 特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売</p> <p>(セ) 住宅改修・介護予防住宅改修</p> <p>(ソ) 居宅介護支援・介護予防支援</p>

<p>才 地域密着型 (介護予防)サー ビスの実績及び見 込み</p>		<p>(ア) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (イ) 夜間対応型訪問介護 (ロ) 地域密着型通所介護 (ハ) 認知症対応型通所介護・介護予防認知症 対応型通所介護 (ニ) 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規 模多機能型居宅介護 (ホ) 認知症対応型共同生活介護・介護予防 認知症対応型共同生活介護 (ヘ) 地域密着型特定施設入居者生活介護 (コ) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活 介護 (ク) 看護小規模多機能型居宅介護(複合型サ ービス)</p>
<p>カ 施設サービスの 実績及び見込み</p>		<p>(ア) 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) (イ) 介護老人保健施設(老人保健施設) (ロ) 介護療養型医療施設(療養病床等) (ハ) 特定入所者介護(予防)サービス費</p>
<p>キ 介護保険施設 及び地域密着型サ ービス等の整備目 標</p>		<p>(ア) 介護保険施設 (イ) 地域密着型サービス (ロ) 混合型特定施設入居者生活介護</p>

## (1) 地域支援事業の推進

### ア 地域支援事業の実施

#### (7) 介護給付等費用適正化事業

##### 【現状と評価】

第5期計画においては、介護サービス利用者の増加に伴い、利用者への介護給付費通知書の送付数は、計画値を大きく上回りました。この事業においては、他にも認定調査状況のチェック、ケアプラン点検及び住宅改修等の点検のほか、ケアマネジャー対象の支援会議の開催等も実施しています。

介護保険の給付費が増大する中で、介護保険制度の安定的な運営を確保するためには、今後も必要な事業と考えています。

##### ■介護給付等費用適正化事業の実績

(単位：通)

	第5期計画値			第5期実績値(26年度は見込値)		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者への介護給付費通知	38,000	39,000	40,000	39,799	42,301	44,454

##### 【今後の方策】

認定調査状況のチェック、ケアプラン点検、住宅改修訪問調査、ケアマネジャーに対する支援会議の開催及び介護給付費通知書の送付を継続するとともに、介護情報と医療情報との突合等を実施することにより、利用者に適切なサービスを提供できる環境の整備を図り、給付の適正化を実施します。

##### ■介護給付等費用適正化事業の見込み

(単位：通)

	第6期計画値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者への介護給付費通知	48,000	51,000	54,000

#### (4) 家族介護者リフレッシュ事業

##### 【現状と評価】

介護や見守りが必要な方を在宅で介護している家族の身体的・精神的な負担を軽減するため、在宅で介護をする上で正しい知識や適切な介護技術を学んだり、同じ立場の方との交流により心身のリフレッシュが図られる機会を提供します。



■家族介護者リフレッシュ事業の開催状況

(単位：回，人)

	第5期計画値			第5期実績値（26年度は見込値）		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実施回数	3	3	3	3	3	3
参加者数	65	65	65	52	97	95

【今後の方策】

本事業の参加者は、重度の要介護状態への対応に限らず、認知症による周辺症状により苦慮している在宅介護者も多いため、圏域ごとの開催も検討しながら、今後も多くの方が参加し、情報交換やリフレッシュできるような事業の周知方法や内容を工夫します。

また、在宅介護を行っている家族に対する支援策の充実に努めます。

■家族介護者リフレッシュ事業の開催目標 (単位：回，人)

	第6期計画値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実施回数	5	5	5
参加者数	150	150	150

(ウ) 家族介護慰労金支給事業

【現状と評価】

重度の要介護状態の方を在宅で介護している家族の方には、経済面・精神面の両面からさまざまな負担がかかりますが、常時介護が必要な方でも、何らかの理由により在宅で介護サービスを利用できず、家族のみで介護をしている家族もいることから、その家族介護者の負担をねぎらうために、慰労金を支給しています。

在宅で介護サービスを利用しながら生活する方は、今後も増加が見込まれますが、介護保険という社会での支え合いのシステムを利用できない家族に対して、可能な範囲で介護保険サービスの利用を促し、負担の軽減につながるような対策が必要となっています。

■家族介護慰労事業の状況

(単位：回)

	第5期計画値			第5期実績値（26年度は見込値）		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実施回数	8	8	8	5	5	5

【今後の方策】

在宅介護サービスを利用しない理由を的確に把握するとともに、家族介護の現状を確認し、介護負担が少しでも軽減できるよう、在宅介護サービスの制度等の周知を図ります。

また、何らかの理由により、在宅介護サービスを利用ではない家族介護者を慰労するために、本事業を継続します。

■家族介護慰労事業の目標 (単位：回)

	第6期(計画値)		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実施回数	8	8	8

(I) 成年後見制度利用支援事業

【現状と評価】

認知症高齢者等、判断能力が不十分な人が、預貯金の管理(財産管理)や、日常生活での医療・介護などさまざまな契約(身上監護)を行う際の支援や、悪質商法の被害者となることを防ぎ、権利と財産を守る制度について啓発しています。

また、身寄りのない高齢者などに代わり、市長が後見開始の審判の申立てを家庭裁判所に行うことで、制度の利用を進めています。

今後の認知症高齢者の増加等により、同制度の利用希望者が増加すると考えられますが、成年後見制度に対する市民の理解が十分深まっていない状況にあります。

■成年後見制度支援事業の状況 (単位：件)

	第5期計画値			第5期実績値(26年度は見込値)		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
申立件数	4	5	6	2	4	6

【今後の方策】

今後も本制度の需要が高まっていくことが見込まれることから、関係機関と連携しながら、制度の周知・啓発を図ります。また、身寄りのない高齢者などに代わり、市長が後見開始の審判の申し立てを行う支援事業を継続します。

また、市民後見人の養成に向けた講座等を開催するなど、成年後見制度に対する市民理解の促進に努めます。

■成年後見制度支援事業の目標 (単位：件)

	第6期計画値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
申立件数	8	10	12

(オ) 在宅ねたきり高齢者等紙おむつ支給事業

【現状と評価】

在宅で紙おむつを常時使用している要介護者は、購入費が高額となるため、経済的負担が大きくなりがちです。紙おむつ購入による介護者の経済的負担の軽減を図ることを目的として、おむつを常時使用している高齢者等で市県民税非課税世帯に属する方に対し、紙おむつを支給しています。

■紙おむつ支給状況の状況

(単位：人，枚)

	第5期計画値			第5期実績値（26年度は見込値）		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
年間利用実人数	250	260	270	280	323	300
年間利用延べ人数	2,904	3,024	3,144	3,404	3,551	3,144
年間支給枚数	195,052	203,112	211,172	209,405	208,895	211,172

【今後の方策】

利用者数は、年度によって変動があるものの高齢者人口の増加に伴い、増えていくことが見込まれます。家族介護者も高齢化が進んでいることから、在宅における介護が円滑に行われるよう事業を継続するとともに、支給対象者や支給方法等の見直しを検討します。

■紙おむつ支給状況の目標

(単位：人，枚)

	第6期計画値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
年間利用実人数	310	320	330
年間利用延べ人数	3,720	3,840	3,960
年間支給枚数	214,830	221,760	228,690

(カ) 高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）事業

【現状と評価】

高齢者が自立して安全かつ快適に生活を営むことができるよう、その在宅生活を支援することを目的として、緊急通報装置を備えた高齢者向け仕様の住宅を市営月が丘アパートに30戸整備しています。入居している高齢者に、緊急通報の対応のほか、生活援助員による生活相談や安否確認などのサービスを行っています。

現状は、入居している高齢者に対し、必要なサービスを実施している状況ですが、高齢者人口の増加に伴い、これらのサービスが付帯した住宅のニーズが増加していくものと考えられます。

【今後の方策】

入居している高齢者に、緊急通報の対応のほか、生活援助員による生活相談や安否確認などのサービスを行います。

また、増加するニーズに対しては、緊急通報装置の設置や生活管理指導員派遣事業等の複数の事業の組み合わせにより、対応します。

## (キ) 住宅改修理由書作成費助成事業

### 【現状と評価】

第5期計画の実績は、僅少となったものの、住宅改修においては専門的な助言が適切な住宅改修に結びつくと考えられ、事業の継続は必要と考えます。

### ■住宅改修理由書作成費助成事業の実施状況

(単位：件)

	第5期計画値			第5期実績値(26年度は見込値)		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
補助件数	10	10	10	1	2	2

### 【今後の方策】

住宅改修の必要性を感じながらも、ケアマネジャーと関わりがないため、制度利用にいたらない方は一定数いると考えられます。必ずしも理由書の作成をケアマネジャーのみに限定しないためにも、福祉住環境コーディネーター等が理由書を作成した費用の助成を継続します。

### ■住宅改修理由書作成費助成事業の目標

(単位：件)

	第6期計画値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
補助件数	2	2	2

## (ク) 「食」の自立支援事業

### 【現状と評価】

加齢に伴う心身の衰えや障がい、傷病などの理由で、食事の調理が困難な高齢者に対し、配食事業者が栄養のバランスと健康状態に配慮した食事(昼食又は夕食のいずれかを1週4回まで)を居宅に届けるとともに、利用者の安否を確認し、健康状態に異常がみられるときには、関係機関等への連絡を行うこととしています。配食は、配食事業者に業務を委託しています。

現在では、待機者等はおらず、必要とする高齢者に対しサービスを実施できていますが、今後高齢者人口の増加が見込まれる状況から、新たな提供事業所の確保等が必要と考えます。

### ■「食」の自立支援事業の実施状況

(単位：人、日)

	第5期計画値			第5期実績値(26年度は見込値)		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
年間利用実人数	520	530	540	588	534	540
年間利用延配食数	46,000	47,000	48,000	50,376	47,569	48,000

## 【今後の方策】

高齢者の増加とともに、利用者数の増加も見込まれるため、需要に応じた供給ができるよう供給体制の整備に努め、サービス供給量の確保を図ります。

### ■「食」の自立支援事業の見込み (単位：人、日)

	第6期計画値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
年間利用実人数	560	570	580
年間利用延配食数	48,000	49,000	50,000

### (7) ひとり暮らし高齢者等地域生活サポート事業

#### 【現状と評価】

ひとり暮らし高齢者等に緊急通報装置を貸与し、緊急時に特定の受信センター、地域包括支援センター及び介護支援センターに通報できるようにすることで、日常生活の不安を解消しています。

平成21年度(2009年度)までは、緊急通報システム設置事業により、ひとり暮らし高齢者及び重度身体障がい者を対象にしてきましたが、平成22年度(2010年度)から、高齢者と重度身体障がい者を分け、高齢者については介護保険制度上で実施しています。

緊急連絡手段の確保は、安心して自立した在宅生活を支える上で増加していくものと考えます。

### ■ひとり暮らし高齢者等地域生活サポート事業の実施状況 (単位：人、件)

	第5期計画値			第5期実績値(26年度は見込値)		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
新規設置台数	80	90	100	60	56	70
年度末での設置台数	640	650	660	618	572	610
年間通報件数	3,000	3,050	3,100	1,322	1,487	1,450

## 【今後の方策】

緊急時の対応とともに、利用者一人一人の健康状態や生活状況の把握など、在宅生活を送る上での総合的な見守り支援を行います。

### ■ひとり暮らし高齢者等地域生活サポート事業の目標 (単位：台、件)

	第6期計画値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
新規設置台数	75	80	85
年度末での設置台数	640	670	710
年間通報件数	1,460	1,600	1,700

## (コ) 生活管理指導員派遣事業

### 【現状と評価】

要介護認定で自立と判定された方や虚弱・引きこもりなど、介護保険に結び付かない支援の必要性を抱えた高齢者に対し、ホームヘルパーが週1回居宅へ訪問し、掃除・洗濯・調理・買物などの日常生活に必要な家事に対する支援・指導等を行っています。派遣は、市が法人のヘルパーステーションに業務委託しています。

現状では、生活支援の必要性がある高齢者に対して必要な支援を提供していますが、支援を受けている方が、要介護状態に移行しないようにすることが難しい状況です。

### ■生活管理指導員派遣事業の実施状況

(単位：人，日)

	第5期計画値			第5期実績値（26年度は見込値）		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
年間利用実人数	50	50	50	54	53	50
年間利用延べ人数	2,100	2,100	2,100	1,454	1,544	1,500

### 【今後の方策】

需要に応じた供給ができるよう努めるとともに、在宅生活を支援することで、要介護となることを防止するためにサービス内容の充実に努めます。

### ■生活管理指導員派遣事業の見込み

(単位：人，日)

(要支援者含まず)

	第6期計画値		
	平成27年	平成28年	平成29年度
年間利用実人数	50	50	50
年間利用延べ人数	1,800	1,800	1,800

## (カ) 高齢者虐待防止事業

高齢者への虐待については、身体的、経済的、心理的、性的な虐待に限らず、介護や世話の放棄等も含まれますが、高齢者が自らの尊厳を維持し、健康で幸福感をもって生活していくためには、高齢者虐待を早期に発見し、適切な対応を講ずる必要があります。

このため、地域包括支援センターや各種福祉施設、警察、病院等との連携を強化するとともに、高齢者世帯への訪問事業等を活用し、情報の収集に努めます。

また、高齢者虐待を防ぐため、市民への啓発に努めるとともに、高齢者虐待を発見した場合は、関係法令に基づき適切な措置を講じます。

## (2) 在宅福祉事業等の推進

### ア 在宅福祉事業の推進

#### (7) 生きがい活動支援通所事業

##### 【現状と評価】

介護保険の対象外となる比較的元気で家に閉じこもりがちなおおむね 65 歳以上の高齢者を対象として、デイサービスセンターへ2週間に1回通所し、入浴や食事などのサービスを提供しています。

平成 26 年度（2014 年度）から半年ごとに、身体機能の評価と併せて、閉じこもり解消の有無の確認を実施しています。

#### ■生きがい活動支援通所事業の実施状況

（単位：人）

	第 5 期計画値			第 5 期実績値（26 年度は見込値）		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
年間利用実人数	65	65	65	71	73	69
年間利用延べ人数	1,100	1,100	1,100	802	905	915

##### 【今後の方策】

対象者は、比較的元気な閉じこもり高齢者であり、対象者にとってより効果的な介護予防となるよう、内容の改善を図ります。

今後も地域に潜在する閉じこもり高齢者を把握する機会とし、利用者の身体機能低下等の早期把握に努めます。

#### ■生きがい活動支援通所事業の実施目標

（単位：人）

	第 6 期計画値		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
年間利用実人数	70	70	70
年間利用延べ人数	1,000	1,000	1,000

#### (1) 寝具類洗濯乾燥消毒サービス事業

##### 【現状と評価】

寝たきりの方などの寝具の衛生管理のため、主に高齢者世帯や障害者世帯を対象として、洗濯と乾燥消毒サービスを行っています。

事業の申込みは、減少傾向にありますが、今後も利用希望者を適確に把握しながら、事業を進める必要があります。

■寝具洗濯乾燥消毒サービス事業の実施状況

(単位：人，点，回)

	第5期計画値			第5期実績値（26年度は見込値）		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
年間利用延べ人数	100	105	110	55	28	40
年間利用点数	300	315	330	166	91	130
年間実施回数	3	3	3	3	2	2

【今後の方策】

寝具類の洗濯・乾燥消毒サービス事業は、経済的に困窮している高齢者世帯等の需要が見込まれることから、適切な利用希望者を把握し、サービスを提供します。

■寝具洗濯乾燥消毒サービス事業の実施目標 (単位：人，点，回)

	第6期計画値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
年間利用延べ人数	50	50	50
年間利用点数	200	200	200
年間実施回数	2	2	2

(ウ) 福祉電話設置事業

【現状と評価】

電話のない所得税非課税のひとり暮らしの高齢者に電話を貸与し、基本料金を助成しています。ひとり暮らしの高齢者の経済的負担の軽減を図ることから、必要な事業と考えます。

■福祉電話設置事業の実施状況

(単位：台)

	第5期計画値			第5期実績値（26年度は見込値）		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
新設台数	10	10	10	7	14	10
設置総数	90	90	90	88	91	96

【今後の方策】

今後も利用を必要とする方の状況を把握しながら、事業を継続します。

■福祉電話設置事業の実施目標 (単位：台)

	第6期計画値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
新設台数	11	11	11
設置総数	102	108	114



## (I) 火災警報器等給付事業

### 【現状と評価】

火気の取扱いが不安な所得税非課税の高齢者世帯に、火災警報器、自動消火器及び電磁調理器の給付を行い、在宅生活の安全を図っています。

#### ■火災警報器等給付事業の実施状況

(単位：件)

	第5期計画値			第5期実績値(26年度は見込値)		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
給付件数	65	70	75	38	20	29

### 【今後の方策】

火災警報器の設置義務付けにより、火災警報器の給付件数は減少が見込まれますが、火気の取扱いに不安がある高齢者の増加により、自動消火器及び電磁調理器の給付は、増加が見込まれることから、今後も利用を必要とする方の状況を把握しながら、事業を継続します。

#### ■火災警報器等給付事業の実施目標 (単位：件)

	第6期計画値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
給付件数	30	30	30

## (II) 要援護高齢者等住宅改造費補助事業

### 【現状と評価】

この事業は、要介護(要支援)認定者が居住する住宅を改造する場合、それに要する費用の一部を補助する制度で「高齢者及び障がい者にやさしい住まいづくり推進事業」として実施しています。

第5期計画では、件数が計画値を下回っていますが、支給額は例年ほぼ計画値どおりとなり、高齢者の在宅生活を支える事業としてニーズは高く、事業の継続は必要と考えます。

#### ■要援護高齢者等住宅改造費補助事業の状況

(単位：件)

	第5期計画値			第5期実績値(26年度は見込値)		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
補助件数	10	10	10	9	5	4

### 【今後の方策】

在宅での生活を維持したい方への支援策として、高齢者の在宅生活の維持と介護者の負担軽減を支援します。

#### ■要援護高齢者等住宅改造費補助事業の目標（単位：件）

	第6期計画値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
補助件数	5	5	5

#### (カ) 高齢者住宅整備資金の貸付事業

##### 【現状と評価】

高齢者及び障がい者と同居する親族が、居住する住宅を増改築する場合に、その建築資金を貸し付ける制度です。在宅の要援護高齢者及び在宅重度障がい者の自立を支援することを目的としています。

なお、在宅福祉の向上を図る事業としては有効ですが、貸付事業ということもあり、利用の実績がない状況が続いています。

#### ■高齢者住宅整備資金の貸付事業の実施状況（単位：人）

	第5期計画値			第5期実績値（26年度は見込値）		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数	2	2	2	0	0	0

##### 【今後の方策】

高齢者向けの住宅の整備は、介護のためだけではなく、高齢者や障がい者自身にとって自立した生活を続ける上で必要なことであり、今後も事業の周知等を図りながら、継続します。

#### ■高齢者住宅整備資金の貸付事業の実施目標（単位：人）

	第6期計画値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数	2	2	2

## イ 高齢者住まい対策事業の推進

### (7) 養護老人ホーム

#### 【現状と評価】

この施設は、生活環境上や経済的な理由により、自宅で生活することが困難な方が入所できる施設です。現在、市内には2施設ありますが、入所者が自立した生活が維持できるように生活支援を行っており、入所者の心身の健康保持が図られています。

#### ■養護老人ホームの状況

(単位：施設、人)

	第5期計画値			第5期実績値（26年度は見込値）		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
施設・定員	2(100)	2(100)	2(100)	2(100)	2(100)	2(100)

#### 【今後の方策】

生活環境上や経済的な理由により、入所を希望する高齢者が今後も見込まれており、優先度等を考慮しながら、養護が必要な高齢者が安心して入所できるよう支援します。

#### ■養護老人ホームの定員数

(単位：施設、人)

	第6期計画値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
施設・定員	2(100)	2(100)	2(100)

### (イ) 軽費老人ホーム

#### 【現状と評価】

軽費老人ホームは、身寄りのない方や家族がいても一緒に暮らせない事情のある方が対象のA型と、A型の要件に加えて自炊することが要件であるB型、身体機能の低下や独立して生活するのに不安がある方が対象のケアハウスの3種類があります。

現在、市内には6施設あり、ひとり暮らし高齢者等の増加に伴い、施設に対する高齢者のニーズが高まっていくものと予測されます。

#### ■軽費老人ホームの施設数（定員）

(単位：施設、人)

	第5期計画値			第5期実績値（26年度は見込値）		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
軽費老人ホームA型	1(50)	1(50)	1(50)	1(50)	1(50)	1(50)
軽費老人ホームB型	1(50)	1(50)	1(50)	1(50)	1(50)	1(50)
ケアハウス	4(199)	4(199)	4(199)	4(199)	4(199)	4(199)

### 【今後の方策】

高齢者人口の増加に伴い、高齢者専用住宅の入所者の増加が見込まれることから、安定的な入居需要に対応できるよう他施設と調整しながら、健康で明るい生活ができるように支援します。

#### ■軽費老人ホームの施設数（定員）（単位：施設，人）

	第6期計画値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
軽費老人ホームA型	1(50)	1(50)	1(50)
軽費老人ホームB型	1(50)	1(50)	1(50)
ケアハウス	4(199)	4(199)	4(199)

#### (ウ) 有料老人ホーム

##### 【現状と評価】

有料老人ホームは、1人以上の入居高齢者に対して食事や生活支援サービスを提供することを目的とした施設です。

有料老人ホームは増加傾向にあり、今後においても増加が見込まれます。

#### ■有料老人ホーム設置状況（単位：施設，人）

	第5期実績値（26年度は見込値）		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
設置数	45	48	57
定員数	1,137	1,216	1,391

※ 設置数及び定員数は当該年度中の廃止及び休止中を除いた数です。

### 【今後の方策】

高齢者人口の増加に伴い、入居需要の増加が見込まれます。高齢者が安心して入居できるよう、定期的な確認や指導等を行い、質の高い施設を確保します。

## (I) サービス付き高齢者向け住宅

### 【現状と評価】

サービス付き高齢者向け住宅は、高齢者の居住の安定を確保することを目的として、介護・医療と連携し、高齢者の安心を支えるサービスを提供するバリアフリー構造の住宅です。

サービス付き高齢者向け住宅のサービスでは、少なくとも安否確認サービス及び生活相談サービスを提供することとなっています。

サービス付き高齢者向け住宅は増加傾向にあり、今後においても増加が見込まれます。

### ■サービス付き高齢者向け住宅登録状況 (単位：施設、戸)

	第5期実績値(26年度は見込値)		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
登録数	16	19	22
登録戸数	316	383	457

※ 登録数及び登録戸数は、当該年度中の廃止を除いた数です。

### 【今後の方策】

高齢者人口の増加に伴い、入居需要の増加が見込まれます。高齢者が安心して生活できる住まいが提供されるよう、定期的な確認や指導等を行い、質の高い住宅を確保します。

### (3) 介護（予防）サービス事業の推進

#### ア 要介護（要支援）認定者数の状況

被保険者は、65歳以上の第1号被保険者と40歳から64歳までの第2号被保険者で構成されており、第1号被保険者は年々増加しています。

それに対し、第2号被保険者は減少傾向となっており、高齢化率は総人口の減少の影響もあり、年々高まっていく状況にあります。

また、介護（予防）サービスを利用するためには、要介護（要支援）認定を受ける必要がありますが、この要介護（要支援）認定を受けている方の人数（認定者数）は年々増加し、介護度別では要介護1及び要介護2の認定者数が高い割合を占めています。

本市では、今後も高齢化の進行が見込まれる状況下で、高齢者の健やかな地域社会生活に資するため、地域支援事業及び介護予防給付により、元気な高齢者が可能な限り心身の機能を維持し、介護度の重度化を防ぐ取組を行えるよう、対応する事業の実施を継続します。

#### ■被保険者数

（各年度9月30日時点）

	第5期実績値			第6期計画値		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
第1号被保険者	66,118	68,515	70,989	72,954	74,509	75,750
65～74歳 （前期高齢者）	32,464	33,843	35,617	36,868	37,579	37,857
75歳以上 （後期高齢者）	33,654	34,672	35,372	36,086	36,930	37,893
第2号被保険者	102,315	101,999	101,401	100,640	100,302	99,909
計	168,433	170,514	172,390	173,594	174,811	175,659

※資料：第5期実績値は介護保険事業状況報告（第2号被保険者数は住民基本台帳人口）

第6期計画値は介護高齢福祉課推計資料（平成21年度から平成25年度までの住民基本台帳登録人口を基に推計）

■要介護（要支援）認定者数

（各年度9月30日時点）

	第5期実績値			第6期計画値		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
認定者数	12,603	13,400	14,002	14,657	15,388	16,155
要支援1	1,044	1,484	1,541	1,548	1,548	1,553
要支援2	1,159	1,312	1,618	1,851	2,017	2,191
要介護1	2,625	2,764	2,901	3,075	3,308	3,557
要介護2	2,838	2,844	2,801	2,794	2,884	2,967
要介護3	1,831	1,831	1,833	1,856	1,878	1,905
要介護4	1,518	1,535	1,667	1,796	1,905	2,021
要介護5	1,588	1,630	1,641	1,737	1,848	1,961

※資料：第5期実績値は介護保険事業状況報告

第6期計画値は介護高齢福祉課推計資料（平成25年度と平成26年度の認定者数を基に推計）

イ 介護人材の確保と育成に関する支援

多様化する介護ニーズに対し、適切で質の高いサービスを安定的に供給するためには、より多くの優秀な介護人材が必要になります。

一方、国では平成37年（2025年）にかけて労働力人口が減少するものの、必要となる介護職員数は大幅に増加すると見込んでおり、介護の分野を長期にわたって支える人材の確保について、継続的に取り組む必要があると示されています。

本市においても、少子高齢化の進行等により、介護サービス事業者の人材不足が課題となっており、今後その状況の改善は厳しいものと考えています。

このような状況に対応するため、本市では、介護人材の確保と育成に関する支援について、長期的視点に立った効果的な施策の検討を進め適切な措置に努めます。

## ウ 介護（予防）サービス計画値の算出方法等

- ・介護（予防）サービス計画値は、第6期計画期間である平成27年度（2015年度）から平成29年度（2017年度）までの各サービスの利用量を推計したものです。
- ・第6期計画値は、平成24年度（2012年度）から平成26年度（2014年度）までの利用実績を基に算出しています。  
また、施設サービスなどの居住系サービス計画値は、施設整備見込みを反映させて算出しています。
- ・居宅系サービスの計画値については、各サービスの介護報酬の請求単位である利用人数、利用回数又は利用日数の合計により設定しています。  
なお、第5期計画値を月平均利用人数としていた下記のサービスについては、第5期計画値及び実績を年間延べ利用人数に補正した上で記載しています。  
※介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、（介護予防）福祉用具貸与
- ・施設サービスなどの居住系サービス計画値は、第5期計画値と同様に月平均利用人数としています。

## エ 居宅（予防）サービスの実績及び見込み

### (7) 訪問介護・介護予防訪問介護

#### 【現状と評価】

第5期計画期間中の実績は、計画値を大きく上回り、増加傾向で推移しています。

このサービスは、居宅サービスの中心となるサービスであり、高齢者数の増加に伴い認定者数も年々増加すると見込まれることから、サービス利用量が増加していくものと推計しています。

#### ■訪問介護・介護予防訪問介護の実績

	第5期計画値			第5期実績値（26年度は見込値）		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
訪問介護 （日/年）	402,746	453,794	505,586	465,646	493,544	508,392
訪問介護 （回/年）	621,688	684,520	741,463	735,690	789,165	812,906
介護予防訪問介護 （人/年）	5,248	5,383	5,519	5,454	6,265	7,107

※第5期計画では訪問介護の計画値は年間利用日数で設定しましたが、第6期計画においては年間利用回数により設定するため、「日数」と「回数」を併記しています。



## 【今後の方策】

サービス利用者の意欲を引き出し、介護度が悪化しない自立支援に資する適正なサービス提供が行われるよう、地域ケア会議等の機会を利用しながら、事業者への指導を行います。

また、介護予防訪問介護については、平成 29 年度（2017 年度）の地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）への円滑な移行に向け、地域の実情に応じた多様なサービスの提供が可能となるよう、体制整備に取り組みます。

### ■訪問介護・介護予防訪問介護の見込み

	第 6 期計画値		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
訪問介護（回/年）	865,328	866,796	944,352
介護予防訪問介護（人/年）	7,332	7,116	※ 7,152

※介護予防訪問介護については、平成 29 年度（2017 年度）から地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）へ移行しますが、経過措置が設けられており、引き続き介護予防訪問介護としての利用が可能であることから、介護予防サービスとして利用量を見込みます。

### (イ) 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

#### 【現状と評価】

第 5 期計画期間中の実績は、ほぼ横ばいで推移しています。

このサービスは、入浴に介護を必要とする介護度の高い高齢者が主なサービス利用者であり、そうした高齢者が増加している現状から、今後サービス量が増加していくものと推計しています。なお、要支援者については利用が急増することは想定しにくく、現状のまま推移するものと推計しています。

### ■訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護の実績

	第 5 期計画値			第 5 期実績値（26 年度は見込値）		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
訪問入浴介護（回/年）	9,958	11,545	12,913	9,544	9,134	9,437
介護予防訪問入浴介護（回/年）	12	12	12	0	9	0

## 【今後の方策】

サービス提供により、介護者の負担軽減が図られるよう支援を図ります。

### ■訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護の見込み

	第6期計画値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
訪問入浴介護（回/年）	9,821	10,715	11,480
介護予防訪問入浴介護（回/年）	12	12	12

### (ウ) 訪問看護・介護予防訪問看護

#### 【現状と評価】

第5期計画期間中の実績は、計画値を大きく上回っており、増加傾向で推移しています。

このサービスは、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるように、専門的な医療や看護を提供するサービスです。

主に介護度の高い高齢者の在宅生活を支えるサービスとして、今後もサービス量が増加していくものと推計しています。

### ■訪問看護・介護予防訪問看護の実績

	第5期計画値			第5期実績値（26年度は見込値）		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
訪問看護（回/年）	57,522	63,754	69,343	80,826	83,921	81,321
介護予防訪問看護（回/年）	1,975	2,017	2,060	4,157	5,857	6,815

## 【今後の方策】

医療と介護の機能分担と連携強化により円滑なサービス提供が行われ、主治医とケアマネジャーの連携に支援を図ります。

### ■訪問看護・介護予防訪問看護の見込み

	第6期計画値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
訪問看護（回/年）	85,103	85,176	85,758
介護予防訪問看護（回/年）	7,991	8,984	10,072

## (エ) 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

### 【現状と評価】

第5期計画期間中の実績は、要支援者の利用が計画値を大幅に上回り、年々増加しています。

このサービスは、居宅においてリハビリテーションの実施が可能であるため、介護度の高い認定者も利用しやすく、心身機能の維持及び改善を企図する高齢者のニーズの高さとも相まって、今後ともサービス利用量は増加していくものと推計しています。

### ■訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションの実績

	第5期計画値			第5期実績値（26年度は見込値）		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
訪問リハビリテーション (回/年)	88,484	97,239	105,238	96,678	103,781	100,611
介護予防訪問リハビリ テーション(回/年)	4,974	5,076	5,178	6,540	8,616	13,090

### 【今後の方策】

要介護（要支援）者の機能の維持・増進のためには、主治医とケアマネジャーの連携の基でサービス提供が行われる必要があることから、医療と介護の機能分担と連携強化に向け支援を図ります。

### ■訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションの見込み

	第6期計画値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
訪問リハビリテーション (回/年)	103,987	109,559	114,422
介護予防訪問リハビリ テーション(回/年)	16,643	20,120	24,097

## (オ) 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

### 【現状と評価】

第5期計画期間中の実績は、計画値を下回っているものの、年々増加しています。

このサービスは、通院が困難な要介護（要支援）者に対し、医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士等によって提供される療養上の管理及び指導のサービスです。

要介護（要支援）者は、さまざまな医療のニーズを抱えていることが多いことから、サービス利用量は増加していくものと推計しています。

■居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導の実績

	第5期計画値			第5期実績値（26年度は見込値）		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
居宅療養管理指導 （人/年）	10,860	12,492	14,364	8,566	9,944	9,770
介護予防居宅療養管理指導 （人/年）	153	154	155	142	187	177

【今後の方策】

要介護（要支援）者が自宅で安心して生活を送れるように、主治医とケアマネジャーの間で適切な情報提供が行われた上でサービスが提供されるよう支援します。

また、ケアプランに盛り込まれないサービスの特殊性から、適正な運用がされるよう適宜点検等を行います。

■居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導の見込み

	第6期計画値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
居宅療養管理指導 （人/年）	10,560	11,688	12,672
介護予防居宅療養管理指導 （人/年）	168	216	264

(カ) 通所介護・介護予防通所介護

【現状と評価】

第5期計画期間中の実績は、計画値を上回り、年々増加しています。

このサービスは、心身機能の維持及び改善のために中心的に利用されるサービスであるほか、閉じこもりを防止する効果や介護者の負担軽減にもなるサービスであることなどから、今後ともサービス利用量が増加していくものと推計しています。

■通所介護・介護予防通所介護の実績

	第5期計画値			第5期実績値（26年度は見込値）		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
通所介護 （回/年）	350,271	379,051	406,029	392,162	419,110	444,075
介護予防通所介護 （人/年）	6,716	6,892	7,068	7,263	9,650	12,002

## 【今後の方策】

サービス提供により、介護者の負担軽減が図られるよう支援を図ります。

通所介護事業所のうち利用定員が18人以下の事業所は、既存の事業所を含め平成28年度（2016年度）から地域密着型通所介護事業所に移行します。地域密着型サービスに移行することにより、地域との連携や運営の透明性がこれまで以上に図られます。

また、介護予防通所介護については、平成29年度（2017年度）の地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）への円滑な移行のため、本市の実情に応じた多様なサービスの提供に向け、体制整備に取り組みます。

### ■通所介護・介護予防通所介護の見込み

	第6期計画値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
通所介護（回/年）	477,892	※1 327,220	※1 360,323
介護予防通所介護 （人/年）	13,776	15,108	※2 16,872

※1 通所介護のうち、定員が18人以下の事業所については、平成28年度（2016年度）から地域密着型通所介護に移行します。移行分のサービス利用量については、地域密着型通所介護の計画値に計上しています。

※2 介護予防通所介護については、平成29年度（2017年度）から地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）へ移行しますが、経過措置が設けられており、引き続き介護予防通所介護としての利用が可能であることから、介護予防サービスとして利用量を見込みます。

## （キ）通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

### 【現状と評価】

第5期計画期間中の実績は、年々増加しており、特に要支援者の利用が大きく増加しています。

このサービスは、心身機能の維持及び改善のために中心的に利用されるサービスであるほか、通所介護同様、閉じこもりを防止する効果や介護者の負担軽減にもなるサービスであることなどから、今後ともサービス利用量が増加していくものと推計しています。

### ■通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションの実績

	第5期計画値			第5期実績値（26年度は見込値）		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
通所リハビリテーション （回/年）	110,028	118,441	126,425	107,233	111,872	117,950
介護予防通所リハビリテーション （人/年）	2,586	2,651	2,717	2,890	3,611	4,817

## 【今後の方策】

高いニーズの下で利用者は増加すると予測されることから、適正なサービスが提供されるよう支援を図ります。

### ■通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションの見込み

	第6期計画値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
通所リハビリテーション (回/年)	125,263	134,088	144,248
介護予防通所リハビリテーション (人/年)	5,580	6,264	7,020

## (ク) 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

### 【現状と評価】

第5期計画期間中の実績は、計画値を上回り、年々増加しています。

このサービスは、緊急時を含め、一時的に居宅において日常生活を営むことに支障が生じた要介護(要支援)者が対象になることから、介護者の負担軽減にも資するサービスであり、今後とも、サービス利用量は増加していくものと推計しています。

### ■短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護の実績

	第5期計画値			第5期実績値(26年度は見込値)		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
短期入所サービス全体 (日/年)	85,758	93,865	101,244	105,980	114,670	129,183
うち短期入所生活介護 (日/年)	76,352	83,543	90,090	93,321	103,015	119,302
介護予防短期入所サービス全体 (日/年)	1,458	1,487	1,517	2,275	2,983	2,963
うち介護予防短期入所生活介護 (日/年)	1,458	1,487	1,517	2,178	2,863	2,767

※第5期計画では(介護予防)短期入所生活介護と(介護予防)短期入所療養介護を併せて計画値を設定しましたが、第6期計画においてはそれぞれ計画値を設定します。

## 【今後の方策】

高いニーズの下で利用者は増加すると予測されることから、適正なサービスが提供されるよう支援を図ります。

### ■短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護の見込み

	第6期計画値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
短期入所生活介護 (日/年)	135,247	155,519	176,930
介護予防短期入所生活 介護 (日/年)	3,078	3,101	3,145

### (ケ) 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

#### 【現状と評価】

第5期計画期間中の実績は、減少傾向となっています。

このサービスは、緊急時を含め、一時的に居宅において日常生活を営むことに支障が生じた要介護（要支援）者が対象になることから、介護者の負担軽減にも資するサービスであります。サービス提供主体の一つである介護療養型医療施設の廃止に伴い指定事業所が減少しており、サービス量の確保が求められています。

### ■短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護の実績

	第5期計画値			第5期実績値（26年度は見込値）		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
短期入所サービス全体 (日/年)	85,758	93,865	101,244	105,980	114,670	129,183
うち短期入所療養介護 (日/年)	9,406	10,322	11,154	12,659	11,655	9,881
介護予防短期入所サー ビス全体 (日/年)	1,458	1,487	1,517	2,275	2,983	2,963
うち介護予防短期入所 療養介護 (日/年)	0	0	0	97	120	196

※第5期計画では（介護予防）短期入所生活介護と（介護予防）短期入所療養介護を併せて計画値を設定しましたが、第6期計画においてはそれぞれ計画値を設定します。

## 【今後の方策】

高いニーズの下で利用者は増加すると予測されることから、適正なサービスが提供されるよう支援を図ります。

### ■短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護の見込み

	第6期計画値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
短期入所療養介護 (日/年)	9,166	8,460	7,808
介護予防短期入所療養 介護 (日/年)	232	258	295

## (2) 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

### 【現状と評価】

第5期計画期間中の実績は、開所時期が遅れた施設の影響もあり、計画値を下回っているものの増加傾向で推移しています。

このサービスは、有料老人ホームやケアハウスなどで、一定の計画に基づいて日常生活の世話や介護等の提供を行う居宅サービスです。

今後、特定施設の整備量が増えることに伴いサービス利用量も増加するものと推計しています。

### ■特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護の実績

	第5期計画値			第5期実績値（26年度は見込値）		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
特定施設入居者生活介護 (人/月)	298	308	317	178	202	233
介護予防特定施設入居 者生活介護（人/月）	6	6	8	6	13	15

## 【今後の方策】

介護度の比較的低い高齢者が安心して生活できる施設として、高齢者の居住に係る施策との連携及び整合性を図りながら整備量を確保します。

### ■特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護の見込み

	第6期計画値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
特定施設入居者生活介護 (人/月)	233	355	355
介護予防特定施設入居 者生活介護（人/月）	15	23	23



#### (サ) 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

##### 【現状と評価】

第5期計画期間中の実績は、年々増加しており、特に要支援者の利用が大きく増加しています。

このサービスは、身体状況やニーズに応じて認められた福祉用具の貸与を受けられるものであり、用具利用によって要介護（要支援）者の自立支援や介護者の負担軽減を図ることができるサービスであり、今後ともサービス利用量が増加していくものと推計しています。

##### ■福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与の実績

	第5期計画値			第5期実績値（26年度は見込値）		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
福祉用具貸与（人/年）	33,808	36,927	39,785	37,081	39,084	40,137
介護予防福祉用具貸与 （人/年）	1,397	1,427	1,456	1,850	2,615	4,211

##### 【今後の方策】

要介護（要支援）者が、身体状況や環境に適した特定福祉用具を選定、利用することにより、居宅で自立した日常生活が送れるよう支援します。また、サービス提供により、介護者の負担軽減を図ります。

##### ■福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与の見込み

	第6期計画値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
福祉用具貸与 （人/年）	42,516	45,348	48,276
介護予防福祉用具貸与 （人/年）	5,460	6,672	7,992

#### (シ) 特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売

（福祉用具購入費・介護予防福祉用具購入費）

##### 【現状と評価】

第5期計画期間中の実績は、計画値を下回っているものの、年々増加しています。

このサービスは、介護者の負担軽減や利用者の転倒防止等を図り、要介護（要支援）者が住み慣れた居宅において、安心して生活することができるようにするためのサービスであり、今後とも利用量が増加していくものと推計しています。

■特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売の実績

	第5期計画値			第5期実績値（26年度は見込値）		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
特定福祉用具販売 （人/年）	1,008	1,065	1,116	987	962	979
特定介護予防福祉用具 販売 （人/年）	213	226	239	182	203	284

【今後の方策】

要介護（要支援）者が、身体状況や環境に適した特定（介護予防）福祉用具を選定，購入することにより，居宅で自立した日常生活が送れるよう支援します。また，サービス提供により，介護者の負担軽減を図ります。

■特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売の見込み

	第6期計画値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
特定福祉用具販売 （人/年）	1,116	1,140	1,164
特定介護予防福祉用具 販売 （人/年）	348	384	408

(入) 住宅改修・介護予防住宅改修

（住宅改修費・介護予防住宅改修費）

【現状と評価】

第5期計画期間中の実績は，ほぼ計画値どおり推移し，年間利用件数は年々増加しています。

このサービスは，介護者の負担軽減や利用者の転倒防止等を図り，要介護（要支援）者が住み慣れた居宅において，安心して生活することができるようにするためのサービスであり，今後とも利用量が増加していくものと推計しています。

■住宅改修・介護予防住宅改修の実績

	第5期計画値			第5期実績値（26年度は見込値）		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
住宅改修 （人/年）	558	590	620	548	583	577
介護予防住宅改修 （人/年）	156	166	176	155	185	229

### 【今後の方策】

要介護（要支援）者が日常生活を快適に過ごせるよう支援します。また、サービス提供により、介護者の負担軽減を図ります。

### ■住宅改修・介護予防住宅改修の見込み

	第6期計画値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
住宅改修（人/年）	600	624	660
介護予防住宅改修（人/年）	240	252	264

### (セ) 居宅介護支援・介護予防支援

#### 【現状と評価】

第5期計画期間中の実績は、認定者数の増加に伴い、年々増加しています。特に介護予防支援の伸びが大きくなっています。

このサービスは、居宅サービス等の利用や提供に当たり、最も重要な位置付けである要介護（要支援）者のケアマネジメントを行うサービスであり、今後、認定者数の増加とともに、サービス利用量も増加していくものと推計しています。

### ■居宅介護支援・介護予防支援の実績

	第5期計画値			第5期実績値（26年度は見込値）		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
居宅介護支援（人/年）	73,004	79,385	85,415	77,043	78,805	79,670
介護予防支援（人/年）	14,451	14,850	15,250	15,489	19,220	23,440

### 【今後の方策】

要介護（要支援）者がサービス内容に満足し、介護度の改善につながるケアプランが作成されるように、ケアマネジャー対象の研修会の開催や個別ケアプラン指導・点検等を実施します。

### ■居宅介護支援・介護予防支援の見込

	第6期計画値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
居宅介護支援（人/年）	82,200	85,764	89,736
介護予防支援（人/年）	25,968	27,888	29,976

## オ 地域密着型（介護予防）サービスの実績及び見込み

### 【現状と評価】

地域密着型（介護予防）サービスとは、増加が見込まれる認知症高齢者や中重度の要介護高齢者等ができる限り住み慣れた地域での生活が継続できるように、平成 18 年（2006 年度）4 月の介護保険制度改正により創設された新しいサービス体系です。

このため、制度創設当初からある訪問介護や通所介護、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）などと比較すると、利用者の認知度が低いことが課題となっています。

今後、地域密着型（介護予防）サービスの更なる有効活用のために、制度の周知に努めます。

### (7) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

#### 【現状と評価】

日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行うサービスであり、在宅生活を希望する要介護高齢者の需要が増加すると見込まれることから、サービス見込量は増加していくものと推計しています。

#### ■定期巡回・随時対応型訪問介護看護の実績

	第 5 期計画値			第 5 期実績値（26 年度は見込値）		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護（人/年）	540	540	540	6	103	140

#### 【今後の方策】

要介護（要支援）者がサービスを受けることができる環境整備として、施設の整備量を確保します。また、サービス提供により、介護者の負担軽減を図ります。

#### ■定期巡回・随時対応型訪問介護看護の見込み

	第 6 期計画値		
	平成 27 年	平成 28 年度	平成 29 年度
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護（人/年）	204	288	360

### (1) 夜間対応型訪問介護

#### 【現状と評価】

このサービスは、24 時間安心して在宅生活を送れるようにするための巡回や通報システムによる夜間専用の訪問介護サービスです。

本市には指定事業所がないため、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等で対応します。

#### (ウ) 地域密着型通所介護

##### 【現状と評価】

平成 28 年度（2016 年度）から、通所介護事業所のうち利用定員が 18 人以下の事業所は、既存の事業所を含めて地域密着型通所介護事業所に移行します。地域密着型サービスに移行することにより、これまで以上に地域との連携が図られます。

##### 【今後の方策】

平成 28 年度（2016 年度）からの移行となります。

#### ■地域密着型通所介護の見込み

	第 6 期計画値		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
地域密着型通所介護 (回/年)	—	168,568	185,621

#### (エ) 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

##### 【現状と評価】

第 5 期計画期間中の実績は、ほぼ横ばいで推移しています。

このサービスは、認知症の特性に配慮したサービスであり、認知症高齢者の増加に伴い、今後、サービス利用量は増加していくものと推計しています。

#### ■認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護の実績

	第 5 期計画値			第 5 期実績値（26 年度は見込値）		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
認知症対応型通所介護 (回/年)	17,468	19,079	20,560	19,463	19,333	19,600
介護予防認知症対応型 通所介護 (回/年)	350	363	377	276	419	445

## 【今後の方策】

認知症高齢者が安心してサービスを受けることができる環境整備として、事業所の整備量を確保します。また、サービス提供により、介護者の負担軽減を図ります。

### ■認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護の見込み

	第6期計画値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
認知症対応型通所介護 (回/年)	19,805	20,017	20,182
介護予防認知症対応型 通所介護 (回/年)	479	482	503

### (オ) 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

#### 【現状と評価】

第5期計画期間中の実績は、平成24年度（2012年度）及び平成25年度（2013年度）は計画値を下回ったものの平成26年度（2014年度）は大きく利用者が増加しています。

このサービスは、高齢者が住み慣れた地域で安心して在宅生活を継続することを支援するものであり、サービス利用量は増加していくものと推計しています。

### ■小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護の実績

	第5期計画値			第5期実績値（26年度は見込値）		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
小規模多機能型居宅介護 (人/年)	1,032	1,104	1,200	744	802	1,328
介護予防小規模多機能型 居宅介護 (人/年)	37	38	39	22	64	187

## 【今後の方策】

要介護（要支援）者がサービスを受けることができる環境整備として、施設の整備量を確保します。また、サービス提供により、介護者の負担軽減を図ります。

### ■小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護の見込み

	第6期計画値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
小規模多機能型居宅介 護 (人/年)	1,572	3,324	3,324
介護予防小規模多機能 型居宅介護 (人/年)	204	552	552

## (カ) 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

### 【現状と評価】

第5期計画期間中の実績は、計画値を上回り年々増加しています。

高齢化が進む中、認知症の高齢者も増加傾向になるものと見込み、サービス利用量は増加していくものと推計しています。

### ■ 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の実績

	第5期計画値			第5期実績値（26年度は見込値）		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
認知症対応型共同生活介護（人/月）	366	366	366	294	354	370
介護予防認知症対応型共同生活介護（人/月）	2	2	2	1	0	1

### 【今後の方策】

認知症高齢者が安心してサービスを受けることができる環境整備として、施設の整備量を確保します。また、サービス提供により介護者の負担軽減を図ります。

### ■ 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の見込み

	第6期計画値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
認知症対応型共同生活介護（人/月）	370	433	433
介護予防認知症対応型共同生活介護（人/月）	1	1	1

## (キ) 地域密着型特定施設入居者生活介護

### 【現状と評価】

このサービスは、有料老人ホームやケアハウスなどの施設での入浴・排泄・食事等の介護など、日常生活上のケアや機能訓練を受けるサービスですが、これまでに施設の整備は行っていません。

### 【今後の方策】

有料老人ホームやケアハウスなどの、介護専用型特定施設や混合型特定施設のサービス需要について、利用者が必要とする施設の把握を行います。

## (ク) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

### 【現状と評価】

このサービスは、特別養護老人ホームのうち入所定員が 29 人以下の施設で提供されるものです。

特別養護老人ホームの入所待機者が多い状況を踏まえ、今後も需要は増加すると見込んでいます。

特別養護老人ホームは、施設の入所待機者がいることから整備量の確保が必要であり、それに伴いサービス量は増加するものと推計します。

### ■地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の実績

	第 5 期計画値			第 5 期実績値（26 年度は見込値）		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (人/月)	87	87	87	83	87	87

### 【今後の方策】

広域型特別養護老人ホーム等の整備を含めながら、施設整備の促進を図り、入所待機者の解消を図ります。

### ■地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の見込み

	第 6 期計画値		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (人/月)	87	116	116

## (ケ) 看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）

### 【現状と評価】

このサービスは、平成 24 年度（2012 年度）から「複合型サービス」として提供が可能となったサービスで、平成 27 年度（2015 年度）から名称が「看護小規模多機能型居宅介護」に変更となります。

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ提供し、医療ニーズの高い要介護者を支援するサービスです。



## 【今後の方策】

平成 28 年度（2016 年度）からの提供を予定しています。

### ■看護小規模多機能型居宅介護の見込み

	第 6 期計画値		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
看護小規模多機能型 居宅介護（人/年）	0	696	696

## カ 施設サービスの実績及び見込み

### (7) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

#### 【現状と評価】

第 5 期計画期間中の実績は、新規施設の開所が遅れたことにより計画値を下回っています。

このサービスは、特別養護老人ホームに入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とする施設です。

特別養護老人ホームは、施設の入所待機者がいることから整備量の確保が必要であり、それに伴いサービス量は増加するものと推計します。

### ■介護老人福祉施設の実績

	第 5 期計画値			第 5 期実績値（26 年度は見込値）		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
介護老人福祉施設 （人/月）	1,002	1,062	1,152	911	945	1,045

## 【今後の方策】

地域密着型サービス施設等の整備を含めながら、施設整備の促進を図り、入所待機者の解消を図ります。

### ■介護老人福祉施設の見込み

	第 6 期計画値		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護老人福祉施設 （人/月）	1,165	1,165	1,315

#### (イ) 介護老人保健施設（老人保健施設）

##### 【現状と評価】

第5期計画期間中の実績は、おおむね計画値どおり推移しています。

このサービスは、病状安定期にあつて入院するほどではないものの、医師による検診や理学療法士・作業療法士によるリハビリテーション、看護・介護などの医療的ケアを受ける介護老人保健施設に入所している方に提供するサービスです。

医療入院や傷病による療養後等に、在宅復帰のための準備期間を過ごすための施設として、常に一定の需要があります。

##### ■介護老人保健施設の実績

	第5期計画値			第5期実績値（26年度は見込値）		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護老人保健施設 （人/月）	823	823	823	801	815	828

##### 【今後の方策】

介護老人福祉施設等の整備を含めながら、施設整備の促進を図り、入所待機者の解消を図ります。

##### ■介護老人保健施設の見込

	第6期計画値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護老人保健施設 （人/月）	828	828	888

#### (ウ) 介護療養型医療施設（療養病床等）

##### 【現状と評価】

第5期計画期間中の実績は、施設廃止の影響もあり、計画値を下回っています。

このサービスは、医療法に基づき、病状が安定期にある要介護者に対し、医学的管理のもとに介護その他の世話や必要な医療を行う介護療養型医療施設に入所している方に提供するサービスです。

##### ■介護療養型医療施設の実績

	第5期計画値			第5期実績値（26年度は見込値）		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護療養型医療施設 （人/月）	231	231	231	179	185	182

## 【今後の方策】

平成 29 年度（2017 年度）までに既存の介護療養型医療施設から介護老人保健施設等への転換推進があり，この転換が行われた場合，介護療養型医療施設の利用が減少すると同時に介護老人保健施設等の利用が増加することとなりますが，転換時期等が不確定なことから，計画値上はそれぞれの施設の利用が変化しない見込みとすることで，包括的に転換をも見込んだものとしています。

### ■介護療養型医療施設の見込み

	第 6 期計画値		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護療養型医療施設 (人/月)	182	182	182

## (イ) 特定入所者介護（予防）サービス費

### 【現状と評価】

第 5 期計画期間中の実績は，計画値を下回っているものの，増加傾向で推移しています。

このサービス費は，低所得の要介護（要支援）者の負担を軽減するため，施設サービスや短期入所サービスを利用した際に，所得に応じて食費と居住費（滞在費）に自己負担限度額を設け，限度額を超えた分を「特定入所者介護（予防）サービス費」として給付するものです。

施設の整備に平行して利用量は増加していくものと推計しています。

### ■特定入所者介護（予防）サービス費の実績

	第 5 期計画値			第 5 期実績値（26 年度は見込値）		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
特定入所者介護（予防） サービス費（人/月）	1,966	2,140	2,345	1,917	2,021	2,142

## 【今後の方策】

所得に応じ，要介護（要支援）者の負担を軽減するものであり，制度の周知を図り，低所得者の介護サービス利用の支援を行います。

### ■特定入所者介護（予防）サービス費の見込み

	第 6 期計画値		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
特定入所者介護（予防） サービス費（人/月）	2,365	2,524	2,834

## キ 介護保険施設及び地域密着型サービス等の整備目標

### (7) 介護保険施設

サービス名	項目	平成 26 年度見込	平成 29 年度目標
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	施設数	18 施設	20 施設
	定員	1,234 人	1,414 人
介護老人保健施設 (老人保健施設)	施設数	8 施設	9 施設
	定員	814 人	874 人
介護療養型医療施設 (療養型病床群)	施設数	6 施設	6 施設
	定員	236 人	236 人

※ 平成 29 年度（2017 年度）までに既存の介護療養型医療施設から介護老人保健施設等への転換推進の政策があり、この転換が行われた場合、介護療養型医療施設の施設数及び定員が減少すると同時に介護老人保健施設等の施設数及び定員が増加することとなりますが、転換時期等が不確定なことから、計画値上は転換による施設数及び定員の増減は反映していません。

### (イ) 地域密着型サービス

サービス名	項目	平成 26 年度見込	平成 29 年度目標
地域密着型介護老人福祉施設入所者 生活介護 (29 人以下特別養護老人ホーム)	施設数	3 施設	4 施設
	定員	87 人	116 人
認知症対応型共同生活介護	施設数	24 施設	28 施設
	定員	365 人	428 人
認知症対応型通所介護	施設数	10 施設	13 施設
小規模多機能型居宅介護	施設数	6 施設	12 施設
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	施設数	1 施設	3 施設
看護小規模多機能型居宅介護 (複合型サービス)	施設数	— 施設	2 施設

### (ウ) 混合型特定施設入居者生活介護

サービス名	項目	平成 26 年度見込	平成 29 年度目標
混合型特定施設入居者生活介護	定員	282 人	412 人



## 第5章 介護保険サービスの事業費 及び介護保険料



# 第5章 介護保険サービスの事業費及び 介護保険料

介護保険料は、第6期介護保険事業計画期間の3年間（平成27年度（2015年度）から平成29年度（2017年度）まで）の介護保険サービス利用量の見込みから事業費用を算定し、また、地域支援事業費の推計を行い、第1号被保険者の保険料を設定します。

これらのサービス利用量、事業費用及び保険料の算出に当たっては、平成24年度（2012年度）から平成26年度（2014年度）までの利用実績をベースに、国から配布されたワークシートを用いて推計しています。

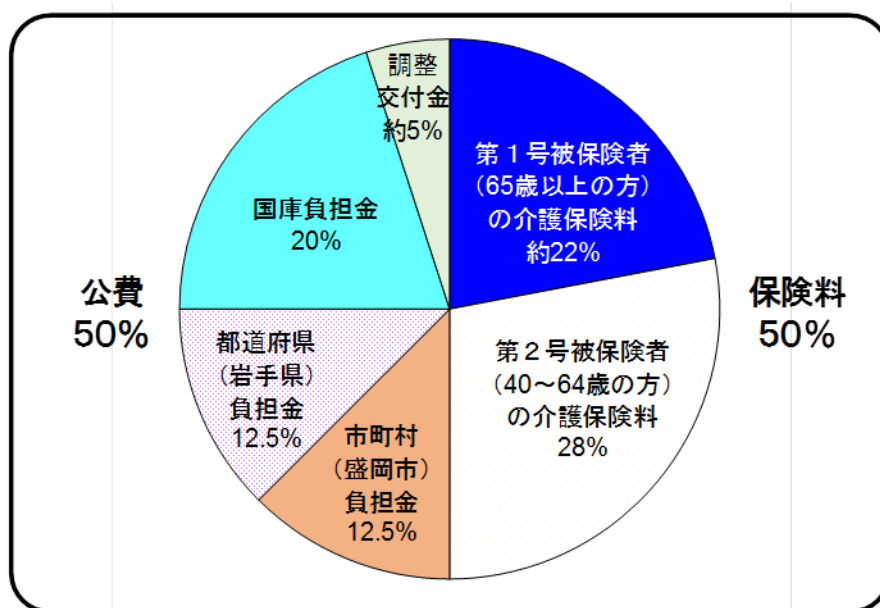
なお、第5期計画では、第3段階、第4段階で設けていた特例を含め、10段階（8段階＋特例2段階）で設定していましたが、第6期計画の保険料額の設定については、国の標準段階・料率を基本とし、10段階で設定します。また、将来においても介護保険制度が持続できるよう、負担能力に応じた料率を設定しています（詳細は109ページ）。

## 1 介護保険サービスの事業費用

### (1) 介護保険サービス事業費の負担区分

介護サービスの費用は、利用者の自己負担を除いた費用（標準給付費）を公費負担（国・県・市）で半分、40歳以上の加入者が納める保険料で残り半分を負担します。

#### ■標準給付費における負担割合



※ 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設及び特定施設の給付費に係る国庫負担金と都道府県負担金の負担割合は、それぞれ15%と17.5%になります。

※ 第5期（平成24年度～平成26年度）の第1号被保険者と第2号被保険者の介護保険料負担割合は、それぞれ21%と29%でしたが、第6期（平成27年度～平成29年度）は政令の改正により、それぞれ22%と28%に変更となります。

※ 国の調整交付金は、標準給付費見込額の5%を基準に各市町村の高齢者の所得水準及び後期高齢者割合（75歳以上）によって調整されて交付されます。

第1号被保険者の保険料算定に当たっては、各年度の第1号被保険者の保険料と調整交付金の合計を標準給付費見込額の27%（22%+5%）に設定することになります。

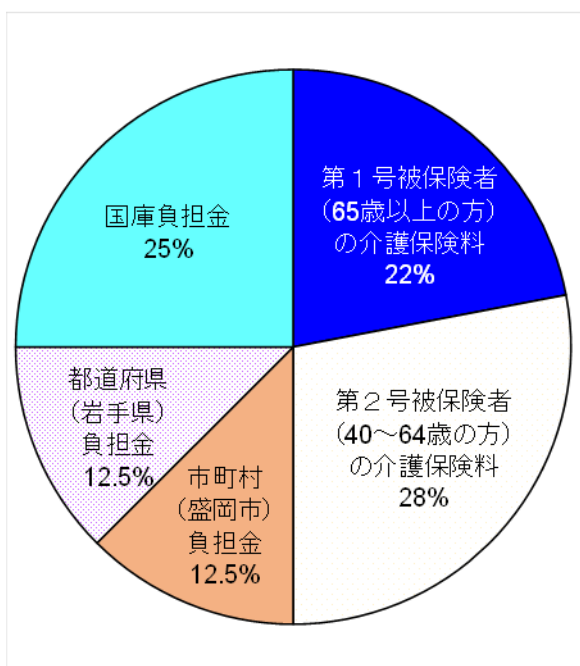
市の調整交付金見込額の割合は標準の5%を上回っているため、第1号被保険者の保険料の負担割合は22%以下になります。

## (2) 地域支援事業費の負担区分

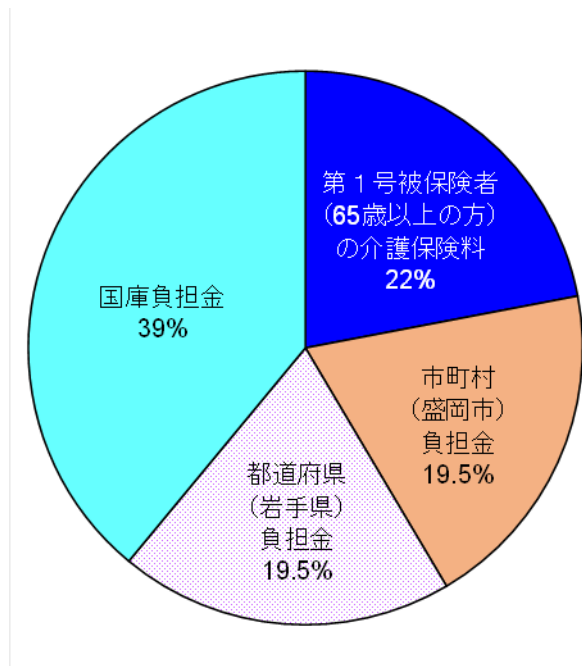
平成26年度（2014年度）までの介護予防事業は、介護予防・日常生活支援総合事業となり、介護予防給付で行われていた介護予防訪問介護及び介護予防通所介護については、平成29年度（2017年度）から地域支援事業で実施することになります。介護予防・日常生活支援総合事業の費用は、居宅給付費の負担割合と同じになっていますが、包括的支援事業・任意事業は、公費と第1号被保険者で負担します。

### ■地域支援事業費における負担区分

介護予防・日常生活支援支援事業



包括的支援事業・任意事業



### (3) 介護（予防）サービスの給付費

介護サービス事業の給付費は、サービスの種類ごとの提供量見込みと第5期計画の事業実績から推計し、積算しています。それぞれの給付費は、以下のように見込まれます。

#### ■介護サービスの給付費

(年間)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
(1) 居宅サービス	10,474,728千円	9,834,268千円	10,600,899千円
(2) 地域密着型サービス	1,930,539千円	4,115,107千円	4,261,474千円
(3) 施設サービス	6,989,437千円	7,016,515千円	7,674,406千円
(4) 居宅介護支援	1,116,192千円	1,167,215千円	1,217,462千円
介護給付費計（小計）→（Ⅰ）	20,510,896千円	22,133,105千円	23,754,241千円

※表示単位未満の数値を四捨五入しているため、数値の内訳合計が一致しない場合があります。

#### ■介護予防サービスの給付費

(年間)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
(1) 介護予防サービス	932,794千円	1,035,030千円	1,148,029千円
(2) 地域密着型介護予防サービス	17,579千円	37,621千円	37,848千円
(3) 介護予防支援	111,157千円	119,813千円	128,761千円
予防給付費計（小計）→（Ⅱ）	1,061,530千円	1,192,464千円	1,314,638千円

※表示単位未満の数値を四捨五入しているため、数値の内訳合計が一致しない場合があります。

#### ■介護保険事業の総給付費

(年間)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護給付費計（Ⅰ）	20,510,896千円	22,133,105千円	23,754,241千円
予防給付費計（Ⅱ）	1,061,530千円	1,192,464千円	1,314,638千円
一定以上所得者の利用者負担の見直しに伴う 財政影響額（Ⅲ）	△117,487千円	△194,782千円	△209,221千円

総給付費(合計)→(Ⅳ)=(Ⅰ)+(Ⅱ)+(Ⅲ)	21,454,939千円	23,130,787千円	24,859,658千円
--------------------------	--------------	--------------	--------------

※各種サービス毎の給付費は113ページ以降の【資料編】を参照ください



## 2 第1号被保険者の介護保険料

介護保険料は、次の算式により算定します。

※算定に係る詳細は113ページ以降の【資料編】を参照ください

$$\begin{aligned}
 & \left\{ \begin{array}{l} \text{標準給付費見込額} \\ 73,793,487\text{千円} \end{array} + \begin{array}{l} \text{地域支援事業費見込額} \\ 1,348,793\text{千円} \end{array} \right\} \times \begin{array}{l} \text{第1号被保険者負担率} \\ 22.0\% \end{array} + \begin{array}{l} \text{調整交付金相当額} \\ 3,689,674\text{千円} \end{array} - \begin{array}{l} \text{調整交付金見込額} \\ 3,827,511\text{千円} \end{array} \\
 + & \begin{array}{l} \text{財政安定化基金拠出金見込額} \\ 0\text{千円} \end{array} - \begin{array}{l} \text{介護給付費準備基金取崩額} \\ 30,000\text{千円} \end{array} \Bigg\} \div \begin{array}{l} \text{予定保険料収納率} \\ 98.59\% \end{array} \div \begin{array}{l} \text{所得段階別補正後の被保険者数} \\ 224,014\text{人} \end{array} \div \begin{array}{l} \text{12か月} \end{array} \\
 = & \begin{array}{l} \text{第1号被保険者介護保険料(基準額)月額} \\ 6,174\text{円} \end{array}
 \end{aligned}$$

■第1号被保険者の保険料基準額月額算出表

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	3年間の総額
①標準給付費見込額	22,829,895千円	24,540,922千円	26,422,670千円	73,793,487千円
②地域支援事業費見込額	431,140千円	445,865千円	471,788千円	1,348,793千円
③給付費等合計(①+②)	23,261,035千円	24,986,787千円	26,894,458千円	75,142,280千円
④第1号被保険者負担分(③×22%)	5,117,428千円	5,497,093千円	5,916,781千円	16,531,302千円
⑤調整交付金相当額(①×5%)	5.00%	5.00%	5.00%	
	1,141,495千円	1,227,046千円	1,321,134千円	3,689,674千円
⑥調整交付金見込額(①×交付割合)	5.34%	5.17%	5.07%	
	1,219,116千円	1,268,766千円	1,339,629千円	3,827,511千円
⑦調整交付金勘案後額(④+⑤-⑥)				16,393,465千円
⑧財政安定化基金拠出金				0千円
⑨介護給付費準備基金取崩額				30,000千円
⑩保険料収納必要額(⑦+⑧-⑨)				16,363,465千円
⑪予定保険料収納率				98.59%
⑫第1号被保険者保険料賦課総額(⑩÷⑪)				16,597,490千円
⑬所得段階別補正後被保険者数	73,216人	74,777人	76,021人	224,014人
⑭第1号被保険者保険料基準額月額(⑫÷⑬÷12か月)				6,174円

以上の方法により求められた第1号被保険者の保険料基準額月額は6,174円となり、第5期計画(平成24年度～平成26年度)の5,245円より929円の上昇となります。

■ 第 1 号被保険者の保険料基準額月額

段階区分	対象者	保険料 基準額 月額	料率	月額	年額
第 1 段階	・生活保護又は中国残留邦人等 支援給付を受けている人 ・老齢福祉年金受給者で、世帯 全員が住民税非課税の人 ・世帯全員が住民税非課税で、 課税年金収入＋合計所得金額が 80 万円以下の人	6,174 円	0.50	3,087 円	37,000 円
第 2 段階	・世帯全員が住民税非課税で、 本人の課税年金収入＋合計所得 金額が 80 万円を超え 120 万円以 下の人		0.70	4,322 円	51,900 円
第 3 段階	・本人及び世帯全員が住民税非 課税で、第 1 段階、第 2 段階以 外の人		0.75	4,631 円	55,600 円
第 4 段階	・本人は住民税非課税だが、同 じ世帯に住民税課税者がおり、 本人の課税年金収入＋合計所得 金額が 80 万円以下の人		0.85	5,248 円	63,000 円
第 5 段階	・本人は住民税非課税だが、同 じ世帯に住民税課税者がおり、 本人の課税年金収入＋合計所得 金額が 80 万円を超える人		1.00	6,174 円	74,100 円
第 6 段階	・本人に住民税が課税され、前 年中の合計所得が 120 万円未満 の人		1.20	7,409 円	88,900 円
第 7 段階	・本人に住民税が課税され、前 年中の合計所得が 120 万円以上 190 万円未満の人		1.30	8,026 円	96,300 円
第 8 段階	・本人に住民税が課税され、前 年中の合計所得が 190 万円以上 290 万円未満の人		1.50	9,261 円	111,100 円
第 9 段階	・本人に住民税が課税され、前 年中の合計所得が 290 万円以上 400 万円未満の人		1.70	10,496 円	125,900 円
第 10 段階	・本人に住民税が課税され、前 年中の合計所得が 400 万円以上 の人		1.95	12,039 円	144,500 円

※実際に賦課される保険料基準額及び所得段階ごとの保険料は、盛岡市介護保険条例で定められます。

年間保険料＝基準月額（6,174 円）×保険料率×12 月（100 円未満四捨五入）

※第 6 期計画においては、特に低所得高齢者の保険料軽減の強化を図るため、給付費の 5 割の公費とは別枠で、公費による保険料基準額に対する料率の引下げが行われる予定です。

※本表は公費による保険料引下げを行う前のものです。



## 第6章 計画の推進と評価



# 第6章 計画の推進と評価

## 1 計画の点検・評価体制

本計画の推進に当たっては、市民、地域、医療、福祉関係機関、行政がそれぞれの立場で情報を共有しながら連携し、協力し合う必要があります。

盛岡市行政評価システムの活用を図りながら、盛岡市介護保険運営協議会、社会福祉審議会・高齢者福祉専門分科会、地域包括支援センター運営協議会、地域密着型サービス運営委員会等の意見を伺い、計画目標の着実な達成と円滑な運営を図ります。

また、計画の評価については、パブリックコメント、意識調査等の実施によって、高齢者のニーズやサービス提供に対する利用者の希望などの意向を把握するなど、評価材料として取り入れています。

### (1) 盛岡市行政評価システム

毎年度実施する盛岡市行政評価システムによって行う事務事業評価において、事業の進捗状況を把握するほか、利用者の声やニーズを把握し、事業の改善を図りながら計画の推進に努めます。

### (2) 盛岡市社会福祉審議会・高齢者福祉専門分科会

盛岡市の高齢者福祉に関する事項について、調査審議し、市長の諮問に答え、又は市長に意見を具申することを目的として設置しています。この分科会では、以下の項目について審議を行うものです。

- ◆ 市の高齢者福祉施策について
- ◆ 市の提供する高齢者福祉サービスについて
- ◆ その他高齢者福祉に関すること

### (3) 盛岡市介護保険運営協議会

盛岡市の介護保険事業の運営が円滑に推進されているかを評価する機関として設置しており、被保険者やサービス提供者、公益などを代表する方々により構成されています。この協議会では、以下の項目について評価等を行うものです。

- ◆ 介護保険の保険者としての制度運営についての評価
- ◆ 介護保険対象サービスの提供の状況についての質的・量的な評価
- ◆ 市とサービス提供事業者との連携や提供事業者間の連携についての評価
- ◆ 住民、利用者の満足度、意向からみた評価

### (4) 盛岡市地域包括支援センター運営協議会

地域包括支援センターの包括的支援事業の円滑な実施、センターの中立性・公正性、人材の確保が図られるようにすること等を協議する機関として設置しています。介護保険サービス事業者、関係団体（介護保険以外の地域資源も含む。）、利用者、被保険者等で構成し、以下の項目について評価等を行うものです。

- ◆ 地域包括支援センターの設置・変更等に関する事項
- ◆ 地域包括支援センターの運営・評価に関する事項
- ◆ 地域における多機能ネットワークの形成に関する事項
- ◆ 地域包括支援センターの職員の人材確保に関する事項

### (5) 盛岡市地域密着型サービス運営委員会

地域密着型サービスの指定を行い、又は行わないこととしようとするとき、指定基準及び介護報酬を設定するときや、地域密着型サービスの適正な運営を確保する観点から、必要であると判断した事項について協議する機関として設置しています。

構成員については、介護保険サービス事業者、関係団体（介護保険以外の地域資源も含む）、利用者、被保険者等となっています。



# 資料編



# 資料編

## 1 第1号被保険者保険料の算出方法

介護保険料は、次の算式により算定します。

$$\begin{aligned}
 & \left\{ \begin{array}{l} \text{標準給付費見込額} \\ 73,793,487\text{千円} \end{array} + \begin{array}{l} \text{地域支援事業費見込額} \\ 1,348,793\text{千円} \end{array} \right\} \times \begin{array}{l} \text{第1号被保険者負担率} \\ 22.0\% \end{array} + \begin{array}{l} \text{調整交付金相当額} \\ 3,689,674\text{千円} \end{array} - \begin{array}{l} \text{調整交付金見込額} \\ 3,827,511\text{千円} \end{array} \\
 + & \left\{ \begin{array}{l} \text{財政安定化基金拠出金見込額} \\ 0\text{千円} \end{array} - \begin{array}{l} \text{介護給付費準備基金取崩額} \\ 30,000\text{千円} \end{array} \right\} \div \begin{array}{l} \text{予定保険料収納率} \\ 98.59\% \end{array} \div \begin{array}{l} \text{所得段階別補正後の被保険者数} \\ 224,014\text{人} \end{array} \div \begin{array}{l} \text{12か月} \end{array} \\
 = & \begin{array}{l} \text{第1号被保険者介護保険料(基準額)月額} \\ 6,174\text{円} \end{array}
 \end{aligned}$$

■ 第1号被保険者の保険料基準額月額算出表

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	3年間の総額
①標準給付費見込額	22,829,895千円	24,540,922千円	26,422,670千円	73,793,487千円
②地域支援事業費見込額	431,140千円	445,865千円	471,788千円	1,348,793千円
③給付費等合計(①+②)	23,261,035千円	24,986,787千円	26,894,458千円	75,142,280千円
④第1号被保険者負担分(③×22%)	5,117,428千円	5,497,093千円	5,916,781千円	16,531,302千円
⑤調整交付金相当額(①×5%)	5.00%	5.00%	5.00%	
	1,141,495千円	1,227,046千円	1,321,134千円	3,689,674千円
⑥調整交付金見込額(①×交付割合)	5.34%	5.17%	5.07%	
	1,219,116千円	1,268,766千円	1,339,629千円	3,827,511千円
⑦調整交付金勘案後額(④+⑤-⑥)	16,393,465千円			
⑧財政安定化基金拠出金	0千円			
⑨介護給付費準備基金取崩額	30,000千円			
⑩保険料収納必要額(⑦+⑧-⑨)	16,363,465千円			
⑪予定保険料収納率	98.59%			
⑫第1号被保険者保険料賦課総額(⑩÷⑪)	16,597,490千円			
⑬所得段階別補正後被保険者数	73,216人	74,777人	76,021人	224,014人
⑭第1号被保険者保険料基準額月額(⑫÷⑬÷12か月)	6,174円			

## ① 標準給付費見込額

介護サービス費用のうち、自己負担分を除いた介護保険で負担する費用で、以下ア～オの数値を基に推計を行っています。

### ア 人口推計

平成 21 年（2009 年）と平成 22 年（2010 年）の住民基本台帳登録人口における 65 歳以上人口を基準にして、平成 25 年（2013 年）の人口を加味した上で、コーホート変化率法により、平成 27 年度（2015 年度）から平成 29 年度（2017 年度）までの第 1 号被保険者数を推計しています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
総人口	294,087人	293,070人	291,911人
40歳未満	120,493人	118,259人	116,252人
40歳～64歳	100,640人	100,302人	99,909人
65歳以上人口	72,954人	74,509人	75,750人
前期高齢者数（65歳～74歳）	36,868人	37,579人	37,857人
後期高齢者数（75歳以上）	36,086人	36,930人	37,893人
高齢化率（65歳以上人口/総人口）	24.8%	25.4%	25.9%

### イ 要介護（要支援）認定者数の見込み

平成 25 年（2013 年）及び平成 26 年（2014 年）の要介護（要支援）認定者数を基に、介護度別に認定者数を推計しています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
要支援 1	1,548人	1,548人	1,553人
要支援 2	1,851人	2,017人	2,191人
要介護 1	3,075人	3,308人	3,557人
要介護 2	2,794人	2,884人	2,967人
要介護 3	1,856人	1,878人	1,905人
要介護 4	1,796人	1,905人	2,021人
要介護 5	1,737人	1,848人	1,961人
合計	14,657人	15,388人	16,155人
認定率 （要介護(要支援)認定者/65歳以上人口）	20.1%	20.7%	21.3%



ウ 介護サービス等の量の見込み（計画値）

介護（予防）サービスの利用量（計画値）については、平成24年（2012年）から平成26年（2014年）までの利用実績を基にし、サービスごとに介護度別の利用率、利用回数、単価等を積み上げて推計しています。

また、施設サービス等の居住系サービスの利用量については、上記の方法に加え施設整備見込みを反映させています。

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
居宅サービス	訪問介護（回/年）	865,328回	866,796回	944,352回
	訪問入浴介護（回/年）	9,821回	10,715回	11,480回
	訪問看護（回/年）	85,103回	85,176回	85,758回
	訪問リハビリテーション（回/年）	103,987回	109,559回	114,422回
	居宅療養管理指導（人/年）	10,560人	11,688人	12,672人
	通所介護（回/年）	477,892回	327,220回	360,323回
	通所リハビリテーション（回/年）	125,263回	134,088回	144,248回
	短期入所生活介護（日/年）	135,247日	155,519日	176,930日
	短期入所療養介護（日/年）	9,166日	8,460日	7,808日
	特定施設入居者生活介護（人/月）	233人	355人	355人
	福祉用具貸与（人/年）	42,516人	45,348人	48,276人
	特定福祉用具販売（人/年）	1,116人	1,140人	1,164人
	住宅改修（人/年）	600人	624人	660人
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護（人/年）	204人	288人	360人
	地域密着型通所介護（回/年）	—	168,568回	185,621回
	認知症対応型通所介護（回/年）	19,805回	20,017回	20,182回
	小規模多機能型居宅介護（人/年）	1,572人	3,324人	3,324人
	認知症対応型共同生活介護（人/月）	370人	433人	433人
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（人/月）	87人	116人	116人
施設サービス	看護小規模多機能型居宅介護（人/年）	—	696人	696人
	介護老人福祉施設（人/月）	1,165人	1,165人	1,315人
	介護老人保健施設（人/月）	828人	828人	888人
	介護療養型医療施設（人/月）	182人	182人	182人
	合計（人/月）	2,262人	2,291人	2,501人
居宅介護支援（人/年）		82,200人	85,764人	89,736人

※ 施設サービス利用者合計には、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護利用者を加算しています。

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護予防サービス	介護予防訪問介護（人/年）	7,332人	7,116人	7,152人
	介護予防訪問入浴介護（回/年）	12回	12回	12回
	介護予防訪問看護（回/年）	7,991回	8,984回	10,072回
	介護予防訪問リハビリテーション（回/年）	16,643回	20,120回	24,097回
	介護予防居宅療養管理指導（人/年）	168人	216人	264人
	介護予防通所介護（人/年）	13,776人	15,108人	16,872人
	介護予防通所リハビリテーション（人/年）	5,580人	6,264人	7,020人
	介護予防短期入所生活介護（日/年）	3,078日	3,101日	3,145日
	介護予防短期入所療養介護（日/年）	232日	258日	295日
	介護予防特定施設入居者生活介護（人/月）	15人	23人	23人
	介護予防福祉用具貸与（人/年）	5,460人	6,672人	7,992人
	特定介護予防福祉用具販売（人/年）	348人	384人	408人
	介護予防住宅改修（人/年）	240人	252人	264人
	地域密着型介護予防サービス	介護予防認知症対応型通所介護（回/年）	479回	482回
介護予防小規模多機能型居宅介護（人/年）		204人	552人	552人
介護予防認知症対応型共同生活介護（人/月）		1人	1人	1人
介護予防支援（人/月）		25,968人	27,888人	29,976人

エ サービスごとの給付費の見込み

介護（予防）サービスの費用額（給付費）は、平成27年度（2015年度）から平成29年度（2017年度）までのサービス利用量推計値（計画値）を基に算定しています。

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
居宅サービス	訪問介護	2,375,121千円	2,387,538千円	2,600,586千円
	訪問入浴介護	111,055千円	121,623千円	130,290千円
	訪問看護	414,621千円	416,810千円	417,580千円
	訪問リハビリテーション	292,798千円	309,692千円	323,448千円
	居宅療養管理指導	93,830千円	104,445千円	113,501千円
	通所介護	3,872,052千円	2,639,507千円	2,892,588千円
	通所リハビリテーション	997,076千円	1,065,208千円	1,136,115千円
	短期入所生活介護	1,107,424千円	1,281,253千円	1,457,412千円
	短期入所療養介護	89,828千円	83,383千円	76,734千円
	特定施設入居者生活介護	514,923千円	787,423千円	787,423千円
	福祉用具貸与	523,498千円	551,898千円	576,303千円
	福祉用具購入費	30,509千円	30,958千円	31,451千円
	住宅改修費	51,993千円	54,530千円	57,468千円
	(A) 合計	10,474,728千円	9,834,268千円	10,600,899千円
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	39,205千円	53,622千円	67,955千円
	地域密着型通所介護		1,359,746千円	1,490,121千円
	認知症対応型通所介護	216,685千円	219,135千円	219,909千円
	小規模多機能型居宅介護	322,033千円	689,793千円	690,528千円
	認知症対応型共同生活介護	1,085,108千円	1,274,884千円	1,274,884千円
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	267,508千円	357,549千円	357,549千円
	看護小規模多機能型居宅介護	—	160,378千円	160,528千円
(B) 合計	1,930,539千円	4,115,107千円	4,261,474千円	
施設サービス	介護老人福祉施設	3,537,527千円	3,551,232千円	4,008,414千円
	介護老人保健施設	2,766,946千円	2,777,665千円	2,978,374千円
	介護療養型医療施設	684,964千円	687,618千円	687,618千円
	(C) 合計	6,989,437千円	7,016,515千円	7,674,406千円
居宅介護支援 (D)		1,116,192千円	1,167,215千円	1,217,462千円
(E) 介護サービス給付費合計 (A+B+C+D)		20,510,896千円	22,133,105千円	23,754,241千円

※ 表示単位未満の数値を四捨五入して表示しているため、数値の内訳合計が一致しない場合があります。

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護 予 防 サ ー ビ ス	介護予防訪問介護	127,733千円	124,374千円	124,692千円
	介護予防訪問入浴介護	72千円	73千円	73千円
	介護予防訪問看護	30,290千円	34,240千円	38,434千円
	介護予防訪問リハビリテーション	46,543千円	56,492千円	67,667千円
	介護予防居宅療養管理指導	1,650千円	2,183千円	2,653千円
	介護予防通所介護	428,617千円	474,956千円	532,558千円
	介護予防通所リハビリテーション	210,441千円	239,855千円	271,811千円
	介護予防短期入所生活介護	17,227千円	17,291千円	17,405千円
	介護予防短期入所療養介護	1,650千円	1,822千円	2,057千円
	介護予防特定施設入居者生活介護	16,545千円	25,253千円	25,253千円
	介護予防福祉用具貸与	22,431千円	27,376千円	32,833千円
	介護予防福祉用具購入費	7,720千円	8,349千円	9,029千円
	介護予防住宅改修費	21,875千円	22,766千円	23,564千円
	(F) 合計	932,794千円	1,035,030千円	1,148,029千円
地域 密 着 型 介 護 予 防 サ ー ビ ス	介護予防認知症対応型通所介護	3,956千円	3,992千円	4,130千円
	介護予防小規模多機能型居宅介護	11,451千円	31,448千円	31,537千円
	介護予防認知症対応型共同生活介護	2,172千円	2,181千円	2,181千円
	(G) 合計	17,579千円	37,621千円	37,848千円
介護予防支援 (H)		111,157千円	119,813千円	128,761千円
(I) 介護予防サービス給付費合計 (F+G+H)		1,061,530千円	1,192,464千円	1,314,638千円

※ 表示単位未満の数値を四捨五入して表示しているため、数値の内訳合計が一致しない場合があります。

オ 総給付費

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
居宅サービス給付費見込額 (J)	11,407,522千円	10,869,298千円	11,748,928千円
居宅サービス費 (A)	10,474,728千円	9,834,268千円	10,600,899千円
介護予防サービス費 (F)	932,794千円	1,035,030千円	1,148,029千円
地域密着型サービス給付費見込額 (K)	1,948,118千円	4,152,728千円	4,299,322千円
地域密着型介護サービス費 (B)	1,930,539千円	4,115,107千円	4,261,474千円
地域密着型介護予防サービス費 (G)	17,579千円	37,621千円	37,848千円
施設サービス費 (C)	6,989,437千円	7,016,515千円	7,674,406千円
居宅サービス計画費 (L)	1,227,349千円	1,287,028千円	1,346,223千円
居宅介護支援 (D)	1,116,192千円	1,167,215千円	1,217,462千円
介護予防支援 (H)	111,157千円	119,813千円	128,761千円
一定以上所得者の利用者負担の見直しに伴う財政影響額 (M)	△117,487千円	△194,782千円	△209,221千円
(N) 総給付費 (J+K+C+L+M)	21,454,939千円	23,130,787千円	24,859,658千円
	69,445,385千円		

※ 表示単位未満の数値を四捨五入して表示しているため、数値の内訳合計が一致しない場合があります。

カ 標準給付費見込額

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
総給付費	21,454,939千円	23,130,787千円	24,859,658千円
特定入所者介護サービス費等給付額	848,069千円	833,667千円	930,234千円
高額介護サービス費等給付額	431,594千円	463,532千円	497,833千円
高額医療合算介護サービス費等給付額	66,967千円	84,044千円	105,475千円
算定対象審査支払手数料	28,326千円	28,892千円	29,470千円
審査支払手数料支払件数	354,073件	361,154件	368,378件
標準給付費見込額	22,829,895千円	24,540,922千円	26,422,670千円
	73,793,487千円		

※表示単位未満の数値を四捨五入しているため、数値の内訳合計が一致しない場合があります。

## ② 地域支援事業費見込額

地域支援事業は、要支援状態にならないように介護予防を推進するとともに、地域における包括的・継続的なケアマネジメント機能を強化する観点から、第3期計画に創設されました。

今回、地域支援事業は大幅な見直しが行われ、その事業費の上限についての算定基準も変更されています。これまでは、介護予防事業、包括的支援事業・任意事業それぞれについて、標準給付費見込額の2%を上限とし、地域支援事業費全体で3%を上限としていましたが、第6期計画からは、介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業・任意事業それぞれにのみ上限が設定されます。介護予防・日常生活支援総合事業費の上限は、事業開始前年度の当該事業費の総額に後期高齢者数の伸び率を乗じた額、包括的支援事業・任意事業の上限は、平成26年度（2014年度）の上限額に65歳以上高齢者数の伸び率を乗じた額が基本となります。

地域支援事業の費用額は、介護予防・日常生活支援総合事業費と包括的支援事業・任意事業費の合計となります。介護予防・日常生活支援総合事業費は、これまでの実績から介護予防事業に必要な額を推計しています。

なお、平成29年度（2017年度）から介護予防・日常生活支援総合事業に移行する介護予防訪問介護及び介護予防通所介護に係る費用については、経過措置が設けられており、引き続き介護予防サービスとしての利用が可能であることから、介護予防サービス費に費用を計上しています。また、包括的支援事業・任意事業費は、これまでの実績から当該事業に必要な額を推計しています。

### 地域支援事業費見込額

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計
地域支援事業費見込額	431,140千円	445,865千円	471,788千円	1,348,793千円
（介護予防・日常生活支援総合事業費）	108,651千円	114,083千円	119,788千円	342,522千円
（包括的支援事業・任意事業）	322,489千円	331,782千円	352,000千円	1,006,271千円

※ 表示単位未満の数値を四捨五入して表示しているため、数値の内訳合計が一致しない場合があります。

## ③ 給付費等合計

「① 標準給付費見込額」と「② 地域支援事業費見込額」の合計額で75,142,280千円

## ④ 第1号被保険者負担分

平成27年度からの第1号被保険者の負担率は22%となっており、金額は「③ 給付費等合計」に22%を乗じた16,531,302千円となります。

## ⑤, ⑥, ⑦ 調整交付金相当額等

調整交付金は、市町村ごとの介護保険財政の調整を行うため、全国ベースで給付費の5%相当分を交付するもので、以下の計算式により交付割合を算出します。

$$\text{交付割合(\%)} = \text{第1号被保険者負担割合} + \text{全国平均の調整交付金割合} \\ - (\text{第1号被保険者負担割合} \times \text{各年度の後期高齢者補正係数} \times \text{所得段階別補正係数})$$

### ア 後期高齢者補正係数

平成27年度(2015年度)から平成29年度(2017年度)までの各年度の全国と各市町村の後期高齢者の加入状況を比較し、その差を調整するもの

$$\text{算式} = \frac{(\text{全国平均の前期高齢者割合} \times \text{全国平均の前期高齢者の要介護者等発生率}) \\ + (\text{全国平均の後期高齢者割合} \times \text{全国平均の後期高齢者の要介護者等発生率})}{(\text{盛岡市の前期高齢者割合} \times \text{全国平均の前期高齢者の要介護者等発生率}) \\ + (\text{盛岡市の後期高齢者割合} \times \text{全国平均の後期高齢者の要介護者等発生率})}$$

	全国平均			盛岡市		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
前期高齢者割合	0.5186	0.5126	0.5051	0.5054	0.5044	0.4998
後期高齢者割合	0.4814	0.4874	0.4949	0.4946	0.4956	0.5002
前期高齢者の要介護者等発生率	0.0447	0.0454	0.0474	—	—	—
後期高齢者の要介護者等発生率	0.3315	0.3375	0.3436	—	—	—

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
後期高齢者補正係数	0.9797	0.9874	0.9920

### イ 所得段階別補正係数

介護保険料の所得段階別の被保険者割合を全国平均と比較しその差を調整するもの

$$\text{算式} = 1 - [(\text{盛岡市の第1段階被保険者割合} - \text{全国平均の第1段階被保険者割合}) \times 0.5 \\ + (\text{盛岡市の第2段階被保険者割合} - \text{全国平均の第2段階被保険者割合}) \times 0.25 \\ + (\text{盛岡市の第3段階被保険者割合} - \text{全国平均の第3段階被保険者割合}) \times 0.25 \\ + (\text{盛岡市の第4段階被保険者割合} - \text{全国平均の第4段階被保険者割合}) \times 0.1 \\ - (\text{盛岡市の第6段階被保険者割合} - \text{全国平均の第6段階被保険者割合}) \times 0.2 \\ - (\text{盛岡市の第7段階被保険者割合} - \text{全国平均の第7段階被保険者割合}) \times 0.3 \\ - (\text{盛岡市の第8段階被保険者割合} - \text{全国平均の第8段階被保険者割合}) \times 0.5 \\ - (\text{盛岡市の第9段階被保険者割合} - \text{全国平均の第9段階被保険者割合}) \times 0.7 ]$$

所得段階別加入割合補正係数	盛岡市	全国平均
第1段階	0.180	0.193
第2段階	0.069	0.074
第3段階	0.068	0.067
第4段階	0.168	0.159
第5段階	0.124	0.126
第6段階	0.115	0.117
第7段階	0.131	0.113
第8段階	0.081	0.075
第9段階（第10段階含む）	0.063	0.077
所得段階別補正係数	1.0048	

### ⑧ 財政安定化基金拠出金

市町村の介護保険財政の安定のため、県が設置している基金

この基金の財源は、国、県、市町村が三分のずつ負担します。

市町村の拠出率は省令で定められ、これまで標準給付費と地域支援事業費合計額の1,000分の1（0.1%）とされていましたが、岩手県の介護保険財政安定化基金条例改正により、平成21年度（2009年度）以降は各保険者の拠出金負担額は「0」となっています。

### ⑨ 介護給付費準備基金取崩額

介護給付費準備基金とは、保険給付費に要する費用の財源として、過不足を調整するために設置した基金です。

介護保険の財政運営期間（保険料率）は3年間で設定されているため、各年度における収支については、剰余金を積み立て、不足の場合は取り崩し、給付費用に充てることとなります。

3年間の財政運営期間全体で給付費が見込を下回るなどにより剰余金が生じた場合、積み立てた基金を取り崩し、次期の財源とするものです。

### ⑩ 保険料収納必要額

第6期計画期間内における第1号被保険者が負担すべき金額です。

### ⑪ 予定保険料収納率

平成27年度（2015年度）から平成29年度（2017年度）までの第1号被保険者介護保険料の収納率を推計したものです。

平成25年度（2013年度）収納実績である98.59%を予定収納率としています。



## ⑫ 第1号被保険者保険料賦課総額

第1号被保険者に対する保険料賦課総額は、滞納による収納額低下を考慮し、⑩保険料収納必要額を⑪予定保険料収納率の98.59%で除し費用額を算出します。

$$\begin{aligned} \text{保険料賦課総額} &= \frac{\text{保険料収納必要額}}{\text{予定保険料収納率}} = \frac{16,363,465 \text{千円}}{98.59\%} \\ &= 16,597,490 \text{千円} \end{aligned}$$

## ⑬ 所得段階別加入割合補正後被保険者数

介護保険料の所得段階別の人数を、負担割合を乗じて第5段階（基準額）該当の被保険者数に調整したものです。

### ア 所得段階別被保険者数

所得段階別被保険者数	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計
第1段階	13,147人	13,427人	13,651人	40,225人
第2段階	5,056人	5,164人	5,250人	15,470人
第3段階	4,988人	5,094人	5,179人	15,261人
第4段階	12,235人	12,496人	12,704人	37,435人
第5段階	9,074人	9,267人	9,421人	27,762人
第6段階	8,398人	8,577人	8,720人	25,695人
第7段階	9,550人	9,754人	9,916人	29,220人
第8段階	5,923人	6,049人	6,150人	18,122人
第9段階	1,703人	1,739人	1,768人	5,210人
第10段階	2,880人	2,942人	2,991人	8,813人
合計	72,954人	74,509人	75,750人	223,213人

イ 所得段階別加入割合補正後被保険者数

所得段階	3年間の被保険者累計		被保険者割合		加重係数		合計
第1段階	223,213人	×	18.0%	×	0.50	=	20,113人
第2段階		×	6.9%	×	0.70	=	10,829人
第3段階		×	6.8%	×	0.75	=	11,446人
第4段階		×	16.8%	×	0.85	=	31,819人
第5段階		×	12.4%	×	1.00	=	27,763人
第6段階		×	11.5%	×	1.20	=	30,834人
第7段階		×	13.1%	×	1.30	=	37,985人
第8段階		×	8.1%	×	1.50	=	27,183人
第9段階		×	2.3%	×	1.70	=	8,858人
第10段階		×	3.9%	×	1.95	=	17,183人
所得段階を加重した第1号被保険者合計							224,014人

※端数処理の関係で、他の表と数値が合わない場合があります。

⑭ 第1号被保険者の保険料基準額月額

$$\begin{aligned}
 \text{保険料基準月額} &= \text{保険料賦課総額} \div \text{所得段階補正後第1号被保険者数} \div 12\text{月} \\
 &= 16,597,490\text{千円} \div 224,014人 \div 12\text{月} \\
 &= 6,174\text{円}
 \end{aligned}$$

■所得段階ごとの保険料月額及び年額■

所得段階	保険料基準月額		加重係数		所得段階毎の保険料月額	所得段階毎の保険料年額
第1段階	6,174円	×	0.50	=	3,087円	37,000円
第2段階		×	0.70	=	4,322円	51,900円
第3段階		×	0.75	=	4,631円	55,600円
第4段階		×	0.85	=	5,248円	63,000円
第5段階		×	1.00	=	6,174円	74,100円
第6段階		×	1.20	=	7,409円	88,900円
第7段階		×	1.30	=	8,026円	96,300円
第8段階		×	1.50	=	9,261円	111,100円
第9段階		×	1.70	=	10,496円	125,900円
第10段階		×	1.95	=	12,039円	144,500円

※月額の円未満と年額の100円未満四捨五入

■第5期事業計画期間との比較■

第6期計画 (平成27年度～平成29年度)		第5期計画 (平成24年度～平成26年度)	
所得段階	年間保険料	所得段階	年間保険料
第1段階	37,000円	第1段階	31,500円
第2段階	51,900円	第2段階	31,500円
第3段階	55,600円	特例第3段階	44,100円
第4段階	63,000円	第3段階	47,200円
第5段階	74,100円	特例第4段階	56,600円
第6段階	88,900円	第4段階	62,900円
第7段階	96,300円	第5段階	72,400円
第8段階	111,100円	第6段階	78,700円
第9段階	125,900円	第7段階	94,400円
第10段階	144,500円	第8段階	110,100円

■期別保険料基準月額の推移■

期別	保険料基準月額	対前期増減(金額)	対前期増減(割合)
第1期	3,031円		
第2期	2,683円	▲ 348円	▲ 11.5%
第3期	3,676円	993円	37.0%
第4期	4,312円	636円	17.3%
第5期	5,245円	933円	21.6%
第6期	6,174円	929円	17.7%

## 2 高齢者保健福祉に関する

### 意向調査の結果（抜粋）

#### (1) 調査の概要

##### ① 調査の目的

市民の日常生活の状況、身体の状況、健康づくりに対する意識、福祉・介護保険事業に関する意見等を聴き、計画づくりの参考資料とし活用するために実施した。

##### ② 調査の種類及び対象

盛岡市に住む65歳以上の高齢者を対象とし、日常生活圏域（7圏域）から500件ずつ3,500件を無作為抽出した。

##### ③ 調査の方法

郵送による配布・回収

##### ④ 調査の実施時期

平成26年（2014年）6月～7月

##### ⑤ 配布・回収の結果

配布数	回収数 【回収率】	無効回答 (※)	有効回答 【有効回答率】
3,500件	2,204件 【63.0%】	5件	2,199件 【62.8%】

※無効回答については、白紙又はそれに準ずるものを無効とした。

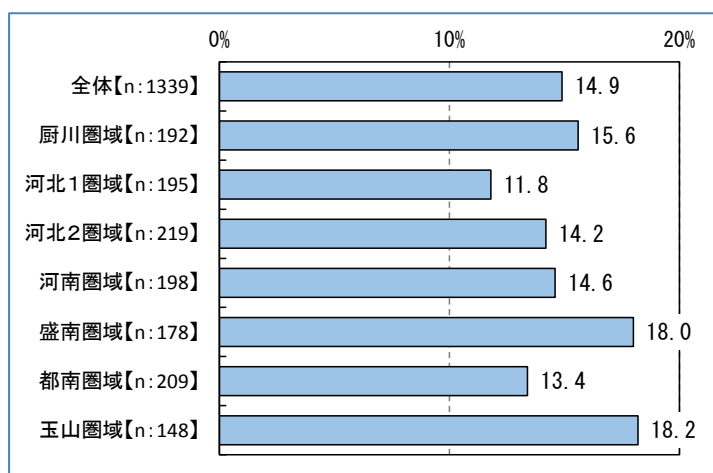
## (2) リスク分析について

### ① 運動器リスクについて

運動器の該当状況（リスクあり）をみると、全体で14.9%となっている。

圏域別の運動器該当者割合は、「玉山圏域」が18.2%と最も多く、次いで「盛南圏域」18.0%、「厨川圏域」15.6%の順となっている。全体平均と比較すると、全体平均14.9%より割合が少ないのは、「河北1圏域」、「都南圏域」、「河北2圏域」、「河南圏域」となっている。

#### ■運動器リスクについて（地区別）

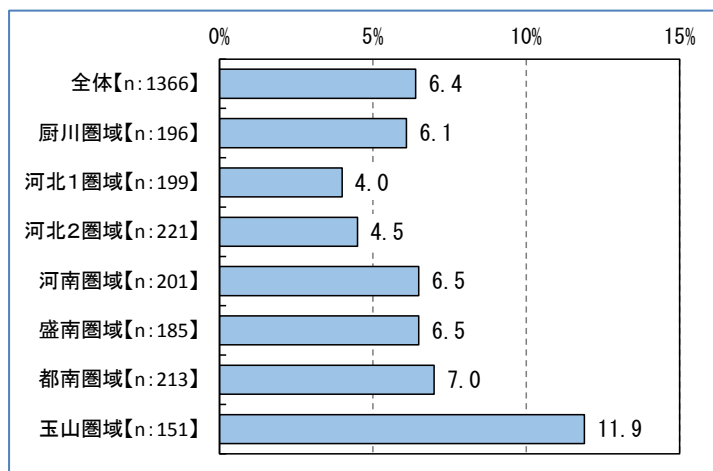


### ② 閉じこもり予防について

閉じこもり予防の該当（リスクあり）状況をみると、全体で6.4%となっている。

圏域別の閉じこもり予防該当者割合は、「玉山圏域」が11.9%と高い数値を示している。全体平均と比較すると、全体平均6.4%より割合が少ないのは、「河北1圏域」、「河北2圏域」、「厨川圏域」となっている。

#### ■閉じこもり予防について（地区別）

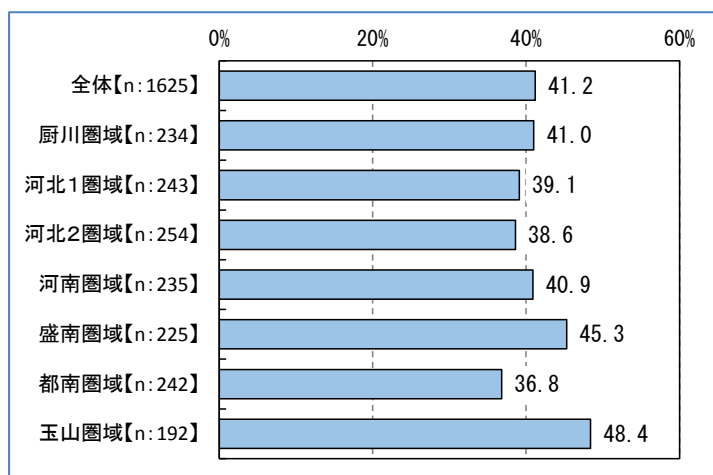


### ③ 転倒リスクについて（地区別）

転倒の該当状況（リスクあり）をみると、全体で41.2%となっている。

圏域別の転倒リスク者割合は、「玉山圏域」が48.4%と最も多く、次いで、「盛南圏域」45.3%、「厨川」41.0%の順となっている。全体平均と比較すると、全体平均41.2%より割合が少ないのは、「都南圏域」、「河北2圏域」、「河北2圏域」、「河南圏域」となっている。

#### ■転倒リスクについて

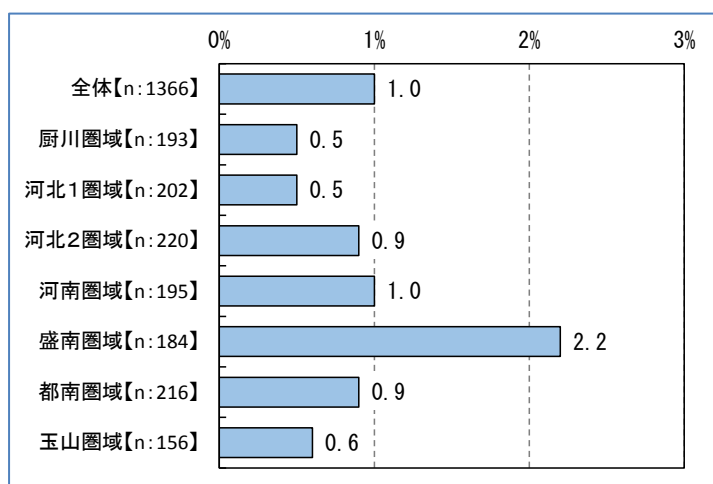


### ④ 栄養改善について

栄養改善の該当（リスクあり）状況をみると、全体で1.0%が該当者となっており、該当者割合は他の項目に比べて非常に低くなっている。

圏域別の栄養改善該当者割合は、「盛南圏域」が2.2%と最も多く、次いで「河南圏域」1.0%、「河北2圏域」、「都南圏域」が共に0.9%の順となっている。

#### ■栄養改善について

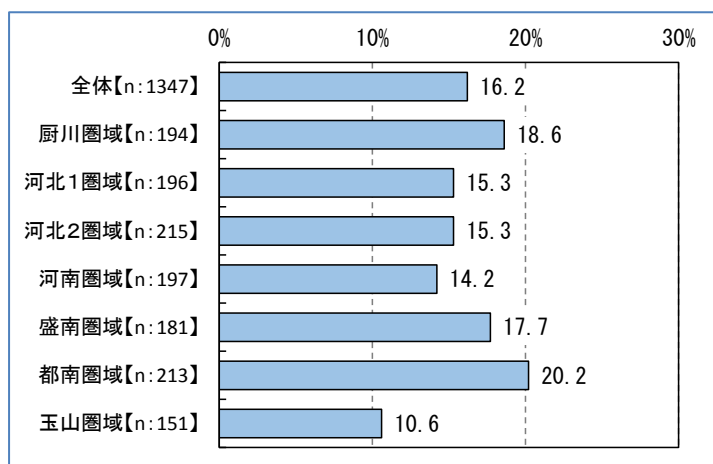


### ⑤ 口腔について

口腔の該当状況（リスクあり）をみると、全体で16.2%となっている。

圏域別の口腔に関する該当者割合は、「都南圏域」が20.2%と最も多く、次いで「厨川圏域」18.6%、「盛南圏域」17.7%の順となっている。全体平均と比較すると、全体平均16.2%より割合が少ないのは、「玉山圏域」、「河南圏域」、「河北1圏域」、「河北2圏域」となっている。

#### ■口腔について（地区別）

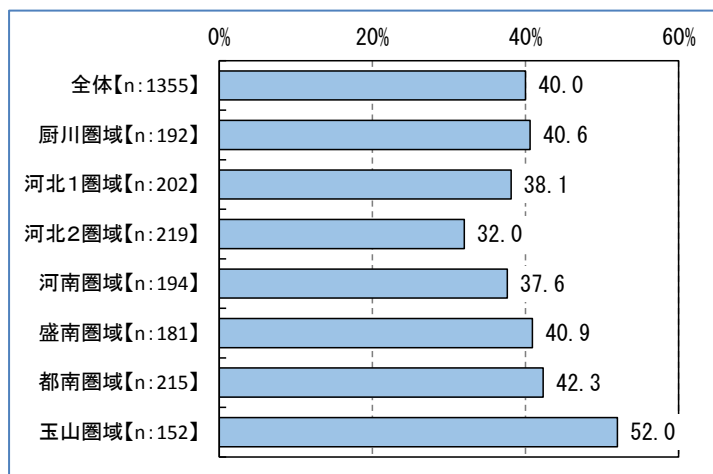


### ⑥ 認知症予防について

認知症予防の該当（リスクあり）状況をみると、全体で40.0%となっている。

圏域別の認知症予防該当割合は、「玉山圏域」が52.0%と最も多く、次いで「都南圏域」42.3%、「盛南圏域」40.9%の順となっている。全体平均と比較すると、全体平均40.0%より割合が少ないのは、「河北2圏域」、「河南圏域」、「河北1圏域」となっている。

#### ■認知症予防について（地区別）

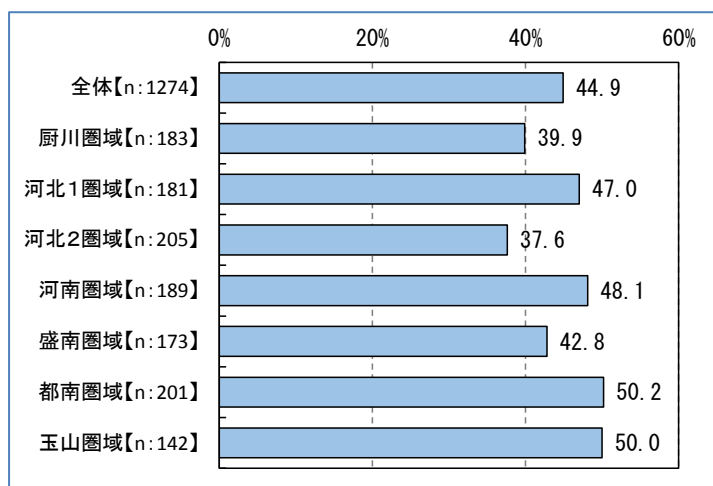


### ⑦ うつ予防について

うつ予防の該当（リスクあり）状況を見ると、全体で44.9%となっている。

圏域別のうつ予防該当割合は、「都南圏域」が50.2%と最も多く、次いで「玉山圏域」50.0%、「河南圏域」48.1%の順となっている。全体平均と比較すると、全体平均44.9%より割合が少ないのは、「河北2圏域」、「厨川圏域」、「盛南圏域」となっている。

#### ■うつ予防について

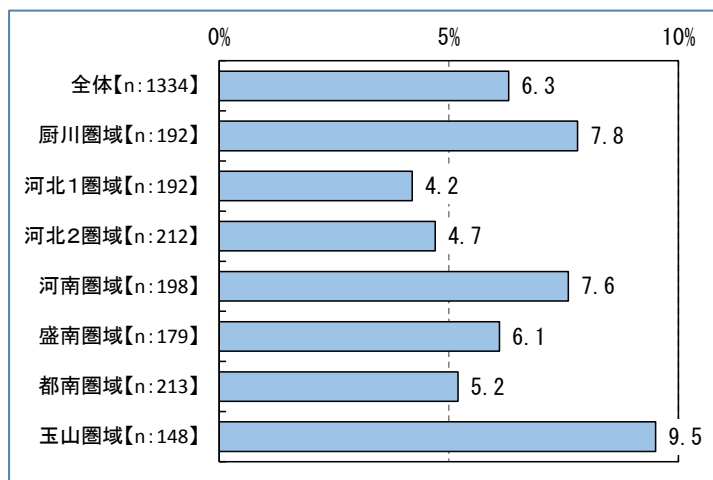


### ⑧ 虚弱について

虚弱の該当（リスクあり）状況を見ると、全体で6.3%となっている。

圏域別の虚弱該当割合は、「玉山圏域」が9.5%と最も多く、次いで「厨川圏域」7.8%、「河南圏域」7.6%の順となっている。全体平均と比較すると、全体平均6.3%より割合が少ないのは、「河北1圏域」、「河北2圏域」、「都南圏域」、「盛南圏域」となっている。

#### ■虚弱について（地区別）





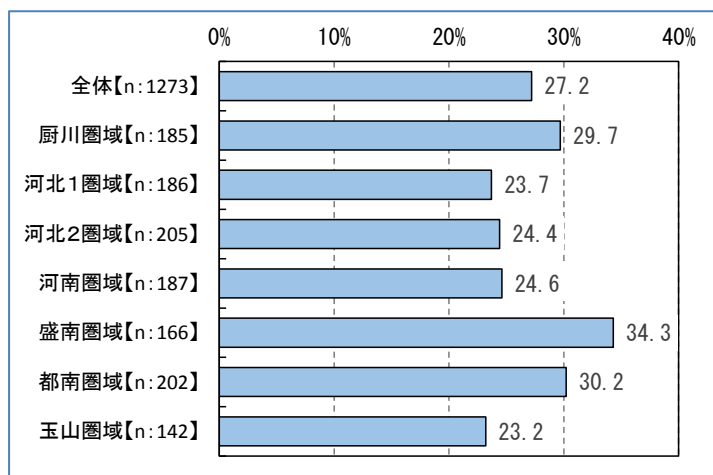
### ⑧ 二次予防事業対象者について

二次予防事業対象者とは「要介護状態等となるおそれの高い状態にあると認められる65才以上の者」と定義される。

該当者割合は、全体で27.2%となっている。

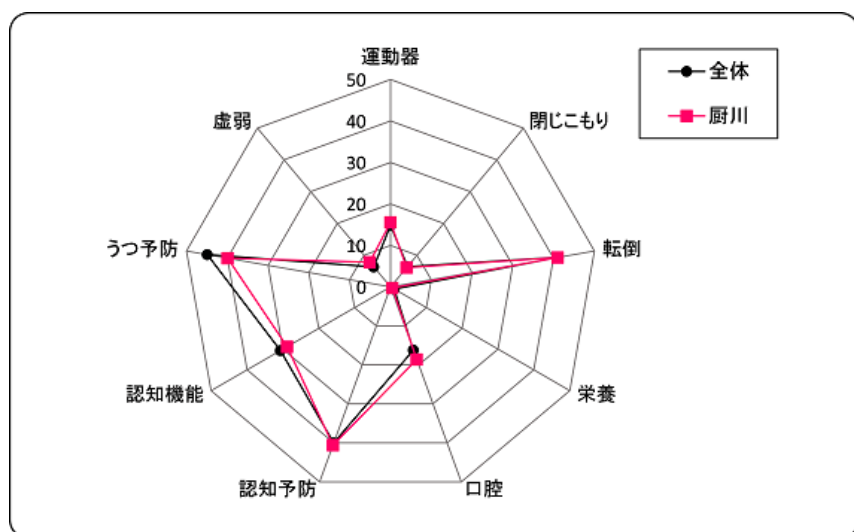
圏域別の該当者割合は、「盛南圏域」34.3%と最も多く、次いで「都南圏域」30.2%、「厨川圏域」29.7%の順となっている。全体平均と比較すると、全体平均27.2%より割合が少ないのは、「玉山圏域」、「河北1圏域」、「河北2圏域」、「河南圏域」となっている。

#### ■二次予防事業対象者について

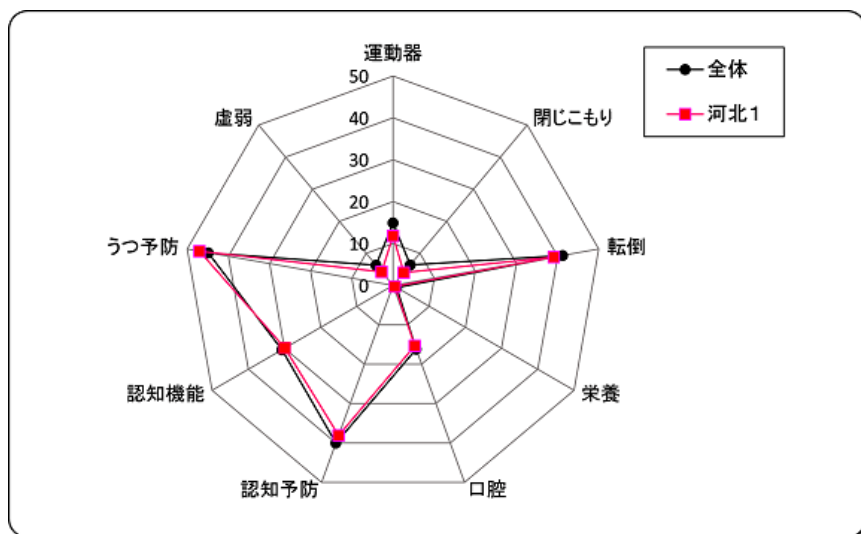


### ⑨ リスク状況地区別一覧

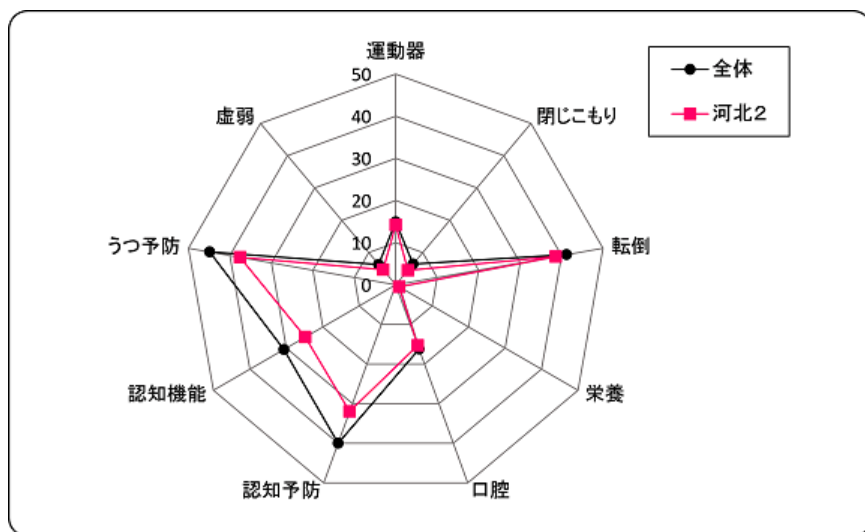
#### ■厨川



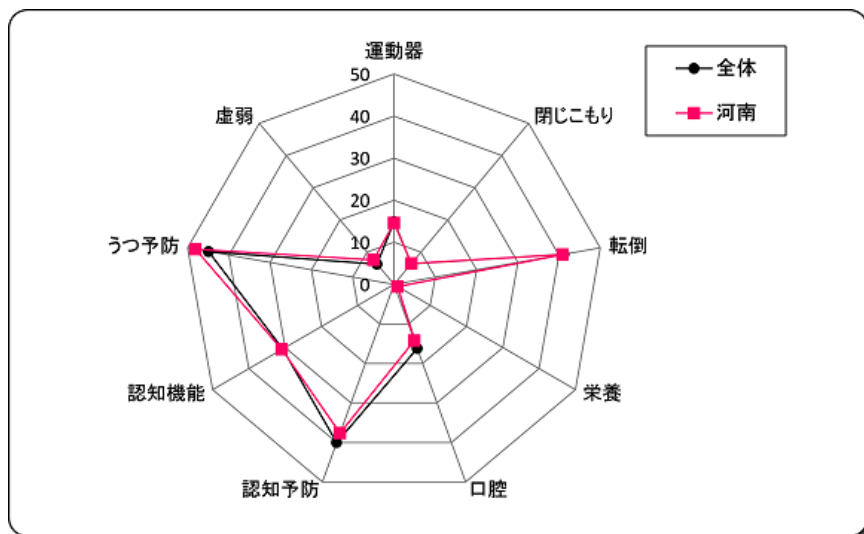
■河北1



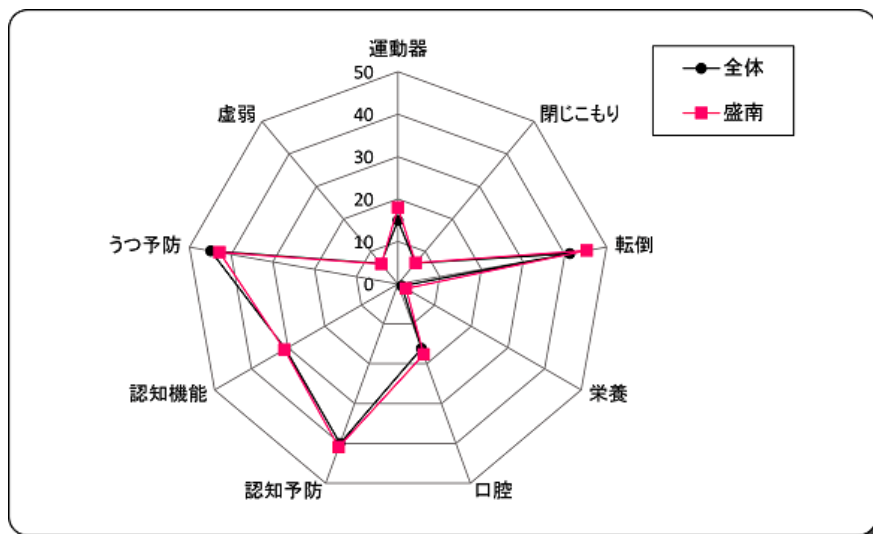
■河北2



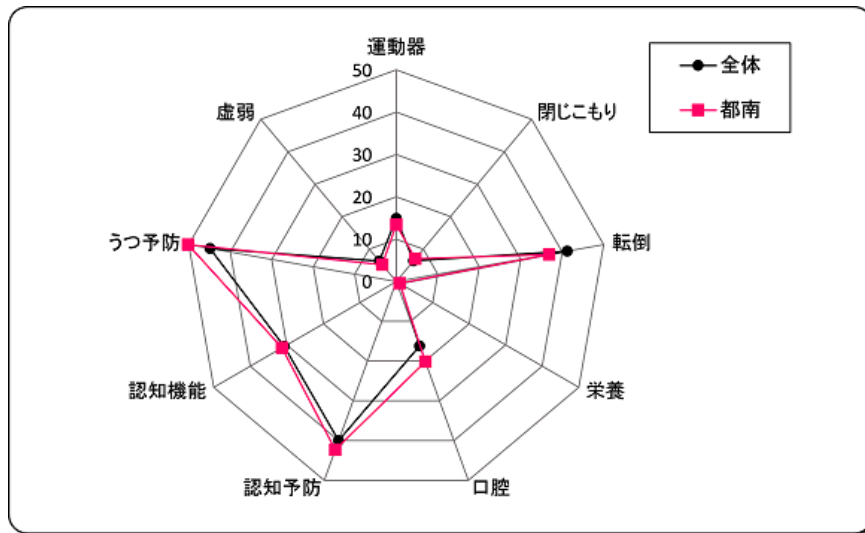
■河南



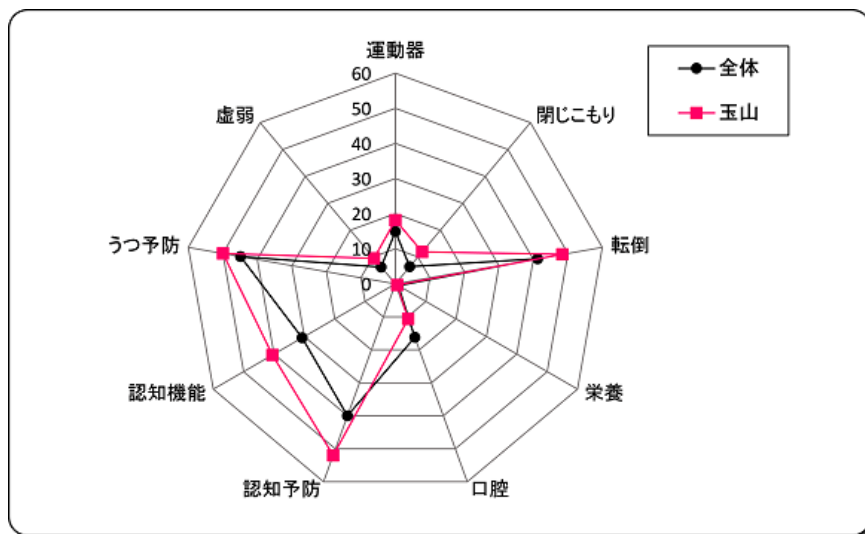
■盛南



■都南



■玉山

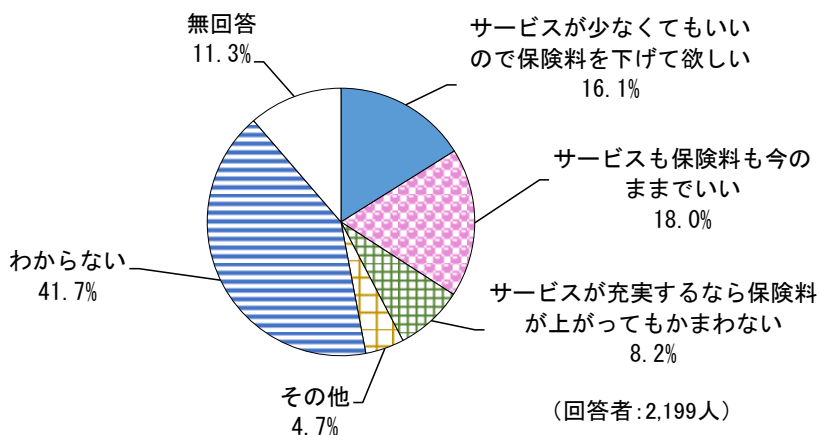


### (3) 介護保険制度全般について

#### ① 介護保険料とサービス量のバランス

サービス利用料と介護保険料については、「分からない」が 41.7%と圧倒的に多いが、それ以外では、「サービスも保険料も今のままでいい」(18.0%)、「サービスが少なくてもいいので保険料を下げたい」(16.1%)、「サービスが充実するなら保険料が上がってもかまわない」(8.2%)の順となっている。

#### ■介護保険料とサービス量のバランス



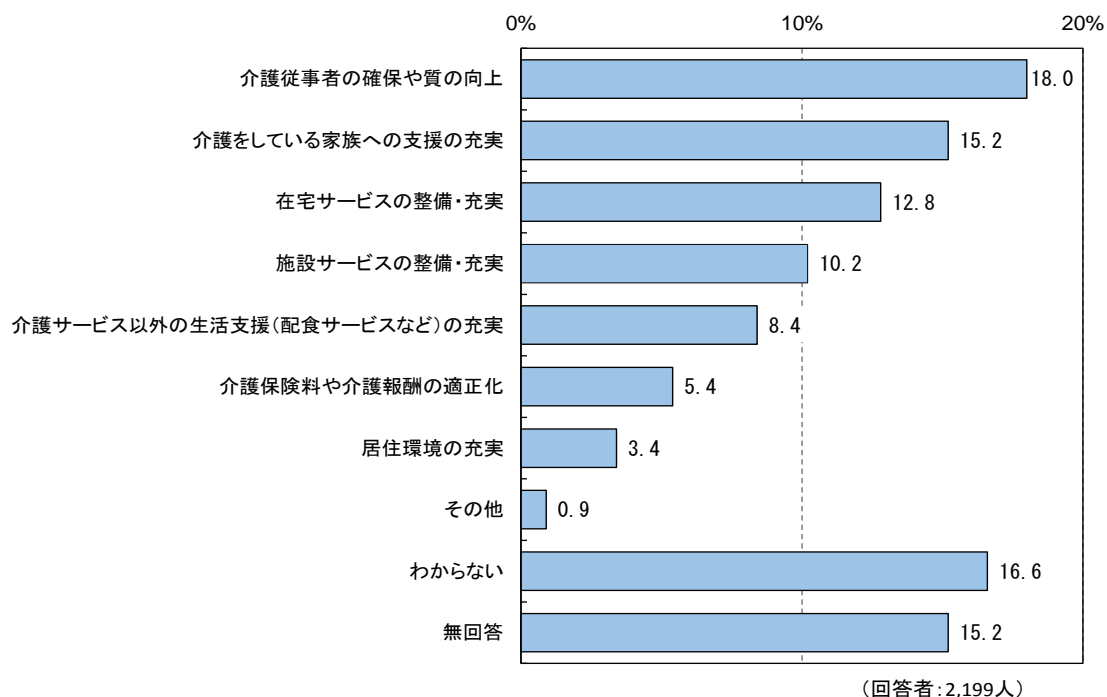
### (4) 将来の生活について

#### ① 介護が必要となっても住み慣れた地域で生活をするために、最も重要なこと

- 介護従事者の確保、介護をしている家族への支援の充実が望まれている。

介護が必要となっても住み慣れた地域で生活をするために、最も重要だと考えることは何か尋ねたところ、「介護従事者の確保や質の向上」が 18.0%と最も多く、次いで「介護をしている家族への支援の充実」(15.2%)、「在宅サービスの整備・充実」(12.8%)、「施設サービスの整備・充実」(10.2%)、「介護サービス以外の生活支援(配食サービスなど)の充実」(8.4%)、「介護保険料や介護報酬の適正化」(5.4%)、「居住環境の充実」(3.4%)となっている。

■介護が必要となっても住み慣れた地域で生活を続けるために、最も重要なこと



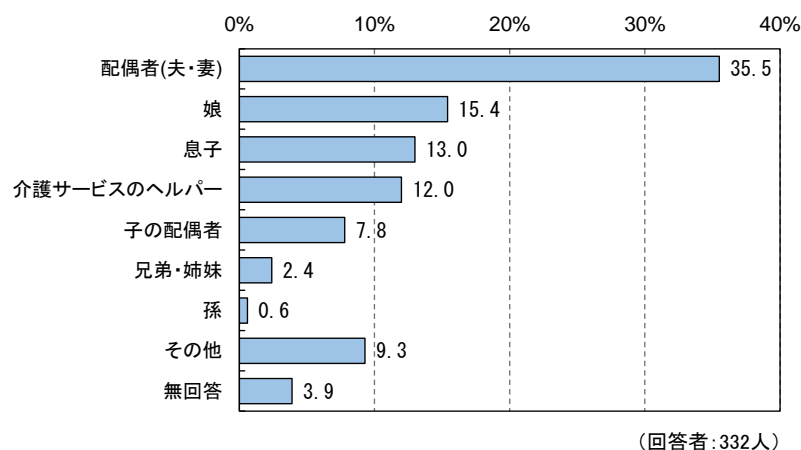
(5) 介護を担当されている家族の状況について

① 主な介護者・年齢

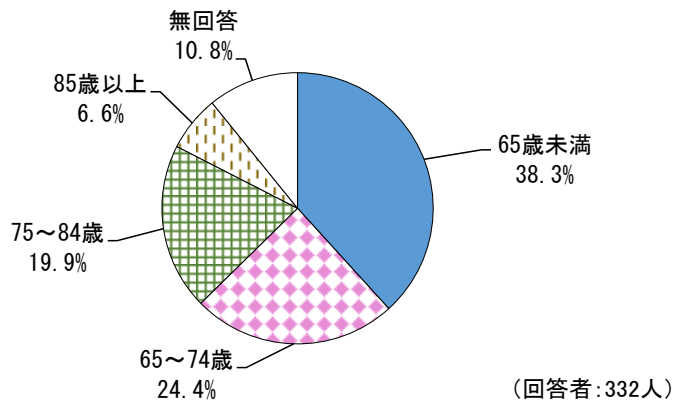
●介護者は配偶者の割合が多く、全体の50.9%が65歳以上となっている。

介護を担当されている方は、「配偶者」が35.5%、次いで「娘」15.4%、「息子」13.3%となっている。また、年齢は、「65歳以上」が50.9%となっている。

■主な介護者



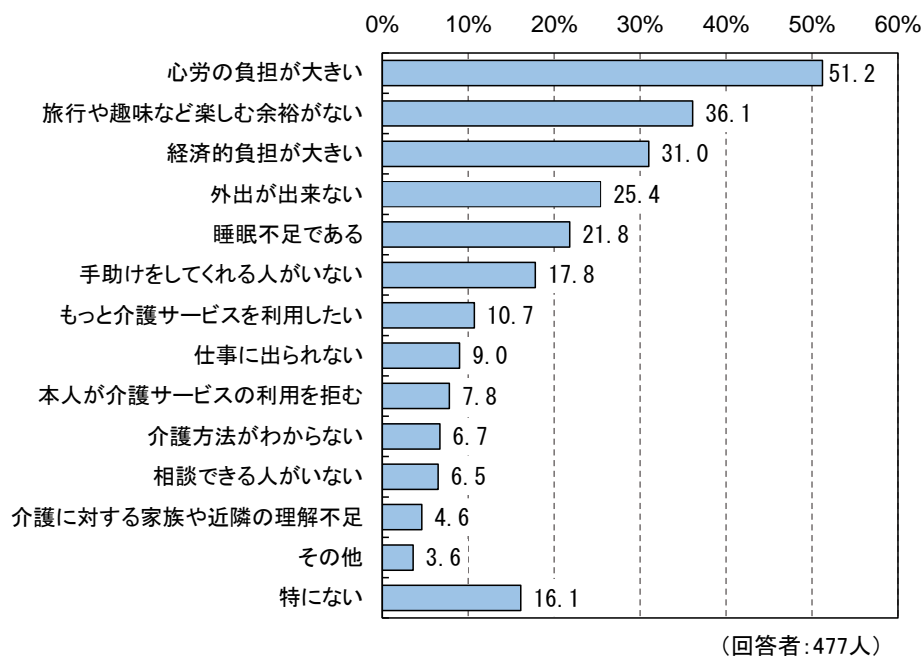
■主な介護者の年齢



② 介護をする上で困っていること

介護をする上で困っていることは、「心労の負担が大きい」が51.2%で最も多く、次いで「旅行や趣味など楽しむ余裕がない」(36.1%)、「経済負担が大きい」(31.0%)と続いている。

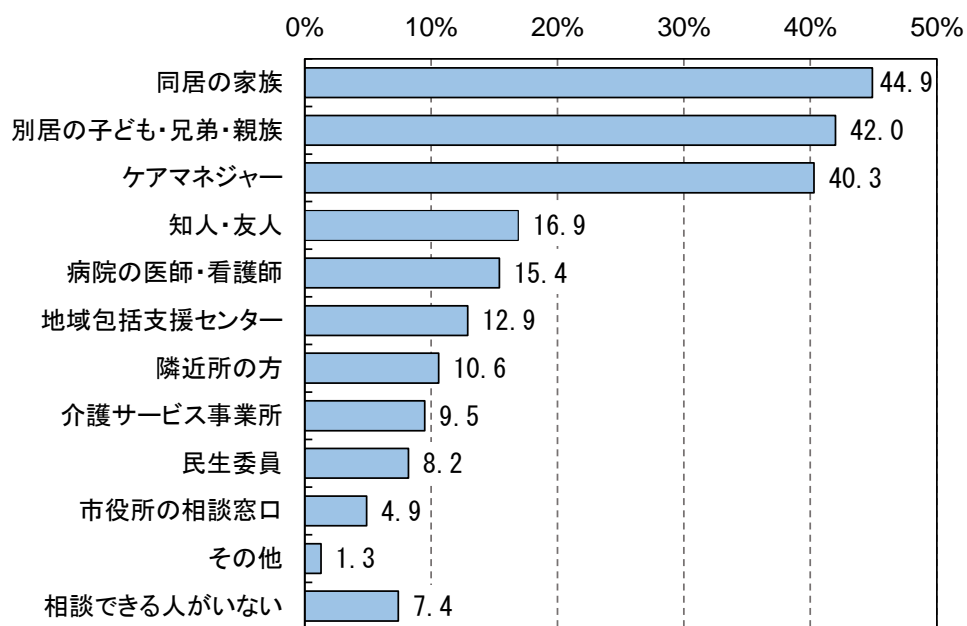
■介護をする上で困っていること



### ③ 介護や生活上の悩みを相談する相手

介護や生活上の悩みを相談する相手では、「同居の家族」が44.9%で最も多く、次いで「別居の子ども・兄弟・親族」(42.0%)、「ケアマネジャー」(40.3%)と続いている。

#### ■介護や生活上の悩みを相談する相手



(回答者:526人)



# 3 盛岡市社会福祉審議会・高齢者福祉専門分科会

## (1) 盛岡市社会福祉審議会条例

(平成 19 年 12 月 25 日 条例第 60 号)

(趣旨)

第 1 条 この条例は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）第 7 条第 1 項の規定により設置する盛岡市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(調査審議事項の特例)

第 2 条 審議会は、法第 12 条第 1 項の規定に基づき、児童福祉に関する事項を調査審議するものとする。

(任期)

第 3 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 4 条 委員長は、会議の議長となる。

2 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の 4 分の 1 以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。

3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 審議会が法第 9 条第 1 項に規定する特別の事項について議事を開き、議決を行う場合においては、当該特別の事項に係る臨時委員を委員とみなして、前 2 項の規定を適用する。

(専門分科会)

第 6 条 審議会に、法第 11 条第 1 項に規定する民生委員審査専門分科会のほか、障害者福祉に関する事項（同項に規定する身体障害者福祉専門分科会の所掌する事項を含む。）を調査審議するため障害者福祉専門分科会を、児童福祉に関する事項を調査審議するため児童福祉専門分科会を、高齢者福祉に関する事項を調査審議するため高齢者福祉専門分科会を、地域福祉に関する事項を調査審議するため地域福祉専門分科会を置く。

2 専門分科会は、民生委員審査専門分科会にあっては委員長が指名する委員を、それ以外の専門分科会にあっては委員長が指名する委員及び臨時委員をもって組織する。

3 専門分科会に専門分科会長を置き、当該専門分科会に属する委員の互選とする。

4 専門分科会長は、専門分科会の会務を総理し、会議の議長となる。

5 第4条第2項及び前条の規定は、専門分科会について準用する。この場合において、これらの規定中「委員長」とあるのは「専門分科会長」と読み替えるものとする。

(部会)

第7条 審議会は、その定めるところにより、専門分科会に部会を設けることができる。この場合において、部会の組織及び運営に関することは、第4条及び第5条の規定に準じて審議会で定める。

(審議会の議決の特例)

第8条 審議会は、その定めるところにより、専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）又は社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第3条第1項の審査部会その他部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、保健福祉部において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成25年条例第35号）

この条例は、公布の日から施行する。

## (2) 審議経過

開 催 月 日	審 議 内 容
平成26年11月13日(木)	「高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画」に係る諮問
平成27年2月12日(木)	「高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画」に係る答申

## 4 盛岡市介護保険運営協議会

---

### (1) 盛岡市介護保険条例（抜粋）

（平成12年 3月30日 条例第26号）

#### 第4章 運営協議会

##### （設置）

第13条 介護保険事業の運営に関する重要事項を調査審議させるため、市長の附属機関として盛岡市介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

##### （所掌事務）

第14条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 介護保険事業の費用に関すること。
- (2) サービスの提供状況に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が介護保険事業の運営上必要と認める事項に関すること。

##### （組織）

第15条 協議会は、次に掲げる者をもって組織し、委員は、市長が委嘱する。

- (1) 被保険者を代表する委員6人
- (2) 事業者及び施設を代表する委員6人
- (3) 公益を代表する委員5人

2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

##### （会長及び副会長）

第16条 協議会に会長及び副会長1人を置き、それぞれ公益を代表する委員のうちから委員が互選する。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

##### （会議）

第17条 協議会は、市長が招集する。

2 協議会は、第15条第1項各号に掲げるそれぞれの委員の1人以上が出席し、かつ、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

##### （庶務）

第18条 協議会の庶務は、保健福祉部において処理する。

##### （委任）

第19条 第13条から前条までに定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

## (2) 審議経過

開催月日	審議内容
平成26年11月26日(水)	盛岡市高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画(案)について

盛岡市 高齢者保健福祉計画  
第6期介護保険事業計画  
(平成27年度～平成29年度)

---

発行 盛岡市 平成27年3月  
電話 019(651)4111  
担当 保健福祉部 介護高齢福祉課・高齢者支援室

※平成27年4月から課名が下記のとおり変更になります。

介護高齢福祉課 ⇒ 介護保険課  
高齢者支援室 ⇒ 長寿社会課